

双葉地方町村及び県と国との事務レベル協議会次第

平成24年6月22日（金）18:00～
福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

1. 開会

2. あいさつ

(1) 復興庁統括官

(2) 福島県副知事

3. 意見交換等

(1) 国側説明事項

①原子力発電所の事故による避難地域の被災者・自治体に対する
国の取組方針（グランドデザイン）について

②避難解除等区域復興再生計画の進め方について

③「生活環境整備事業」の対象事業事前調査について

④避難指示解除準備区域等の公共インフラの本格的な復旧
（工程表）

⑤除染の方針について

⑥その他

(2) 意見交換

4. 閉会

※終了後、ぶら下がり取材あり

双葉地方町村及び県と国との事務レベル協議会 出席予定者

国側

(復興庁)

岡本 統括官
福井 参事官
由良 参事官
太田 参事官
尾澤 参事官
岡 参事官
諸橋 福島復興局長
浜辺 福島復興局次長

(内閣府原子力被災者生活支援チーム)

児島 参事官
須藤 参事官

(文部科学省)

田口 研究開発局 開発企画課長

(厚生労働省)

岩崎 大臣官房 総務課長補佐

(農林水産省)

藤岡 食料安全保障課 原子力災害対策専門官

(経済産業省)

中村 地域経済産業G 立地環境整備課長
守本 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部原子力損害対応室長
渡邊 原子力安全・保安院事故対策室 特別顧問

(環境省)

坂川 廃棄物・リサイクル対策部 企画課長
桐生 大臣官房付
鷺坂 水・大気環境局長
奥主 水環境担当審議官

自治体側

(福島県)

内堀副知事

(双葉地方町村)

| | |
|-----|--------|
| 広野町 | 黒田副町長 |
| 檜葉町 | 永山総務課長 |
| 富岡町 | 田中副町長 |
| 川内村 | 猪狩副村長 |
| 大熊町 | 鈴木副町長 |
| 双葉町 | 井上副町長 |
| 浪江町 | 檜野副町長 |
| 葛尾村 | 金谷副村長 |

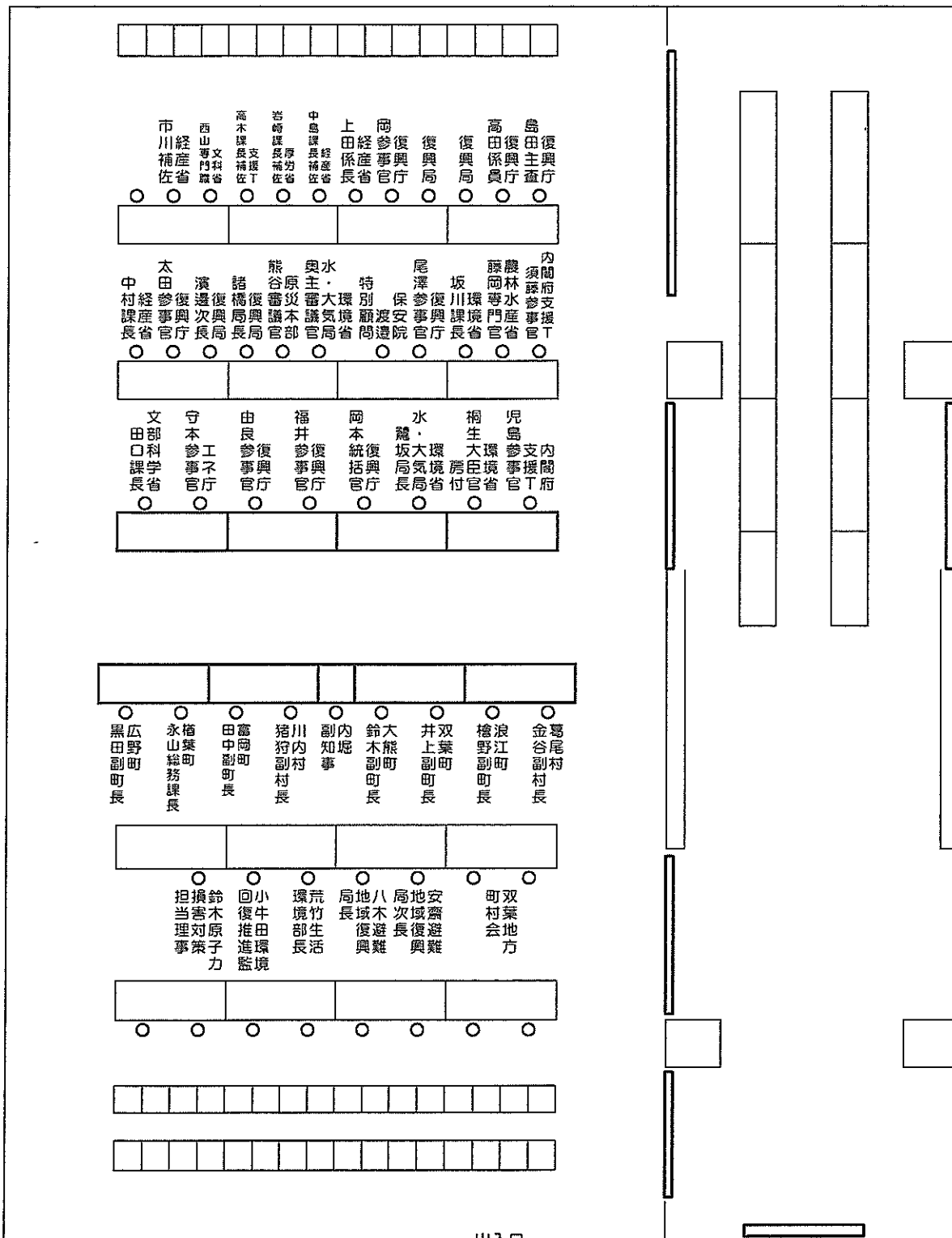
国側提出資料

- 資料 1 原子力発電所の事故による避難地域の被災者・自治体に対する国の取組方針（グランドデザイン）について
- 資料 2 避難解除等区域復興再生計画の進め方について
- 資料 3 「生活環境整備事業」の対象事業事前調査について
- 資料 4 避難指示解除準備区域等の公共インフラの本格的な復旧（工程表）
- 資料 5 除染の方針について

事務レベル協議会 配席図

平成24年6月22日(金) 18:00~

福島県庁本庁舎 2階 「第一特別委員会室」



グランドデザインに関する今後の進め方について

平成24年6月22日
復興庁

1. グランドデザインの主要構成

グランドデザイン本文案では「Ⅰ. 国の基本姿勢」に続き、「Ⅱ. 目指すべき復興の姿」を提示。これは、いわば避難地域の復興・再生の青写真。

また、「Ⅲ. 実施すべき取組」として国が取り組む施策の方向性を提示。国の施策の具体化を加速するための出発点となるものである。

2. 今後の進め方について

(1) 出発点としての素案の公表

このような出発点としてのグランドデザインの位置付けを踏まえ、本グランドデザインの素案を早期に公表した上で、ここに掲げる将来像や取組の具体化を進めたい。なお、素案としては、今月9日の本文案から趣旨を抽出した資料を調整予定。

(2) 関係自治体と共同での具体化

グランドデザインの素案の公表後、被災市町村及び県と共同で、

○グランドデザインに関連して実施する個別施策の具体化や、市町村ごとの課題についてより具体的な相談を進めたい。

○目指すべき復興の姿について、地域の方々がイメージされる将来像と合わせて更に議論し、具体像を共有していきたい。

上記で検討した結果は、福島復興再生特別措置法に基づく「避難解除等区域復興再生計画」など国の取組に反映し、避難地域の復興・再生を加速する。

3. 日程（予定）

上記を踏まえた日程案は下記のとおり

| | |
|-----------|------------------------|
| 6月9日（実施済） | 8町村長＋知事＋大臣 GD原案をご説明 |
| 6月22日（本日） | 8町村＋県＋国（事務レベル）において意見交換 |
| 7月 | 素案の公表 |
| 7月以降 | 事項案に沿って共同で検討を進める。 |

グランドデザイン及び関連施策に関し今後取り組むべき事項

平成24年6月22日
復興庁

グランドデザインを踏まえて実施していく関連施策や将来像を具体化するため、今後取り組むべき事項は、下記のとおりである。

1. 関連施策の具体的展開

(1) 解除される区域における生活環境の再生

① 公共インフラ等

公共インフラの復旧、公共サービスの提供については、帰還の時期に応じて復旧、提供が進むよう、市町村毎に工程を明確化し、また適時に見直しを行う必要がある。

② 広域インフラ等

複数の市町村が共同で整備、使用していた広域インフラ施設の復旧・整備については、事業実施主体を中心としつつ、関係市町村、福島県、国など関係者の連携した取組が必要である。また、広域交通インフラの復旧・整備についても幅広い関係者の連携が必要である。

③ 生活環境

生活環境の再構築については、商業、サービス業など民間セクターの参加が不可欠であり、地域におけるコミュニティ再生に向けた取組を、国・県、自治体が専門家の活用や団体等への協力依頼などによりサポートしていく必要がある。

(2) 長期避難における居住環境等の確保・整備

空間線量の自然減衰マップ等から予想される避難が必要となる期間の見通しや、住民の意向調査により判明する避難中の居住地・形態などに関する住民の希望などを踏まえ、生活拠点に必要な機能等を検討の上、県や受入れ自治体も交えた調整を実施し、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を確定する必要がある。また、当該方針に基づき、必要な生活拠点の確保・整備等を進める必要がある。

(3) 産業・雇用の再生

グランドデザインに基づき策定する産業振興・雇用対策プランにおいては、企

業の帰還や避難地域への投資・雇用確保に資する施策リストを示す予定。

避難地域に立地していた企業の事業継続や移転、雇用の確保についてこれまで政府が行ってきた対策の相当部分が企業の帰還の局面でも活用可能である。

また、相当数の住民の避難が継続している中において、避難指示の解除後に円滑に企業が事業再開や投資を行い、この地域に投資が戻るのを促進するための更なるインセンティブについても検討を行う必要がある。

更に、避難地域において新たな成長産業の集積化を図るための取組についても、他地域との連携強化を含め具体化を図る必要がある。

(4) 農林水産業

①農用地等の除染について

農用地等の除染については、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に定めるとおり、農業生産を再開できる条件を回復させるという点に配慮して実施する必要がある。

②地域ごとの営農の再開の具体的段取り

営農の再開に向けた段取りを地域ごとに具体化すべく、農林水産業再生プランで示された農用地等の除染、農業用施設等の復旧、農業生産基盤整備等を進める具体的手順を協議する必要がある。

2. 将来像を具体化していくための継続的検討

(1) 地域の将来像

ランドデザインでは、5年後、10年後の目指すべき復興の姿についてたたき台としてのイメージを提示したところ。これについては、地域の自治体や住民の方々がイメージされるより具体的な将来像を、国を始めとする関係者間で共有していくべきもの。今後議論を進めていく中で、どのような方向性が考えられるのか、あるいはより具体的な姿に近づけるためにどのようなことが必要か、議論を深めていく必要がある。

(2) 長期を見通すにあたっての検討課題

概ね10年後に向けた避難地域の復興を考えるにあたっては、ランドデザインに記述したとおり、帰還に関する住民の意向や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の近傍（いわゆる緩衝地帯）の取り扱いに加え、除染に不可欠な関連施設の設置状況、第一次産業における風評被害の影響度合いなど、現時点においては見通すことが困難な要因が多く、これらの状況によっては見通しが大きく変動することから、こうした点についての検討を深めていく必要がある。

以下は、現在作成中の農林水産業再生プランについて、そのイメージを把握していただくために、記述例や記述の方向性等をお示ししたものである。

原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び 地域再生のための農林水産業再生プラン（骨子案）

平成24年〇月〇日
復興庁
農林水産省
環境省

1. はじめに

（※本プランの背景、趣旨等について記載。趣旨に関しては、本プランが、現時点において想定される農林水産業再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニューを提示するものであるが、今後の住民の帰還や、営農等の再開の進展等に応じて、必要な対策を講じる旨を記載する予定。）

2. 基本的な考え方

原子力災害により避難を余儀なくされた農業者等が、避難指示解除やインフラ復旧に伴い、円滑に帰還し、地域の農林水産業の復興・再生に向けて希望を持って取り組むことができるよう、除染、インフラ復旧、営農再開に向けた条件整備等を推進する。

3. 避難区域の震災以前の農林水産業の状況

（農林水産業に関連する基礎的なデータを記載）

4. 具体的な取組（※記載イメージ）

（一）農用地等の除染

（作成中）

[これまでの取組状況]

（農用地等における除染技術の開発や実証事業について記載）

(二) 農地、農業用施設等の復旧

- 農地、農業用施設の復旧については、災害復旧事業を迅速に進める。
- (大柿ダムや海岸防災林の復旧等について記載)

[これまでの取組状況]
(農林水産業関連のインフラ復旧状況について記載)

(三) 農業生産基盤整備の推進

- 農業の復興及び再生のための農業生産基盤整備を推進する。
- 基幹的な道路に連結する農道や集落道についても、主要交通網が分断されている状況において、農業生産の復興や地域の復興に不可欠であることから、生産基盤整備の中で一体的に整備を進める。
- ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設の機能を回復するため、施設の点検、清掃、軽微な修理および修繕などの支援を行うとともに、施設の耐震化を図る。

(四) 農業に係る環境モニタリング等

- 農地土壌、農業用水等のモニタリングの継続的な実施等により、検査結果を随時情報発信し、国民の理解を得る。
- (ダム、ため池や用排水路等の堆積土砂について記載)

[これまでの取組状況]
(農地土壌の放射性物質濃度マップや農業用水のモニタリングについて記載)

(五) 地域の農業再生に向けた計画づくり

<地域の関係者による話し合い>

- 避難指示解除後の農業の再生に向けて、市町村、JA、生産者等の関係者により、地域の今後の農業のあり方について検討し、具体的な計画を策定する。

- 先進的な農業生産の展開、地域資源を活用した新事業の創出など、農業の再生に向けて地域として検討する。国は、県と連携して、地域の検討をきめ細かくサポートする。

(六) 営農再開に向けた条件整備

<営農再開に向けた地域の取組の推進>

- 避難指示が解除され、農家の帰還及び通常の作業が可能となった段階で、営農再開に向けて、除草、地力増進作物の作付、土壌調整（土壌改良資材・堆肥の投入）、水路・農道等の補修など、地域での取組を推進する。

<試験栽培の実施>

- 農用地等の除染の進捗に合わせて、稲等の試験栽培を実施し、基準値以下の米等が実際に生産できることを実証する。試験栽培の結果に基づき、稲の作付制限の解除等も進める。

[これまでの取組状況]
(試験栽培の状況について記載)

<施設、機械等の整備等に対する支援>

- 植物工場等施設園芸などの新たな取組を含む、農業の復興・再生に向けた農業・加工用施設及び農業用機械の整備等を支援する。

[支援内容等]
(事業支援メニューについて記載)

<風評被害対策>

- 販売促進フェアを開催するとともに、社内食堂・飲食店などで積極的に利用してもらうよう、業界団体等に働きかけを行う。

[これまでの取組状況]
(「食べて応援しよう！」について記載)

※上記項目の他、農業系廃棄物の処分、生産者等による施設、機械等の補修・整備、食品の検査の実施等についても記載。

(七) 林業・木材産業再生に向けた取組の推進

- (路網整備や間伐等の森林整備の推進について記載)
- 木質系震災廃棄物、木材加工時に発生するバーク、未利用間伐材等を有効に活用できる木質バイオマス発電施設等の整備に対する支援を行う。
- (きのこ原木対策について記載)

[これまでの取組状況]
(木質バイオマス発電の状況について記載)

(八) 漁業の再開に向けた検討

- 放射性物質の値が低い一部の魚種から漁業再開が可能か検討する。

(九) 区域外での事業再開等

- 農山漁村地域における農地、雇用、住まい等に関する受入情報の提供、耕作放棄地を再生し営農活動を再開するまでの取組への支援等、営農の再開に向けた支援を行う。

以下は、現在作成中の産業振興・雇用対策プランについて、そのイメージを把握していただくために、記述例や記述の方向性等をお示ししたものである。

原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生 のための産業振興・雇用促進プランについて（骨子案）

平成24年〇月〇日
復興庁
厚生労働省
経済産業省

1. はじめに

（※本プランの背景、趣旨等について記載。趣旨に関しては、本プランが、グランドデザインに即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプランを示したものであり、今後の住民の帰還や企業の帰還・立地の進展等を踏まえて見直しを行い、さらなる対策の充実に努めるべき旨を記載する予定。）

2. 事故前の避難地域の産業・雇用の状況

（※域内総生産、企業数、就業者数等について記載）

3. 地理的な状況について

グランドデザインの「目指すべき復興の姿」に記載したとおり、避難区域の復興については、以下のような地理的な状況認識を踏まえて対策を進める。

- ・避難地域の復旧と復興は、解除された区域や解除が見込まれる区域から先行して順次取り組むことを想定する。
- ・避難地域の復興には、当該地域と、浜通りの北部及び南部並びに中通りの3地域との連携が非常に重要。これら3地域は、避難生活からの生活再建を図る拠点であると同時にインフラ復旧事業や除染、廃炉作業の前線を支える地域。これら周辺地域と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興の加速化を目指す。
- ・避難地域を中心に、これらの地域を相互に接続するため、常磐自動車道など道路インフラの復旧を進め、地域間のネットワークの連携の強化と確保を図ることにより、地域全体の復興を促進する。

4. 取組の指針等

グランドデザインに記載したとおり、以下のようなシナリオに沿って取組を進める。

- ・地域を支える産業を再生させ、安定的な操業確保を図るとともに、生活再建の基盤となる雇用を確保する。
- ・短期的には、企業が帰還を進めるために必要な資金の確保など支援施策を引き続き実行して、企業の帰還を促す。また、事故前と同様の職業、業種に就職することが困難な場合も多いため、雇用機会の創出やハローワークの積極活用により、被災者の方々の就労を支援する。その際、除染作業、廃炉作業、インフラ復旧などの事業においても、一定の雇用を確保する。
- ・これらにより、避難地域におけるヒト、モノ、カネの流れの再生に努める。
- ・中期的には、帰還企業の安定的な操業確保を図るとともに、新規企業の参入、投資を促す取組を継続し、産業の集積を推進していく。また、研究開発拠点の形成、研究の開始にあわせて、産業集積の高度化を図り、新規雇用を創出する。

これらを念頭に置いて、避難指示解除やインフラ復旧に伴い、企業、住民が円滑に帰還でき、また、新たな企業立地が進むよう、国等が主導して、支援策等を個別にきめ細かく集中的に実施するとともに、帰還の

流れを作るため、地元自治体、住民、企業、産業界、国との緊密な連携・
協力を図る。

5. 具体的な対策 (※記載イメージ)

(一) 企業の帰還及び経営支援

<企業ごとの課題把握と対応>

(※企業ごとの課題把握を強化するとともに、企業等のニーズに可能な限り
応えられるような体制を構築する旨を記載)

[取組状況及び今後の取組]

(※現在の取組、今後の取組について具体的に記載)

<中小企業への経営相談>

- 中小企業団体、政策金融機関等による、帰還を検討している事業者
に対する相談会（資金支援、経営相談等）の実施。
- (※その他中小機構（中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援
センター福島）を拠点とした相談対応や商工会等（中小企業支援ネッ
トワーク強化事業）を活用した相談員派遣等による経営相談等につい
て記載)

<中小企業・中堅企業への金融支援等>

○ グループ補助金

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、
地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして福島県からの認
定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧に対し、国が
1/2、福島県が1/4補助。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ ○/○までで、福島県において○○グループ、○○者、国費と県費を
あわせて○○億円の採択を行った。
- ・ (※今後の取組等を記載)

○ 仮設店舗・工場等の整備

- ・被災中小事業者の事業再開支援のため、中小機構が仮設店舗・工場等（旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。）を整備し、自治体を通じ、事業者に無償で貸し出しを行う。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県内〇〇市町村から〇〇箇所の整備要望があり、〇〇箇所で竣工。このうち、双葉郡においては、〇町村から〇〇箇所の整備要望があり、〇〇箇所で竣工（平成24年〇月末）
- ・本事業は真に必要な仮設対応によらざるを得ない案件に限定して整備を進めていく方針。

○ 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」【中小企業団体】

- ・避難区域に事業所を有していた企業が解除された地域内において事業を継続・再開する場合に、1,000万円（小規模事業者にあっては500万円）まで融資。無利子・無担保。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県内の商工会議所又は商工会、福島産業振興センターが受け付け。融資件数は〇〇件で融資金額は〇〇億円。

○（※その他「東日本大震災復興緊急保証」「東日本大震災復興特別貸付」等、また、いわゆる二重債務問題に苦しむ事業者に対する支援体制等について記載）

<税制等による企業活動支援>

○ 税制による投資、雇用支援

東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に基づく税制（※作成中）

○ 規制・手続きの特例による企業活動促進

東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に基づく規制の特例等（※作成中）

<インフラ整備>

(※作成中)

<中核企業の帰還への強力なフォローアップ体制の構築>

- すそ野産業への影響が大きく、特に需要や雇用の創出効果の大きい地域の中核企業の帰還に向けたフォローアップ体制を強化（相談業務の重点的实施等）。

- （その他の中小企業帰還に向けた対策を記載）

(二) 新規投資の促進等

<増設等の推進>

- ふくしま立地補助金を最大限活用する。

平成23年度補正予算により措置した総額1,700億円のふくしま産業復興企業立地補助金を県が計画的に運用し、避難地域における新規企業立地が促進されるよう最大限努めていく。

<ソーシャルビジネスによる新しい雇用・産業の創出>

- 内閣府「復興支援型地域社会雇用創造事業」、厚労省「震災等緊急雇用対応事業」等を活用。

- （※その他のソーシャルビジネスによる雇用の創出について記載）

<新産業創出・産業活性化>

(再生可能エネルギーや医療関連等の成長産業の振興)

- 再生可能エネルギーの研究開発や実証等を推進し、産業集積に必要なとなる研究・試験などを実施するとともに、その成果を活かした産業の創造に取り組む。

- また、医療機器等の研究開発を通じた医療関連産業の振興を推進。

<研究開発拠点構想>

(※再生可能エネルギー、医療産業に関する拠点や、環境回復・創造、廃炉技術に関する拠点を含む福島研究開発・産業創造拠点構想について、取組状況を記載)

(三) 雇用拡大・就労支援

<ハローワークによる就職支援>

- ハローワークで、雇用保険の受給を終了した方など必要な方に対する担当者制などによるきめ細かな職業相談を実施。ニーズに応じた求人の開拓、求人情報の郵送などによる提供を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 福島県の有効求人数 〇〇〇人 (24年〇月)
- ・ 福島県の有効求職数 〇〇〇人 (24年〇月)
- ・ 福島県の就職者数 〇〇〇人 (23年4月～24年〇月)
- ・ 今後も、引き続き就職支援を実施

- 市町村役場など、利便性の高い場所での出張相談会や、立地企業、事業再開企業などを含めた合同就職面接会を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 福島県内での出張相談 〇〇件 (23年3月16日～24年月〇日現在)
- ・ 平成24年度も引き続き実施。

- 帰還可能地域での就職を希望する新卒者には、避難先の高等学校等と協力して、ハローワークで帰還先企業の求人情報を提供。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 就職内定率 (平成24年3月卒の高校生) : 97.5% (前年同期比3.8ポ

イント増、福島県)

- ・ ジョブサポーターの支援による就職者数：3,311人
- ・ 平成24年度も引き続き就職支援を実施

<職業訓練>

- 地域の事情に応じた新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけるための職業訓練を実施。一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度により訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給。また、従業員に職業訓練を実施する際には、一定の要件を満たせば、キャリア形成促進助成金等による支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 公的訓練受講者数 (平成23年度福島県実績)
 - 公共職業訓練 2,767人
 - 基金訓練・求職者支援訓練 2,993人
- ・ 公的職業訓練計画数
 - 公共職業訓練 2,218人 (平成24年度福島県計画数)
 - 求職者支援訓練 1,647人 (福島県の平成24年4月～7月開講コースの認定実績)

<雇用創出>

- ふくしま産業復興雇用支援事業 (国の「事業復興型雇用創出事業」)

各種産業施策による支援を受けて、事業を開始・再開し、被災者を安定的な雇用で受け入れる場合には、「ふくしま産業復興雇用支援事業」により、3年間で最大225万円の雇入れに係る助成金による支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 福島県には、550 億円を交付。(地域雇用再生・創出モデル事業分を含む)
- ・ 平成 24 年〇月末時点での福島県の支給決定件数は〇〇件 (〇〇人) (浜通り地方では、〇〇件 (〇〇人))。

- (※その他、震災等緊急雇用対応事業や、地域雇用再生・創出モデル事業等について記載)

<除染、復興事業の人材確保、就職支援>

- ハローワークが自治体と連携して、除染、復興事業の人材確保、就職支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・ 市町村と連携して除染求人確保をようハローワークに指示 (平成 24 年 4 月 27 日)
- ・ 今後この指示に基づき人材確保策を推進していく。

(四) 連携促進等の取組

<「『日本はひとつ：がんばろう福島県』しごと協議会」を通じた連携>

- 「『日本はひとつ：がんばろう福島県』しごと協議会」などを通じて、除染、復興事業の受注事業所、産業政策の対象事業所など、雇用拡大が見込まれる事業所の情報共有を推進。関係機関が連携して、これら事業所にハローワークへの求人提出を勧奨し、ハローワークは協議会などで収集したこれらの情報を元に、事業所への求人開拓を実施。

- (※ その他、帰還に関する相互連携、ビジネス・雇用についての協力要請や風評被害対策・販路開拓支援等について記載)

平成24年6月22日

新しい賠償基準の住民説明会用 配付資料のイメージ

今後、関係自治体等との検討・調整を経て、基準を公表した後、国及び東京電力(株)が新しい基準について、住民説明会等にお伺いしたいと考えております。

本資料はその際に、住民の皆様等に賠償基準の内容をご説明する資料の現時点のイメージです。

今後、内容につきまして変更もあり得ますので、県、市町村限りでお願いいたします。

<資料の構成>

- ・新しい賠償基準に関する説明会配付資料(案) (避難指示区域内用) 別添1
- ・新しい賠償基準に関する説明会配付資料(案) (旧緊急時避難準備区域用) 別添2
- ・建物(住宅)に係る賠償基準について 別添3

対外非公表

* 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

別添1

平成24年6月22日

新しい賠償基準に関する説明会
配付資料(案)
(避難指示区域内用)

平成24年〇月

経済産業省

東京電力株式会社

新しい賠償基準に関する説明会・配布資料
目次(案)

| | |
|---------------------|----|
| 1. 新しい賠償基準の方針 | 1 |
| 2. 新しい賠償基準の全体像 | 2 |
| 3. 財物賠償（賠償額の算定方法） | 3 |
| 4. 営業損害・就労不能損害 | 5 |
| 5. 精神的損害及び避難費用 | 6 |
| 6. 賠償の全体像(避難指示区域) | 7 |
| ① 帰還困難区域 | 7 |
| ② 居住制限区域 | 8 |
| ③ 避難指示解除準備区域 | 9 |
| 7. 主な請求受付スケジュール(予定) | 10 |
| 8. 必要となる手続(P) | 11 |
| 9. 参考資料 | 12 |
| 新しい賠償基準の対象となる区域 | 12 |

新しい賠償基準の方針

①生活再建のために、十分な賠償金額を確保いたします。

具体的には、

- ・土地・建物の賠償について、再取得を考慮した算定を行います。
- ・営業損害・就労不能損害について、十分な賠償期間を確保いたします。

②新たな生活を開始していただくため、従来の3カ月毎のご請求に加え、賠償金の一括払いをご用意いたします。

具体的には、

- ・家財の賠償、営業損害・就労不能損害、精神的損害等、幅広い項目で一括払いを可能とします。

③事業再開、就労再開に配慮した賠償金の支払をいたします。

具体的には、

- ・一括払いの期間中に、営業再開して得た収益や、やむを得ず転職して得た収入については、賠償額から控除しません（「特別な努力」）。
- ・一括払いの期間後の風評被害について、賠償の対象といたします。

新しい賠償基準の全体像

1. 財物価値の喪失又は減少等（財物賠償）

- (1) 宅地・住宅（建物）
- (2) 家財
- (3) 事業用資産（償却資産・棚卸資産）

2. 営業損害・就労不能損害

- (1) 営業損害、就労不能損害の一括払い
- (2) 「特別な努力」について
- (3) 一括払い期間後の賠償について
- (4) 追加的費用

3. 精神的損害・避難費用

- (1) 精神的損害の一括払い
- (2) 一次立入費用、検査費用等の一括払い
- (3) その他（実費のお支払い）

○上記の損害項目及びその賠償額は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえ、国の関与の下で、東京電力が定めたものであり、内容に納得いただけない場合には、和解仲介手続きや訴訟等による解決も選択できます。

○上記の損害項目については、基本的に中間指針第二次追補に明示されたものを具体化したものであり、その他の損害についても必要に応じて、市町村等とも相談しつつ扱いを検討していきます。

財物賠償(賠償額の算定方法①)

(1) 宅地・住宅(建物)

◎共通した考え方

- ・帰還困難区域については、事故発生前の価値の全額を賠償いたします。
- ・居住制限区域、避難指示解除準備区域については、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償いたします。

◎事故発生前の価値の算定方法

① 宅地

- ・固定資産税評価額の1.4倍を時価相当額として、賠償いたします。

② 住宅(建物)

○先行支払

- ・対象となる住居の床面積に1.4万円・㎡を乗じた金額を先払いいたします。
※ ここでお支払いした金額は、②本支払の金額から差し引かせていただきます。

○本支払

- 現在の固定資産税評価額を、新築時点の評価額に割り戻します。
- その額を1.7倍することにより、新築時点の時価相当額を算出します。
- 新築時点から現在の物価基準に調整します。
- 築年数に応じて償却させ、賠償額を算出します。木造の場合、48年で償却します。
- 築年数が一定期間以上(木造の場合、48年以上)経過した建物については、iiiの金額の20%を賠償額といたします。
- 外構物・庭木については、iiiの5%を庭木等の減価しない物の賠償額とし、ivの10%を外構物等の減価する物の賠償額とします。

○この方法によることが適当でない場合

- ・様々な事情により固定資産税評価額によることが適当でない場合には、個別評価等別途の方法を検討しております。詳細については、早急にお知らせいたします。

※森林等については、市町村等と協議しつつ、詳細を検討することとしております。

財物賠償(賠償額の算定方法②)

(2) 家財

・以下の表に基づき、家族構成に応じた一定額をお支払いします。

(単位:万円)

| | 1名 | 2名 | | 3名 | | | 4名 | | | | 5名 | | | |
|--------------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------|
| | 単身 世帯 | 大人 1名 子ども 1名 | 大人 2名 | 大人 1名 子ども 2名 | 大人 2名 子ども 1名 | 大人 3名 | 大人 1名 子ども 3名 | 大人 2名 子ども 2名 | 大人 3名 子ども 1名 | 大人 4名 | 大人 2名 子ども 3名 | 大人 3名 子ども 2名 | 大人 4名 子ども 1名 | 大人 5名 |
| 帰還困難区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 居住制限区域 避難指示解除 準備区域 | | | | | | | | | | | | | | |

数字については精査中

※ 上記の家族構成以外の方々についても定額が設定されております。

・損害の総額が上記の一定額を上回る場合には、実費の賠償も選択可能といたします。

(3) 事業用資産(償却資産・棚卸資産)

①償却資産

再取得・修理の必要の観点から、帳簿価格に以下の補正を行い、賠償額を算定します。

(i) 耐用年数到達時に、残存価値率が20%となるように配慮します。

(ii) 償却方法を定率法から定額法に補正し、帳簿価格を引き上げます。

②棚卸資産 原則として帳簿価格を賠償額とします。

営業損害・就労不能損害

(1) 営業損害、就労不能損害の一括払い

以下について、区域の見直しに関係無く、一律の期間に応じてお支払いします。

①農林水産(P)業

原則として、本年7月分から平成28年12月分まで一括してお支払いします。

②その他の事業

原則として、本年7月分から平成27年2月分まで一括してお支払いします。

③就労不能損害

原則として、本年6月分から平成26年2月分まで一括してお支払いします。

従来通り、3カ月ごとの支払についても受付いたします。

(2) 「特別な努力」について

- ・一括払いの期間中に、営業を再開した場合、新規に就労した場合には、一括払いの金額から営業再開後の収益・就労後の所得の控除は行いません。

(3) 一括払い期間後の賠償について

- ・一括払いの期間後に発生した風評被害等について、賠償の対象といたします。

精神的損害・避難費用・その他

(1) 精神的損害の一括払い

- ・標準的な一括支払いの金額を以下のように設定いたします。
 - 帰還困難区域：一人当たり600万円を一括してお支払い。
 - 居住制限区域：一人当たり240万円(2年分)を一括してお支払い。
 - 避難指示解除準備区域：一人当たり120万円(1年分)を一括してお支払い。
- ・解除までの見込み時期を市町村が決定する場合には、当該期間分の金額を一括してお支払いいたします。

数字については精査中

(2) 避難・帰宅費用、一次立入費用、検査費用等の一括払い

- ・本年6月以降の一時立入費用、検査費用等について、一括してお支払いいたします。
 - 帰還困難区域：4人世帯の場合、約〇万円を一括してお支払い。
 - 居住制限区域：4人世帯の場合、約〇万円を一括してお支払い。
 - 避難指示解除準備区域：4人世帯の場合、約〇万円を一括してお支払い。

(3) その他（実費のお支払い）

- ・生命・身体的損害等については、個別にご事情を確認させていただいた上で、実費をお支払いいたします。

賠償の全体像(避難指示区域 ①帰還困難区域)

1. 財物価値の喪失又は減少等（財物賠償）

(1) 宅地・住宅（建物）

(宅地) 固定資産税評価額〇万円の場合、〇万円を賠償いたします。

(住宅) 木造新築の場合は固定資産税評価額の約〇倍、築〇年の場合は評価額の約〇倍を賠償いたします。

(2) 家財

大人2名・子ども2名の場合、一括して約〇万円をお支払い。

2. 営業損害・就労不能損害

営業損害（就労不能損害）の一括払い

→ (農業) 54カ月分（2012年7月～2016年12月）の収益

(農業以外の事業) 32カ月分（2012年7月～2015年2月）の収益

(就労) 21カ月分（2012年6月～2014年2月）の収入 を一括してお支払い。

数字については精査中

※ 上記一括払い期間後も、風評被害等について賠償の対象となります。

3. 精神的損害・避難費用

(1) 精神的損害の一括払い → 一人当たり600万円を一括してお支払い。

(2) 避難・帰宅費用、一次立入費用、検査費用等の一括払い → 4人世帯の場合、一括〇万円をお支払い

(3) その他、生命・身体的損害等を実費払い

賠償の全体像(避難指示区域 ②居住制限区域)

1. 財物価値の喪失又は減少等（財物賠償）

(1) 宅地・住宅（建物）

(宅地) 固定資産税評価額〇万円、解除見込み時期が事故後〇年の場合、〇万円を賠償いたします。解除時期が遅れた場合には、追加的に賠償されます。

(住宅) 木造築〇年、解除見込み時期が事故後〇年の場合、固定資産税評価額の約〇倍（約〇万円）を賠償いたします。

(2) 家財 大人2名・子ども2名の場合、一括して約〇万円をお支払い。

2. 営業損害・就労不能損害

営業損害（就労不能損害）の一括払い

→ (農業) 54カ月分（2012年7月～2016年12月）の収益

(農業以外の事業) 32カ月分（2012年7月～2015年2月）の収益

(就労) 21カ月分（2012年6月～2014年2月）の収入 を一括してお支払い。

数字については精査中

※ 上記一括払い期間後も、風評被害等について賠償の対象となります。

3. 精神的損害・避難費用

※ (1) については標準期間に基づく支払

(1) 精神的損害の一括払い → 一人当たり240万円を一括してお支払い。

(2) 避難・帰宅費用、一次立入費用、検査費用等の一括払い → 4人世帯の場合、一括〇万円をお支払い

(3) その他、生命・身体的損害等を実費払い

賠償の全体像(避難指示区域 ③避難指示解除準備区域)

1. 財物価値の喪失又は減少等（財物賠償）

(1) 宅地・住宅（建物）

(宅地) 固定資産税評価額〇万円、解除見込み時期が事故後〇年の場合、〇万円を賠償いたします。解除時期が遅れた場合には、追加的に賠償されます。

(住宅) 木造築〇年、解除見込み時期が事故後〇年の場合、固定資産税評価額の約〇倍（約〇万円）を賠償いたします。

(2) 家財 大人2名・子ども2名の場合、一括して〇万円をお支払い。

2. 営業損害・就労不能損害

営業損害（就労不能損害）の一括払い

→ (農業) 54カ月分（2012年7月～2016年12月）の収益

(農業以外の事業) 32カ月分（2012年7月～2015年2月）の収益

(就労) 21カ月分（2012年6月～2014年2月）の収入 を一括してお支払い。

数字については精査中

※ 上記一括払い期間後も、風評被害等について賠償の対象となります。

3. 精神的損害・避難費用

※ (1) については標準期間に基づく支払

(1) 精神的損害の一括払い → 一人当たり120万円を一括してお支払い。

(2) 避難・帰宅費用、一次立入費用、検査費用等の一括払い → 4人世帯の場合、一括〇万円をお支払い

(3) その他、生命・身体的損害等を実費払い

主な請求受付スケジュール(予定)

- (1) 今年3～5月分の賠償受付
→ 2012年〇月〇日より、請求受付中。
- (2) 住宅(建物)賠償の先行支払
→ 2012年〇月〇日より、請求受付を開始いたします。
- (3) 避難指示区域の一括払い(財物以外)
→ 2012年〇月より、請求受付を開始いたします。
(今年6月以降の損害を一括支払します。)
- (4) 避難指示区域の一括払い(財物)
→ 2012年〇月より、請求受付を開始する予定です。

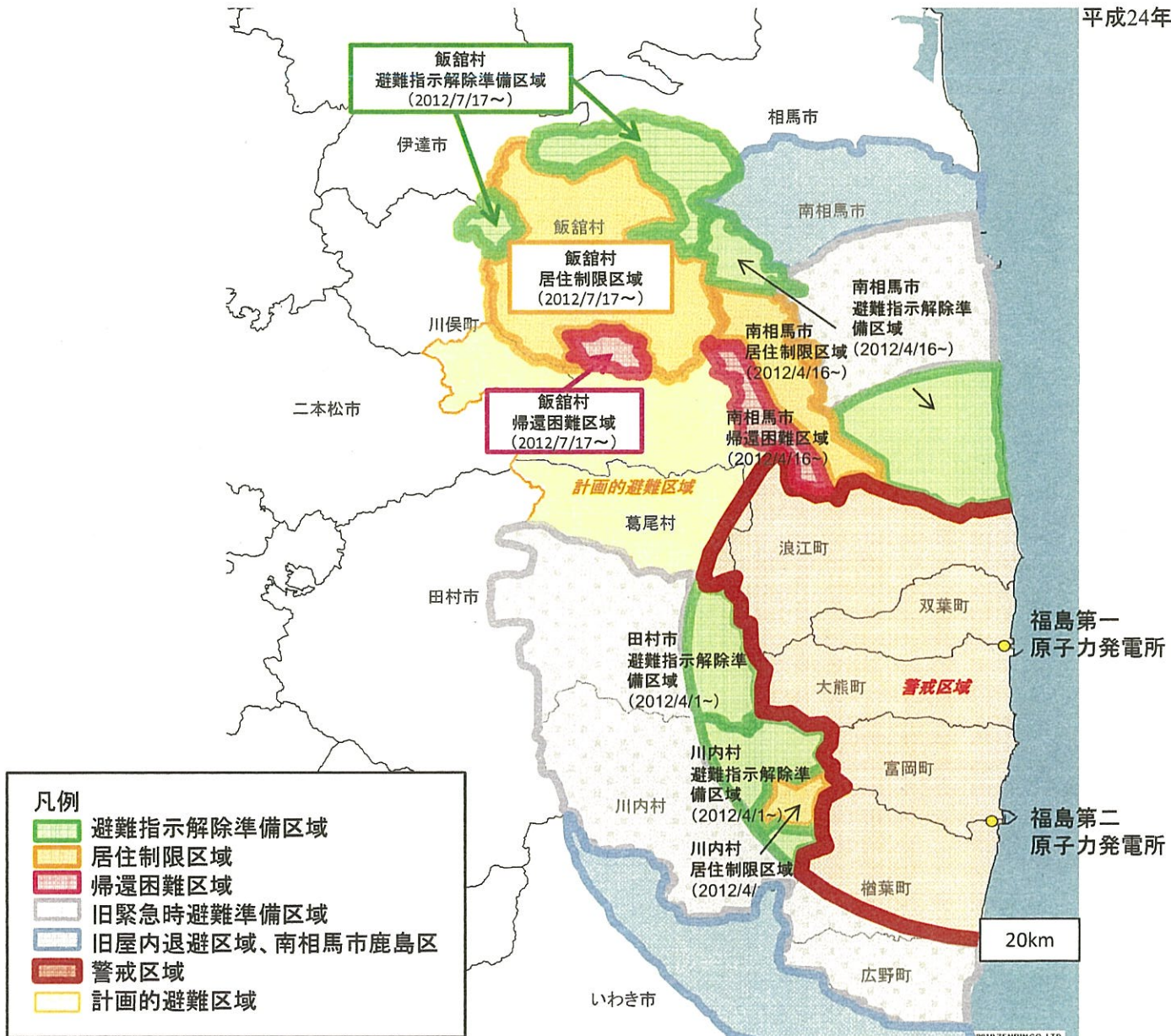
※従来通り3カ月ごとの請求についても受付いたします。

必要となる手続(P)

検討・精査中(P)

(参考)新しい賠償基準の対象となる区域

平成24年6月15日現在



対外非公表

* 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

別添2

平成24年6月22日

新しい賠償基準に関する説明会
配付資料(案)
(旧緊急時避難準備区域用)

平成24年〇月

経済産業省

東京電力株式会社

旧緊急時避難準備区域における賠償

1. 清掃・修理費用

住宅（建物）

住宅について、清掃・修理を想定して建物所有者当たり30万円をお支払いします。
なお、これを超える実損が発生している場合には、追加でその差額をお支払いします。

2. 営業損害・就労不能損害

営業損害（就労不能損害）の一括払い

→（農業）18カ月分（2012年7月～2013年12月）の収益

（農業以外の事業）18カ月分（2012年7月～2013年12月）の収益

（就労）7カ月分の収入（2012年6月～2012年12月）

を一括してお支払い。

※ 一括払いの期間中に、営業を再開した場合、やむを得ず転職した場合には一括払いの金額から営業再開後の収益・転職後の所得の控除は行いません。

※ 上記一括払い期間後も、風評被害等について賠償の対象となります。

3. 精神的損害・避難費用

数字については精査中

（1）精神的損害→①2012年6月～8月分は、通常通り一人10万円・月をお支払い。

②中学生以下の児童・生徒の方に一人35万円を一括してお支払い。
（2012年9月～2013年3月まで、5万円・月）

③早期に帰還された方、区域に滞在されていた方に、滞在期間に応じて最大一人110万円（2011年4月～2012年2月分）をお支払い。

（2）通院交通費等、帰還後の生活費の増加分として、一人〇万円（2012年9月～2013年3月分）を一括してお支払い。

主な請求受付スケジュール(予定)

(1) 今年3～5月分の賠償受付

→ 2012年〇月〇日より、請求受付中。

(2) 上記(1)に含まれない旧緊急時避難準備区域に対する賠償受付

→ 2012年〇月〇日を目途に、請求書を発送いたします。

必要となる手続(P)

検討・精査中(P)

別添3

平成24年6月22日

建物(住宅)に係る賠償基準について

平成24年6月
資源エネルギー庁

建物に係る賠償基準について

既提案の基準の概要

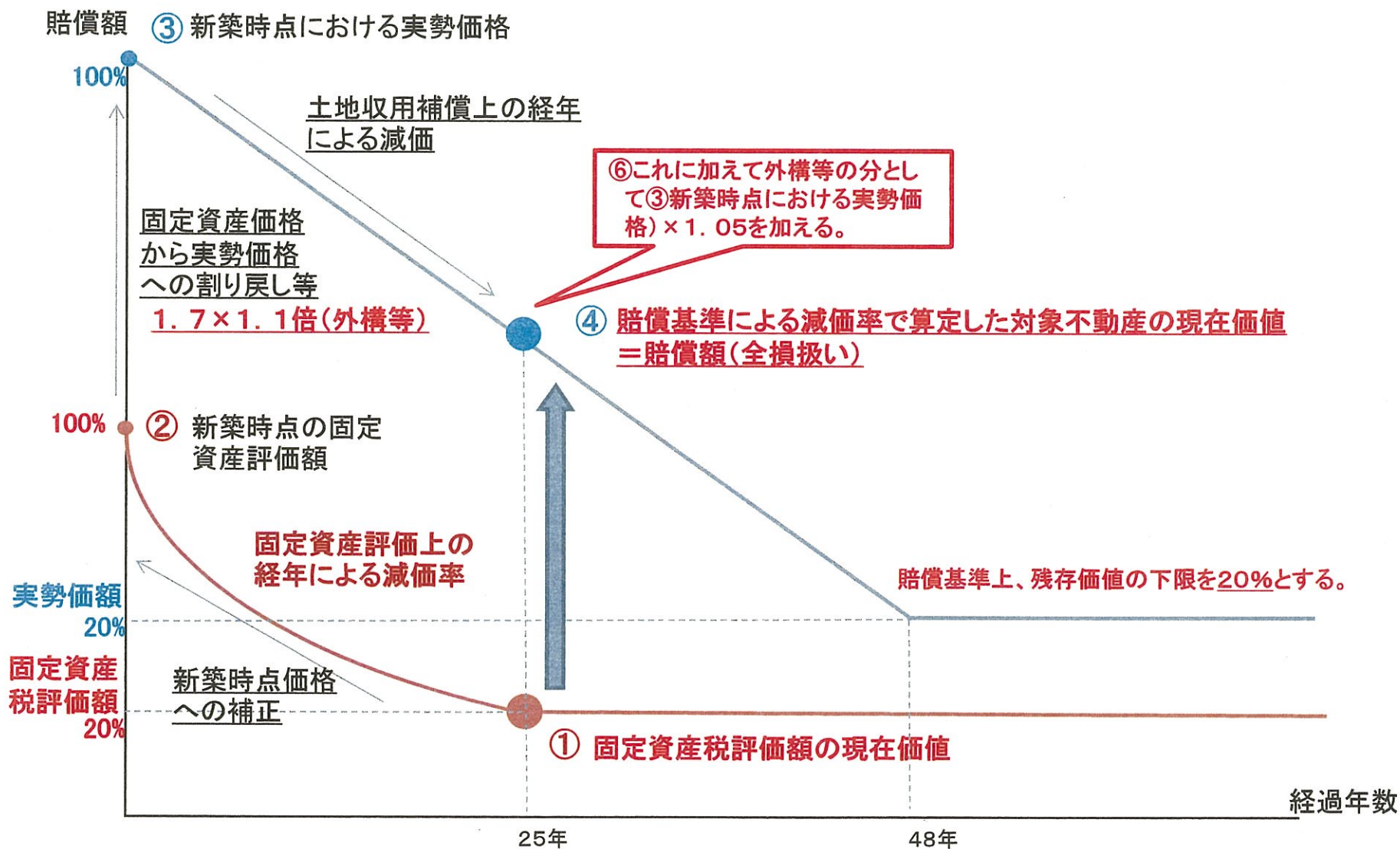
- (1) 現在の固定資産税評価額を、新築時点の固定資産税評価額に算定し直す。
- (2) その額を1.7倍にすることにより、新築時点の時価相当額を算出する。
- (3) 算出した新築時点の時価相当額について、現在の物価水準をもとに調整する。
- (4) 上記の額を築年数に応じて減価させ、賠償額を算出する。(木造の場合、耐用年数を48年として計算)
- (5) 築年数が一定期間経過した建物に配慮するため、賠償額は残存価値が20%の時点を減価の下限とする。
- (6) 外構物、庭木の賠償については、取得価額の5%相当分を減価しないものとして償却を加味せず算出し、取得価額の10%分を減価するものとして、取得価額に加算する。

頂いてる指摘事項

- 固定資産税評価額を賠償金額の算定に用いると、
- (1) 特に古い家屋について、固定資産税評価額が低く見積もられている傾向が強く、収用基準並みの長期の耐用年数を用い、減価の下限を20%にしても、住民が納得を得る金額とはならない。
 - (2) 同規模、同様な家屋について、評価にバラツキが見られる。
 - (3) 改修の場合、修繕による価値上昇が加味されていない
- 仮に固定資産税評価額が適正と考えられる場合であっても、古い家屋については、再調達が可能金額に達しない。

- 建物の構造等を踏まえて個別毎に建物を評価する固定資産税評価額の方が単純に建築費用を平均した建築着工統計で用いられる工事費予定価格よりも、各々の建物の実態をより反映していると考えられることから、基本的には固定資産税評価額を用いて賠償額を算定する。
- ただし、固定資産税評価額を用いた場合、築年数が相当程度経過した建物について固定資産税評価額が低く見積もられる傾向等により賠償額が極めて低額となる場合については、建築着工統計における工事費予定価格を用いた最低賠償単価を設定する(居住相当部分のみ)などして一定の賠償額が確保できる仕組みについて検討する。
- なお、このような場合以外でも、必要な場合には、専門家による鑑定等の個別評価を実施する。
- 検討に当たっては、関係市町村と相談・調整の上、可能な限り適切な扱いとなるよう配慮する。

建物に関する賠償額の算定方法(全損扱いの場合)



※ 固定資産評価基準上の耐用年数(償却期間)は木造住宅で25年

※ 収用補償上の耐用年数(償却期間)は同じ木造住宅で48年

今回提案の方式によるモデル試算

平成24年6月22日

想定例その1 築年数3年(平成21年)の木造住宅

※ 家屋 : 延べ床面積152㎡、固定資産評価額1079万円

想定例その2 築年数31年(昭和56年)の木造住宅

※ 家屋 : 延べ床面積130㎡、固定資産評価額193万円

想定例その3 築年数61年(昭和26年)の木造住宅

※ 家屋 : 延べ床面積133㎡、固定資産評価額22万円

| | 想定例その1 | 想定例その2 | 想定例その3 | |
|-------------------------|--------|--------|----------------------------|------------------|
| | | | 最低賠償単価を適用 (平成22年建築着工統計) | 固定資産評価額 による試算 |
| 事故後2年で解除 | 896万円 | 399万円 | 187万円 | 79万円 |
| 事故後3年で解除 ※区域見直しから2年後 | 1343万円 | 598万円 | 281万円 | 118万円 |
| 事故後4年で解除 | 1791万円 | 797万円 | 375万円 | 158万円 |
| 事故後5年で解除 | 2239万円 | 996万円 | 469万円 | 197万円 |
| 事故後6年で解除 | 2687万円 | 1196万円 | 562万円 | 237万円 |

避難指示区域の見直しに伴う財物等の賠償基準の検討状況について

平成24年6月
資源エネルギー庁

1. 東京電力の賠償に係る国の取組

- ① 東京電力は、本年3月に公表された中間指針第二次追補を踏まえ、賠償基準を策定し、今後、請求の受付を開始する予定。
- ② 今回の賠償は、政府が進める避難指示区域の見直し及び被害者の生活再建に密接に関わるものであるため、政府は前面に立って、自治体からの意見聴取等を行い、基準に反映すべく東京電力と調整を実施。
- ③ 6月9日（土）、政府は、これまでの検討状況について、地元市町村に説明を行い意見聴取。今後、いただいた意見を踏まえつつ、早期の賠償基準の公表に努力。

2. 区域の見直しに係る賠償の検討状況

被害者には、様々な考えの方々がいることを前提として、賠償のあり方が不公平感を惹起することなく、帰還者、移転者それぞれに選択が可能な賠償の枠組みを検討。

(1) 不動産（住宅、宅地）

- ① 帰還困難区域は、事故発生前の価値の全額賠償、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を支払う。

【事故発生前の価値の算定】

イ) 土地

固定資産税評価額に補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定。

ロ) 建物

事故前の固定資産税評価額を元に、新築価格を算定し、長期の耐用年数を用い減価償却し、築年数に応じた事故発生前の価値を算定。

残存価値には下限を設け、古い建物でも一定の賠償額を確保。

- ※1 建物の賠償額の内数として修復費用等先行して支払う。
- ※2 上記の賠償方式が適用できない場合は、別途、個別評価等により対応する。

【事業用の不動産等の賠償】

事業用不動産や償却資産、田畑、森林等は、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値の適切な評価方法を検討。

(2) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じ定額賠償。損害が定額を上回る場合、実費賠償も選択可。
- ② 帰還困難区域は居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定。

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

① 営業損害、就労不能損害の一括払い

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意。

② 就労・事業再開による収入は差し引かず（特別の努力）

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業再開、就労再開により収入を得た場合、賠償期間中の当該収入分の控除は行わない。

※ 営業損害の特別の努力は中小企業が対象

③ 事業再開支援

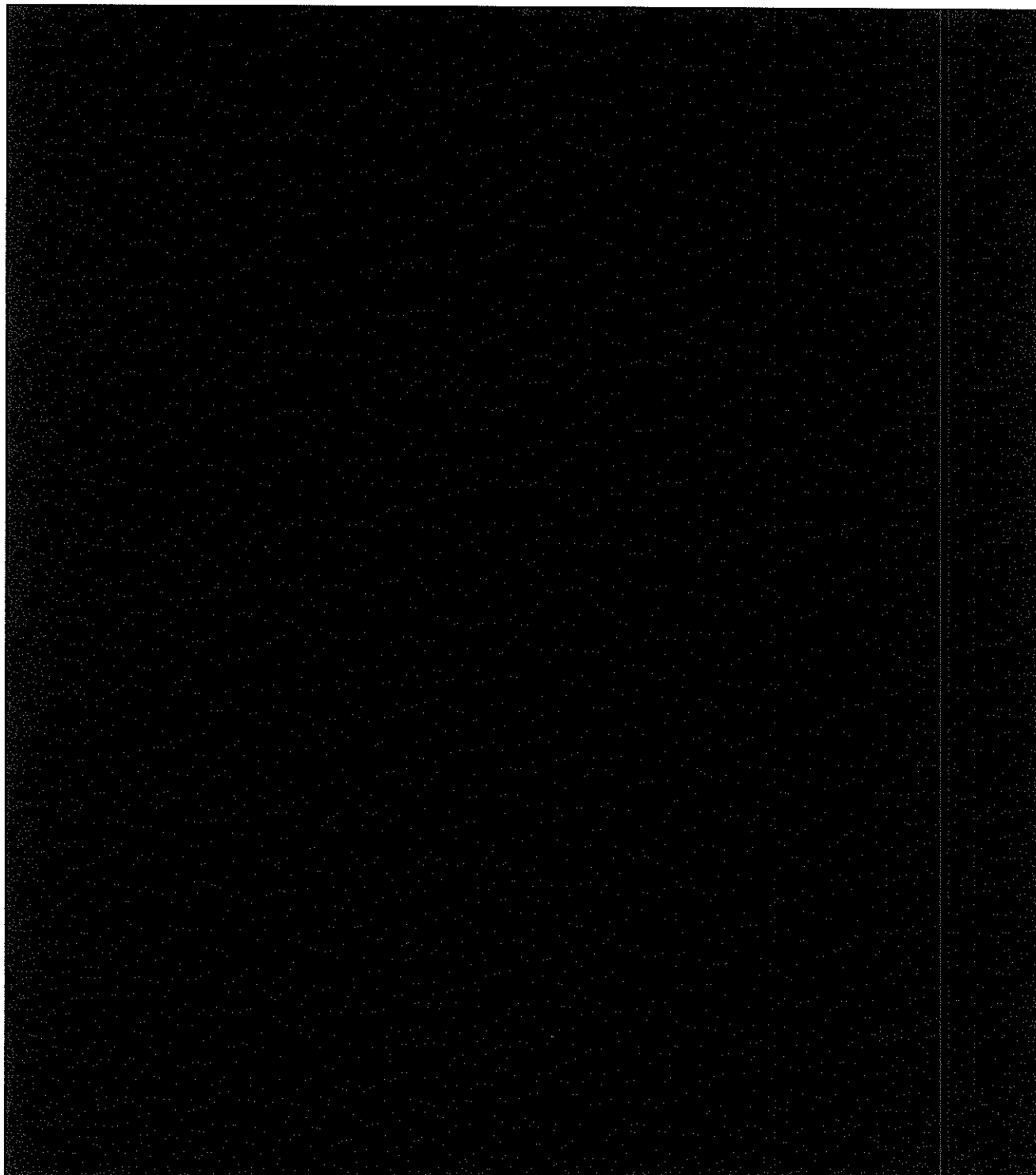
帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害については別途賠償の対象。

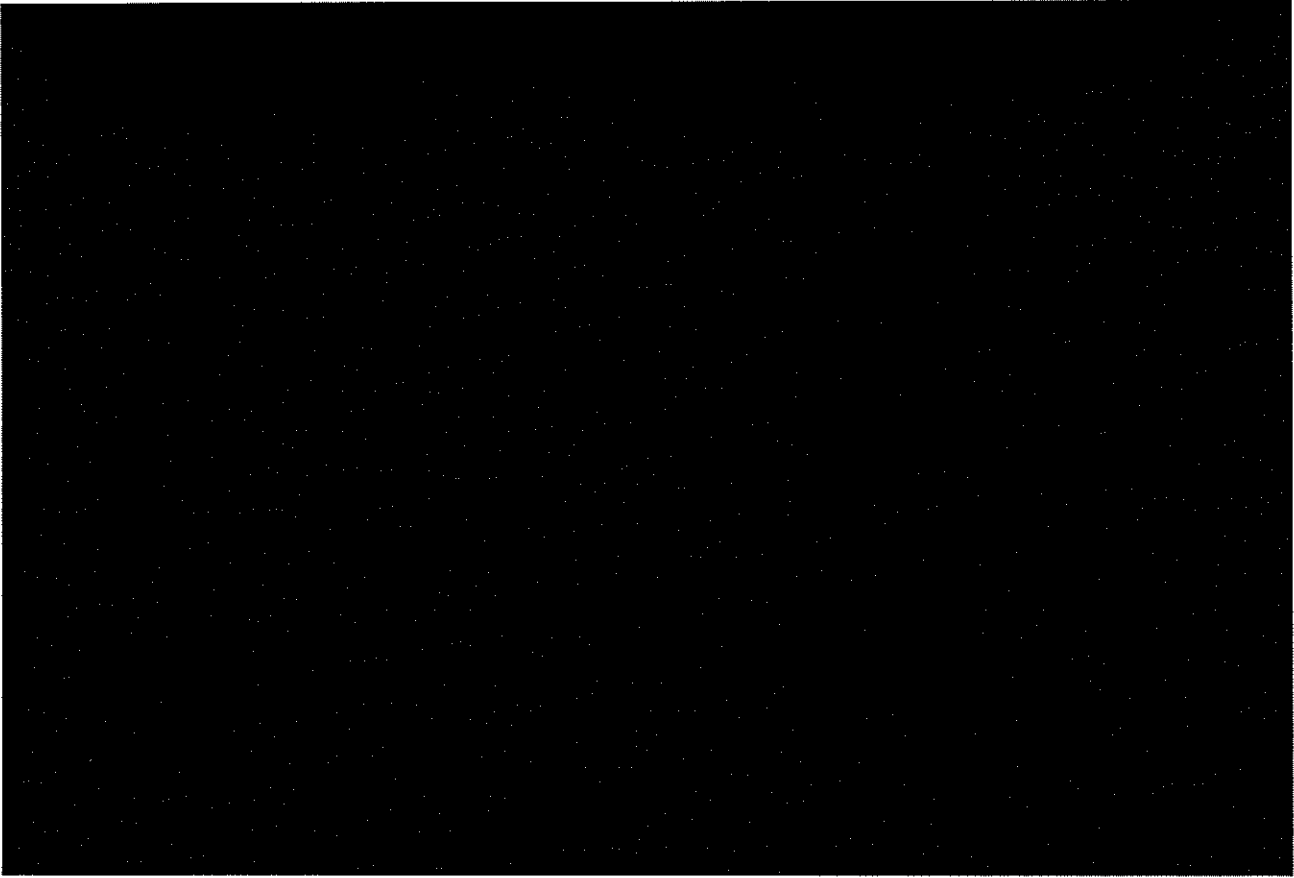
(4) 精神的損害に対する賠償

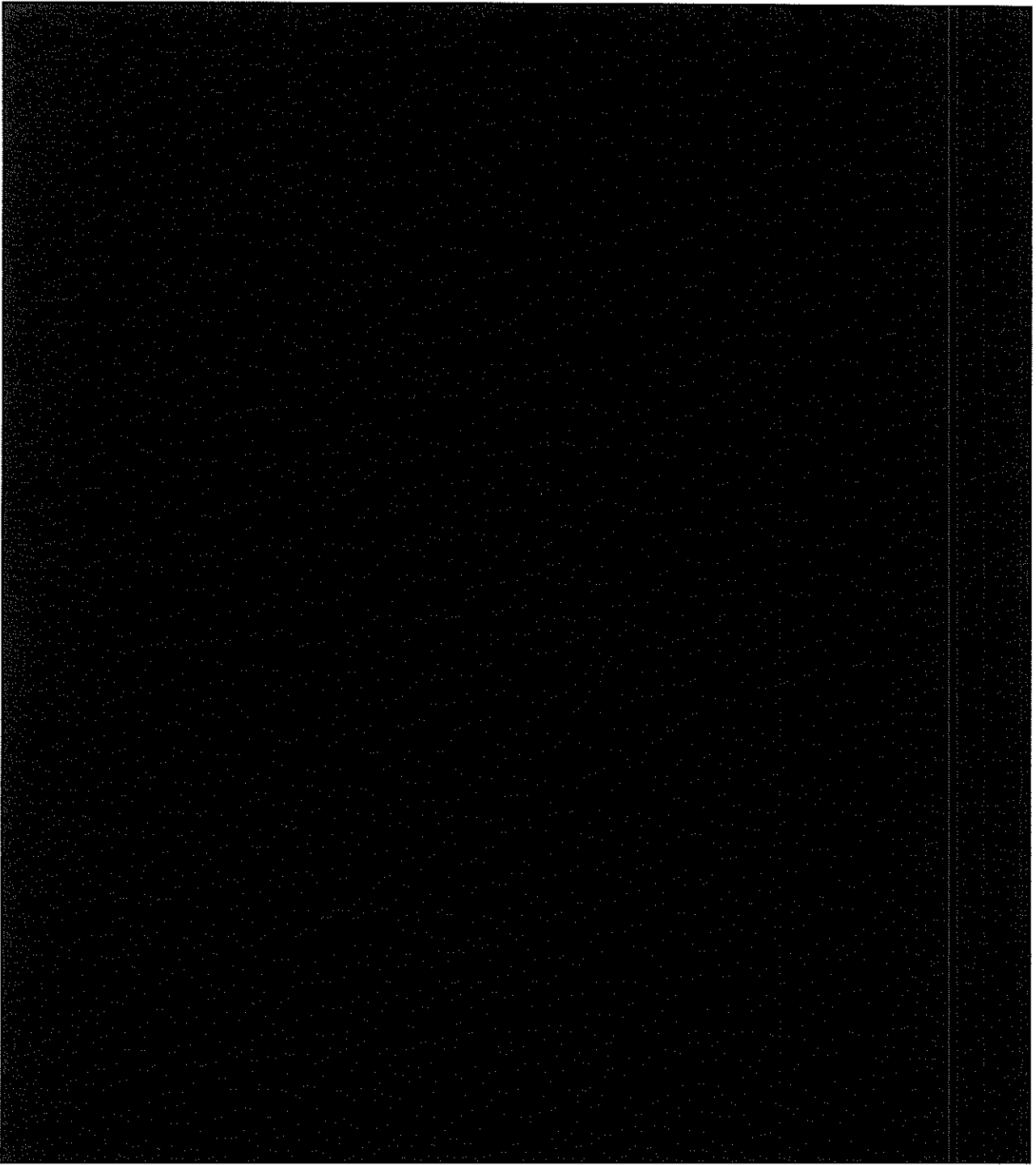
- ① 本年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。
- ② 上記の標準期間以外に、解除までの見込み時期を市町村が決定する場合には、当該期間分の一括払いを行う。

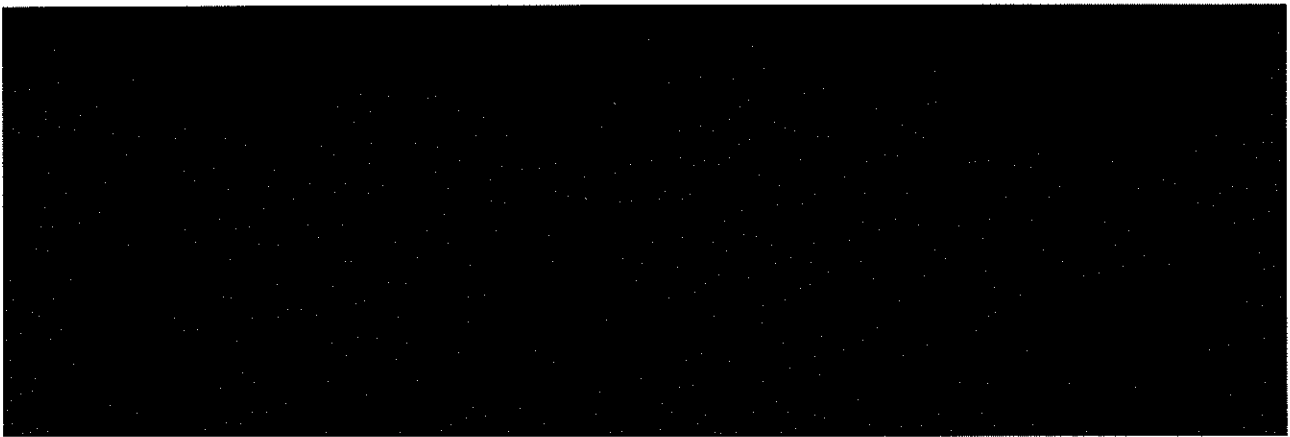
双葉地方町村及び福島県からの御意見への回答

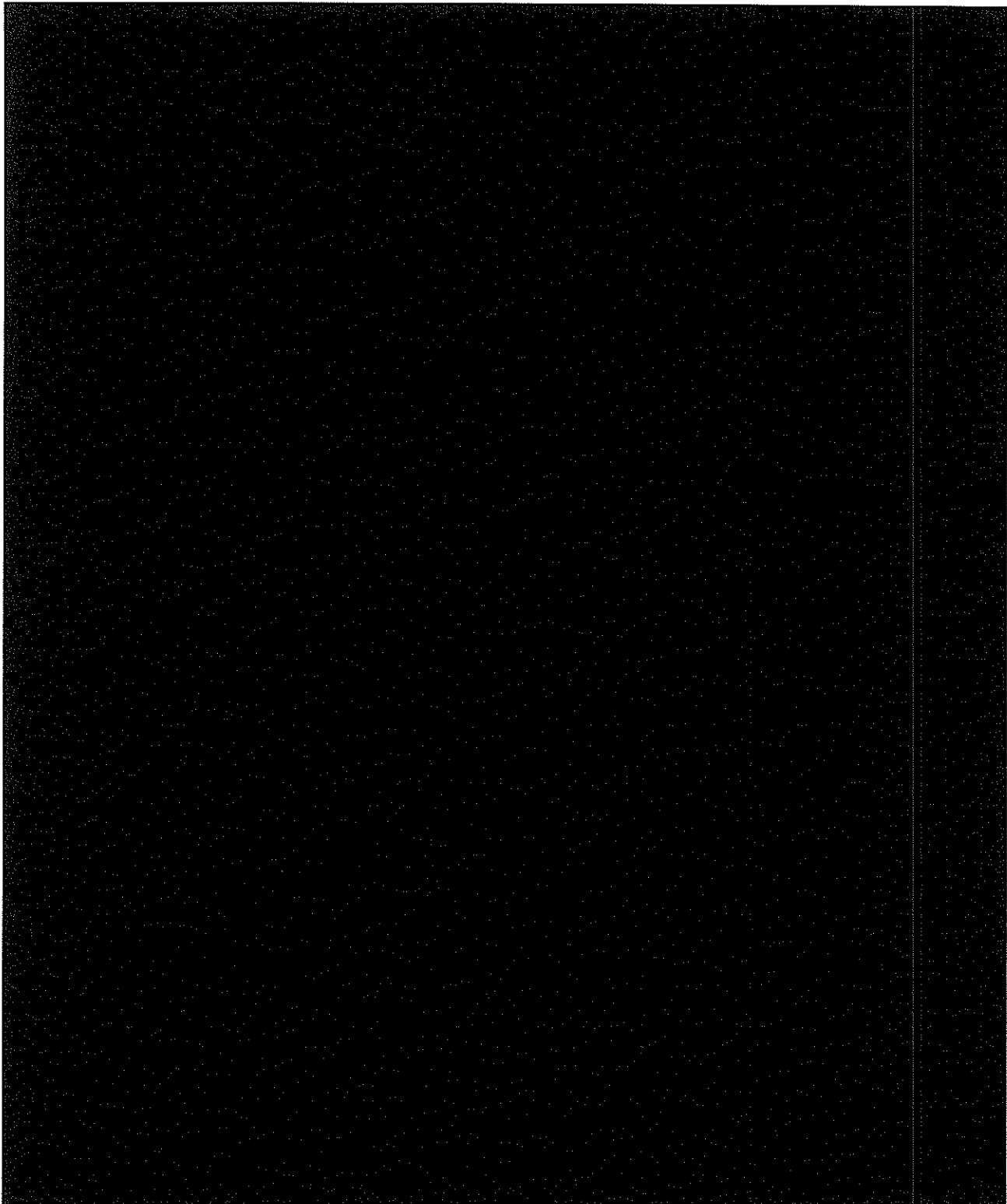
6月9日「双葉地方町村及び福島県と国との協議会」
における御意見への回答

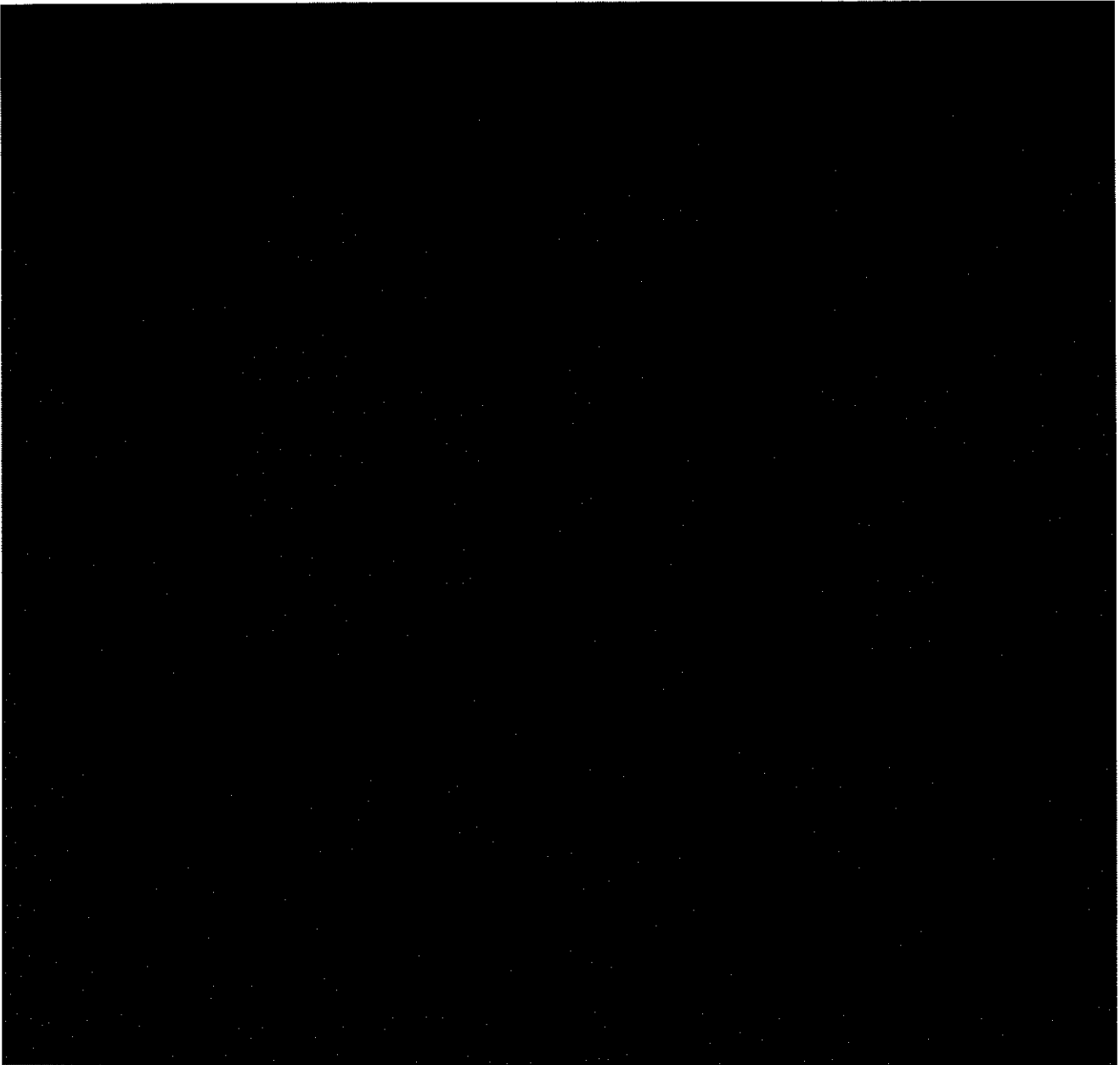


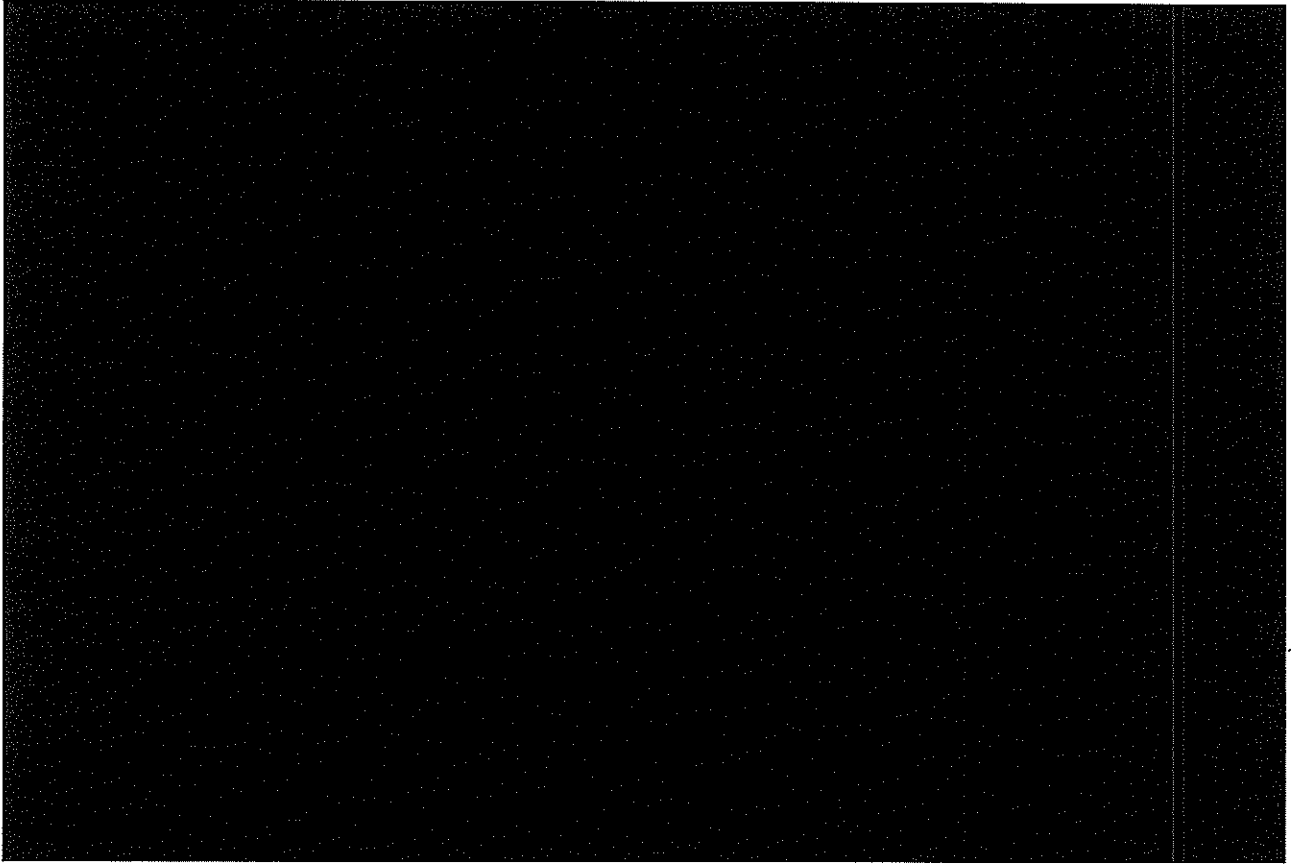


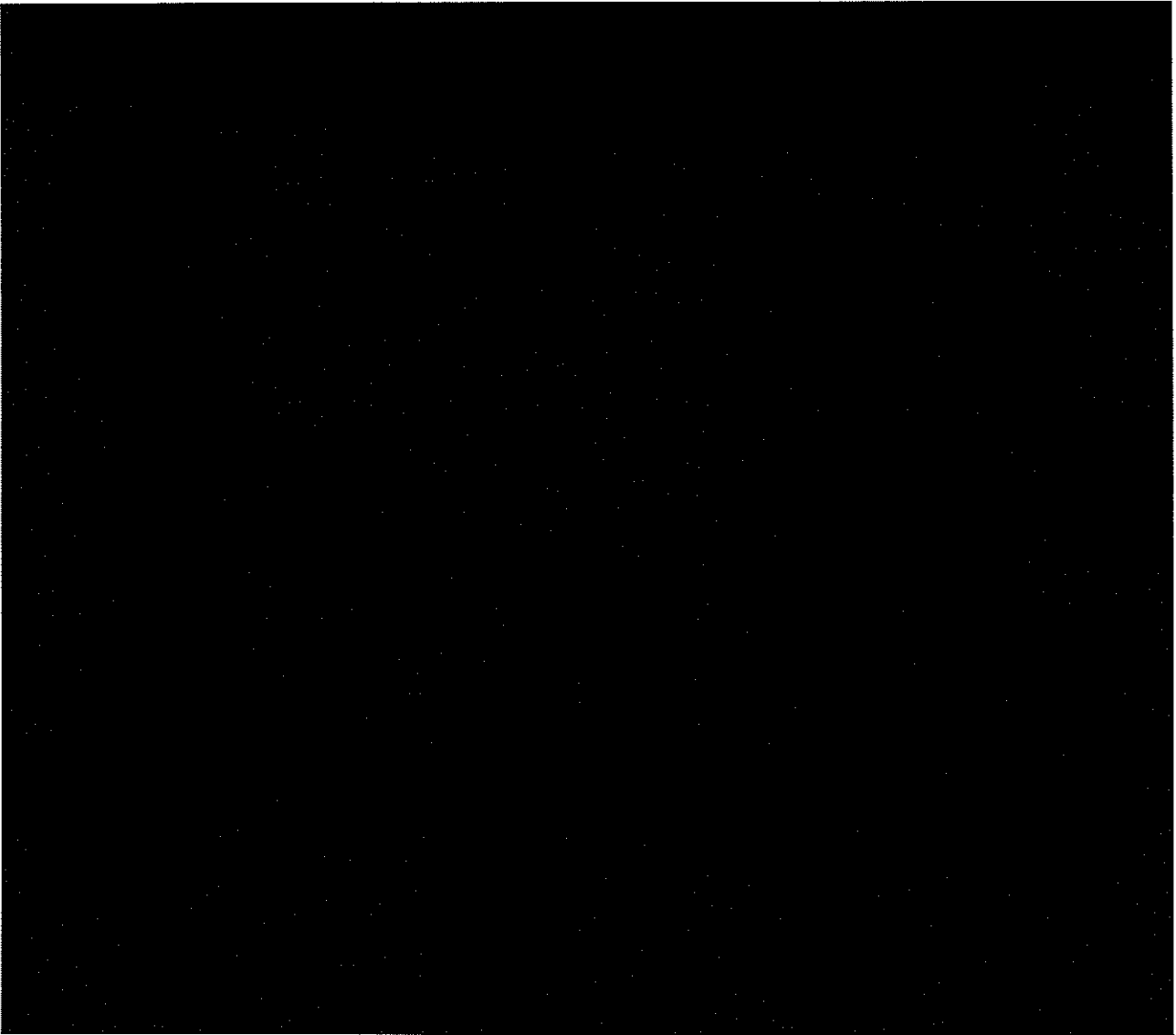


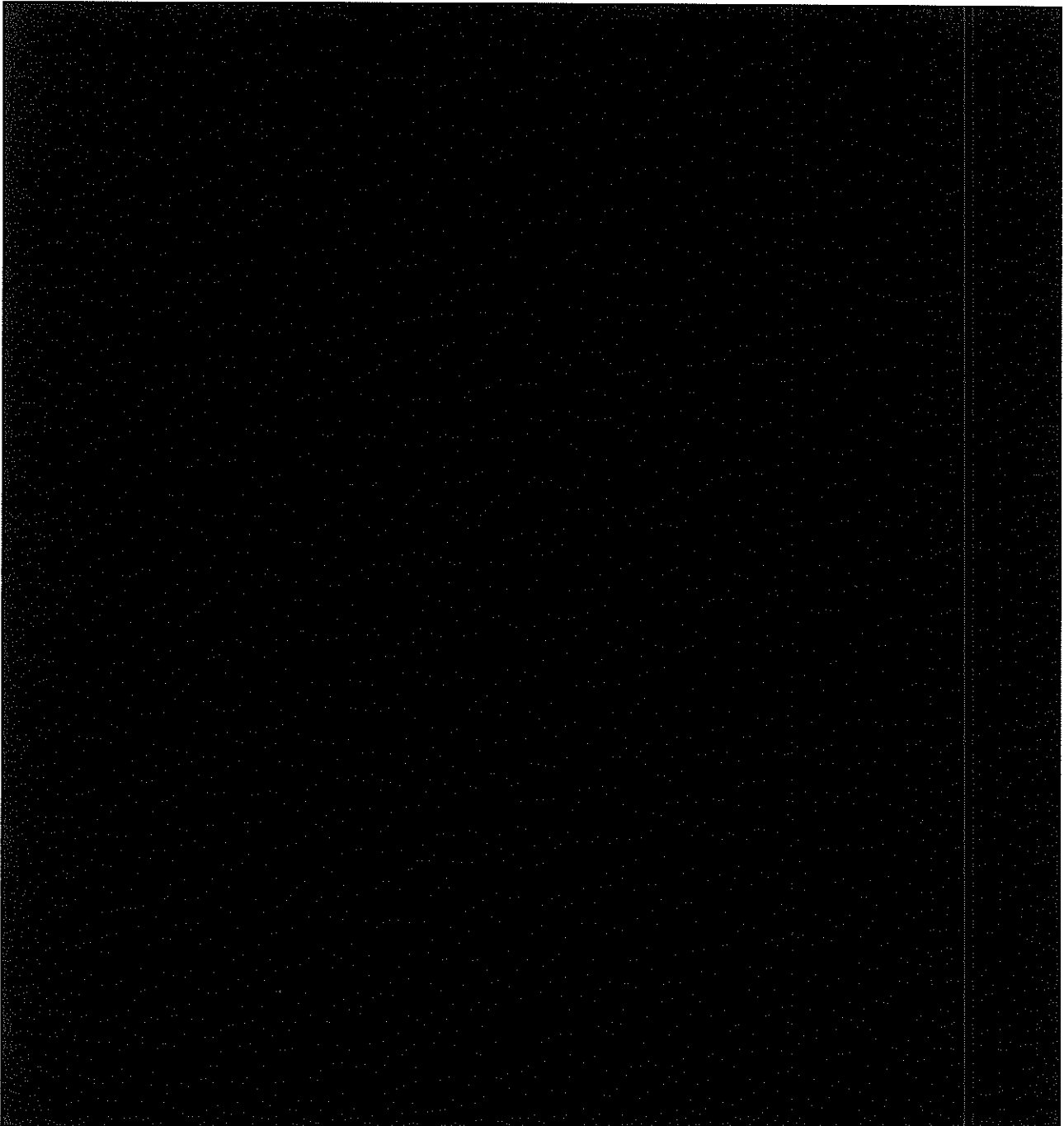


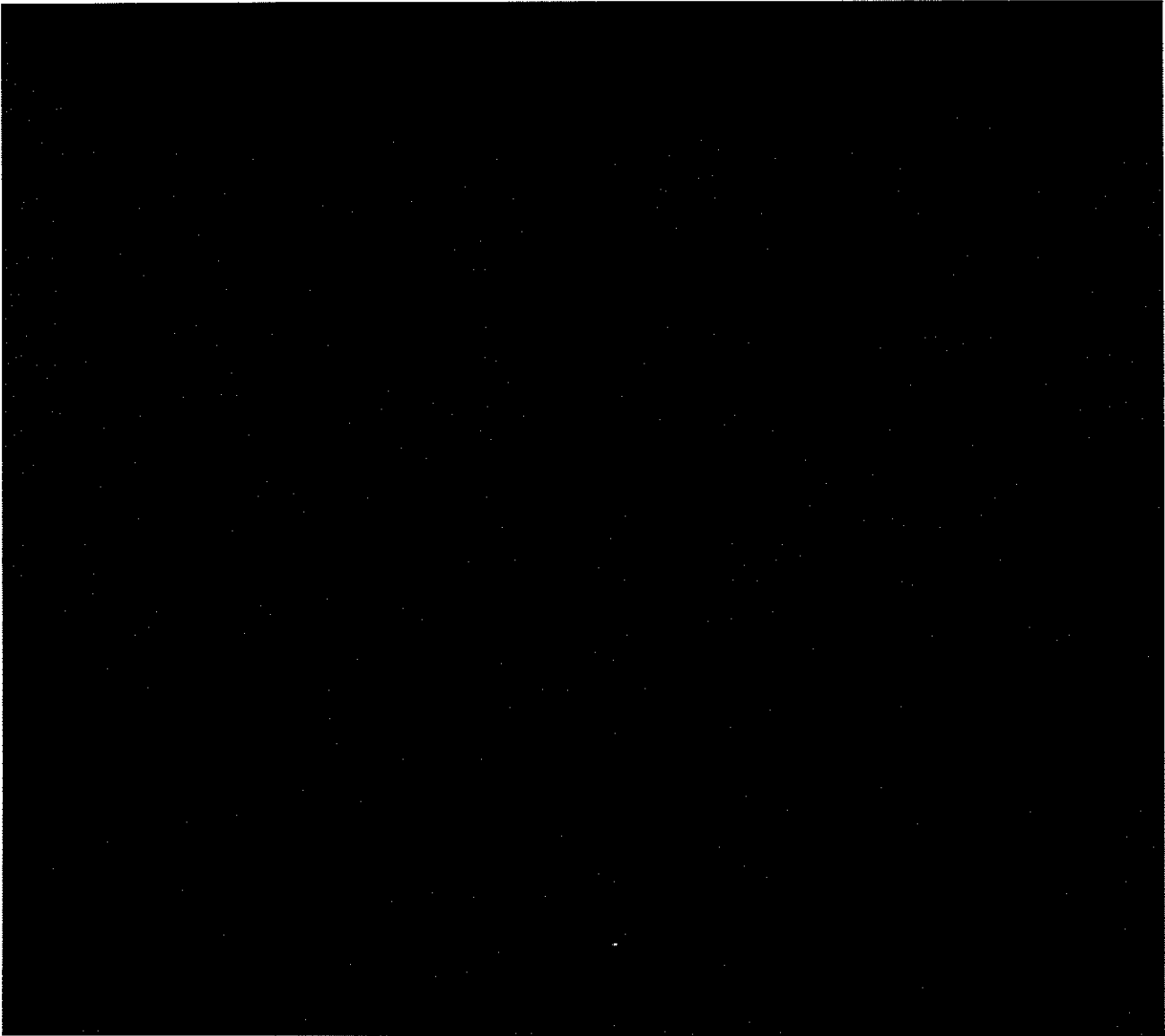


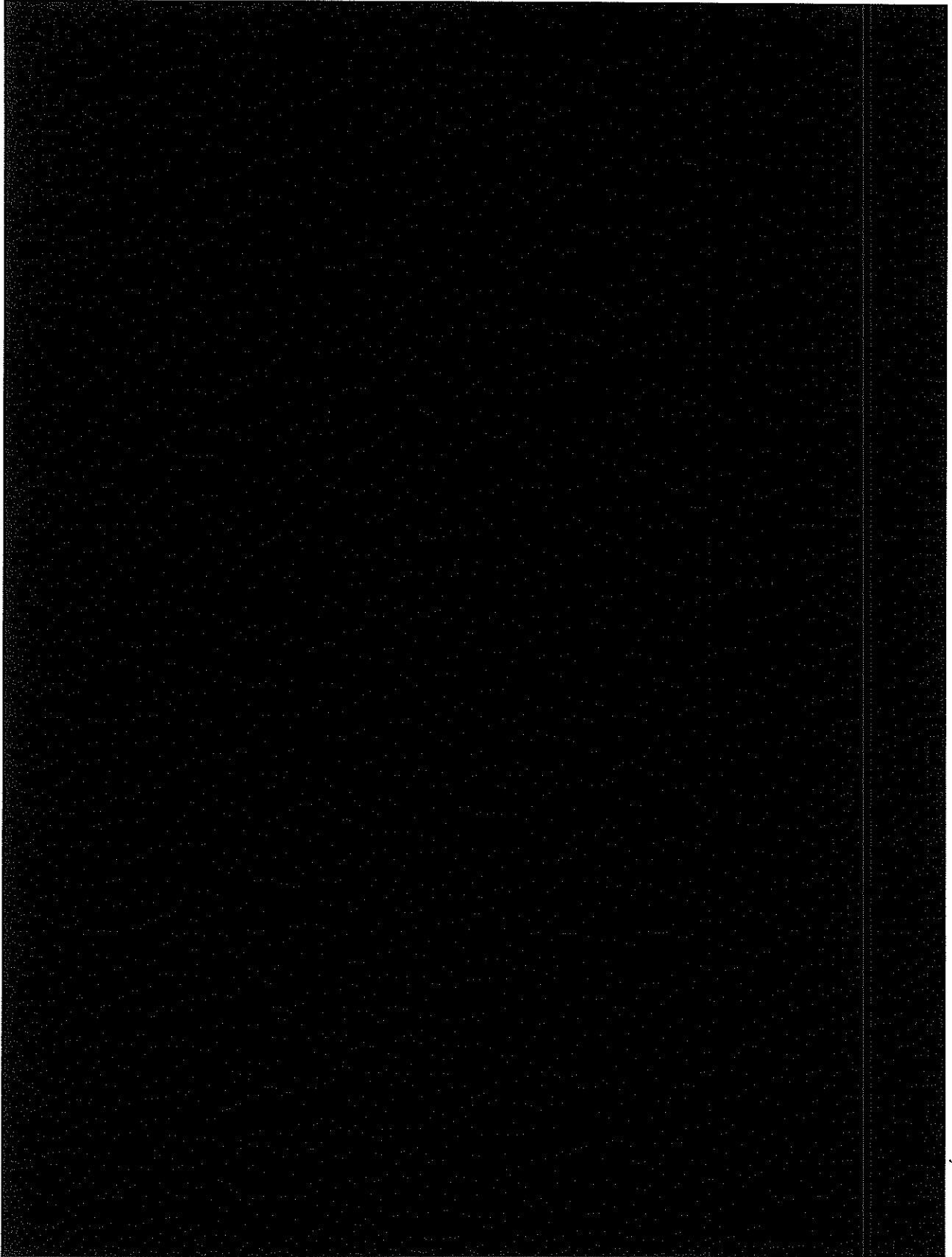


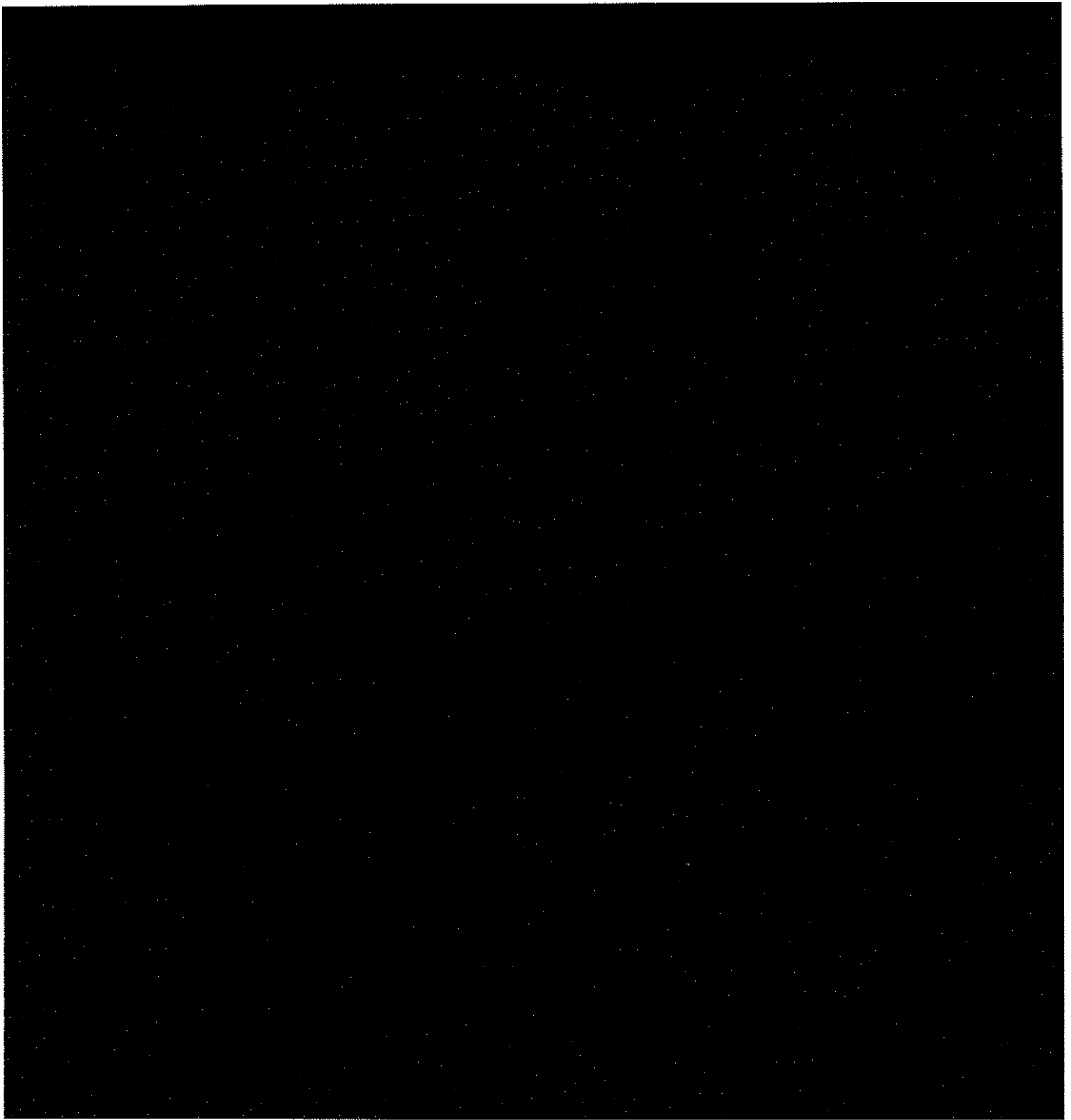


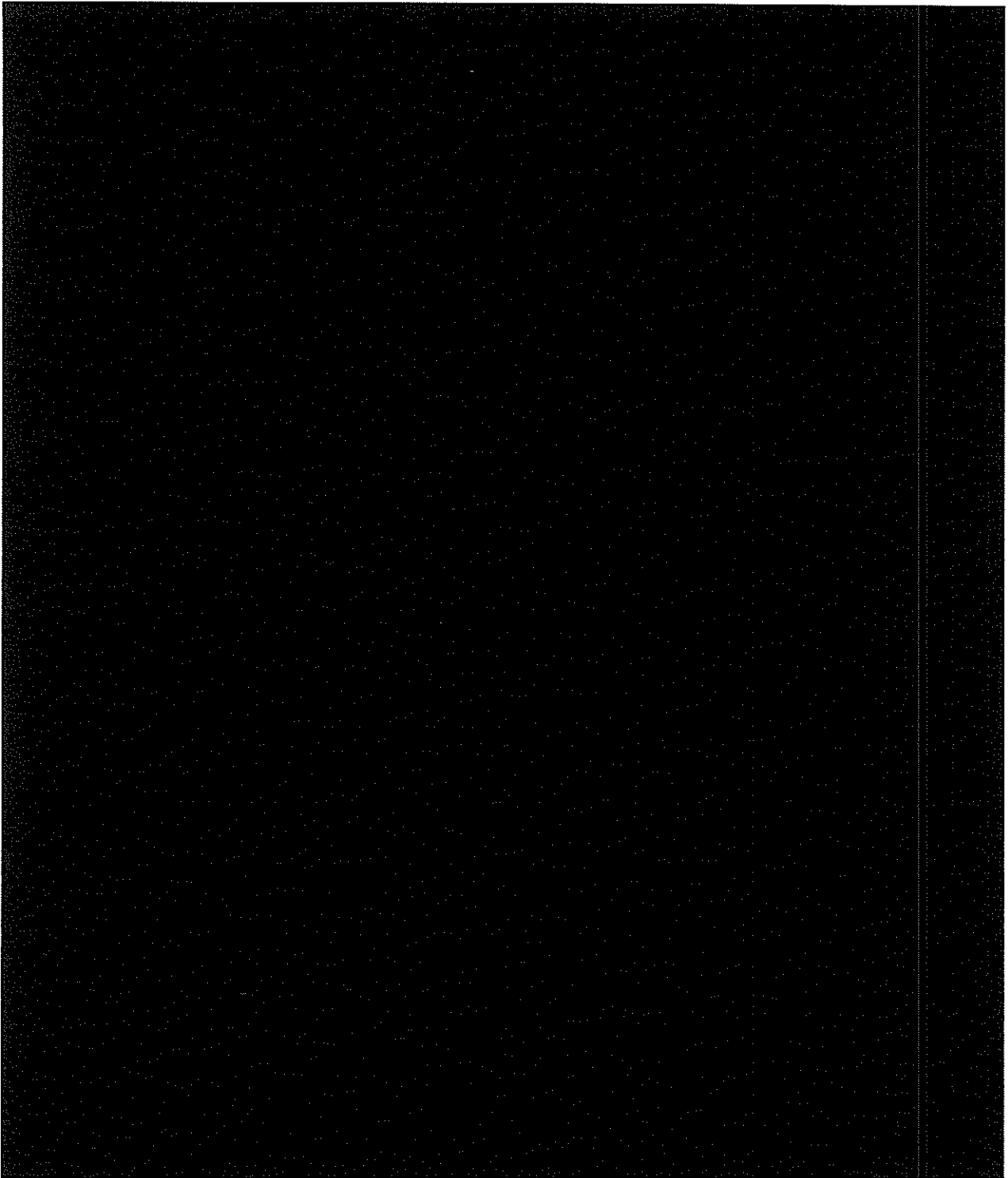






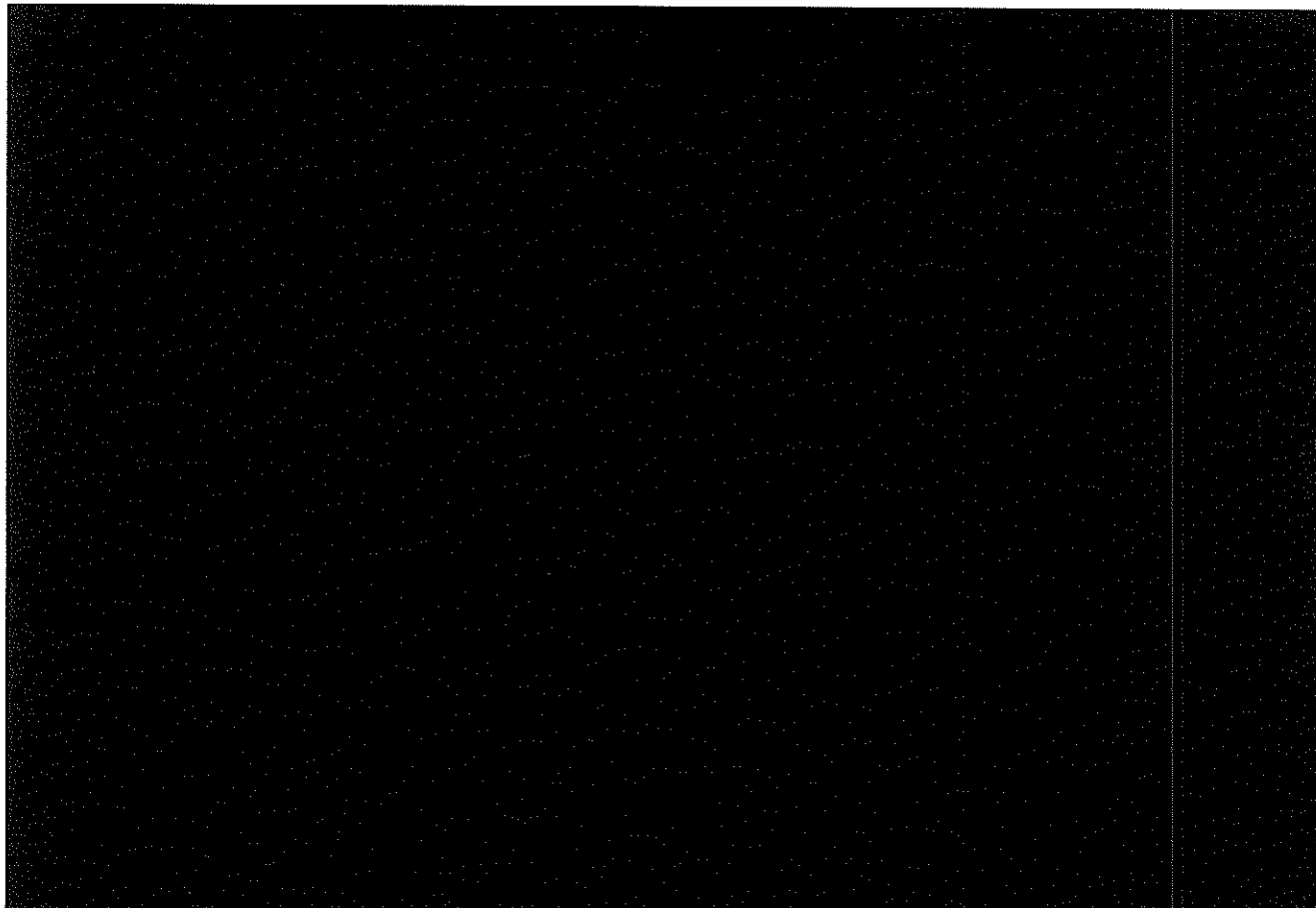


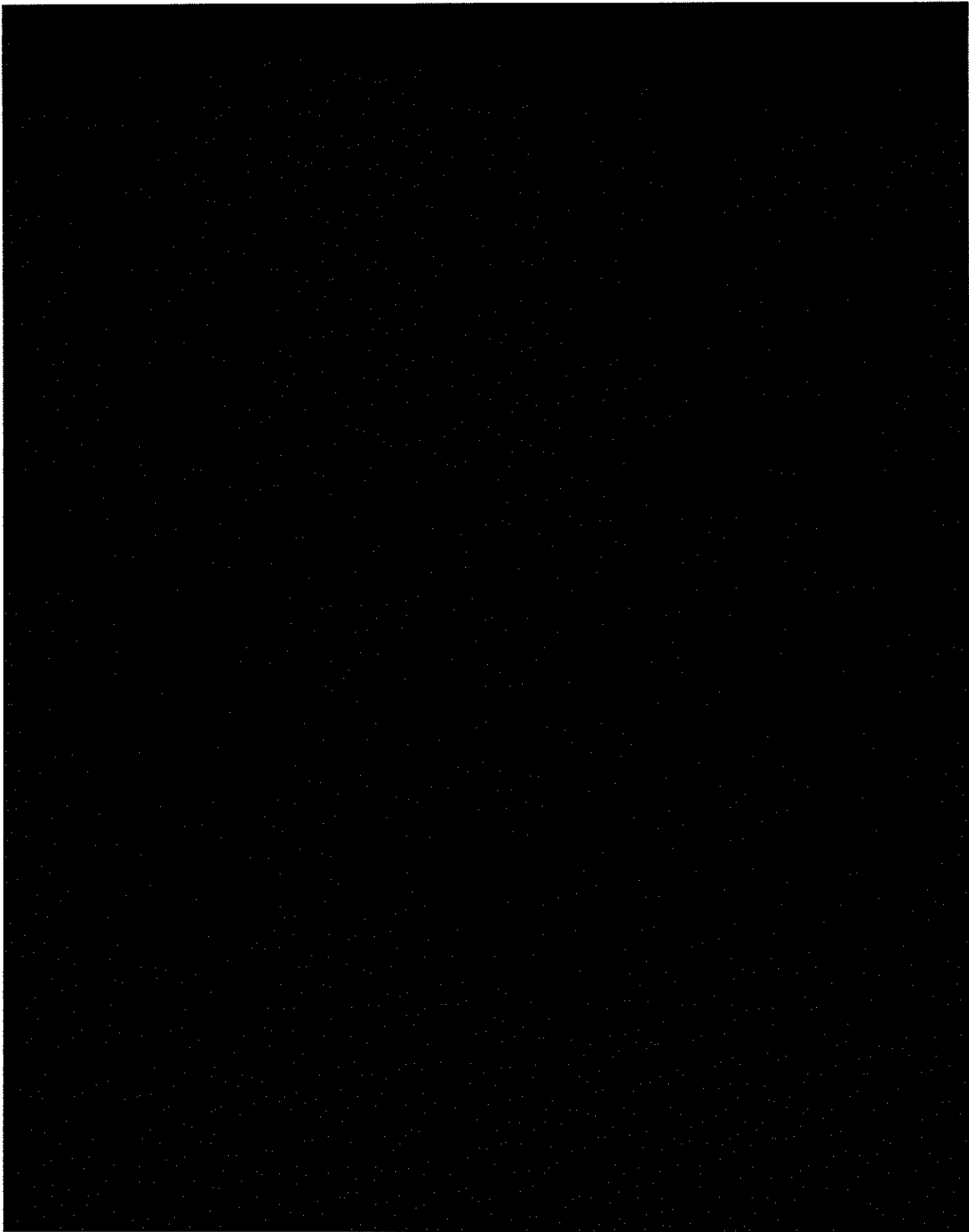




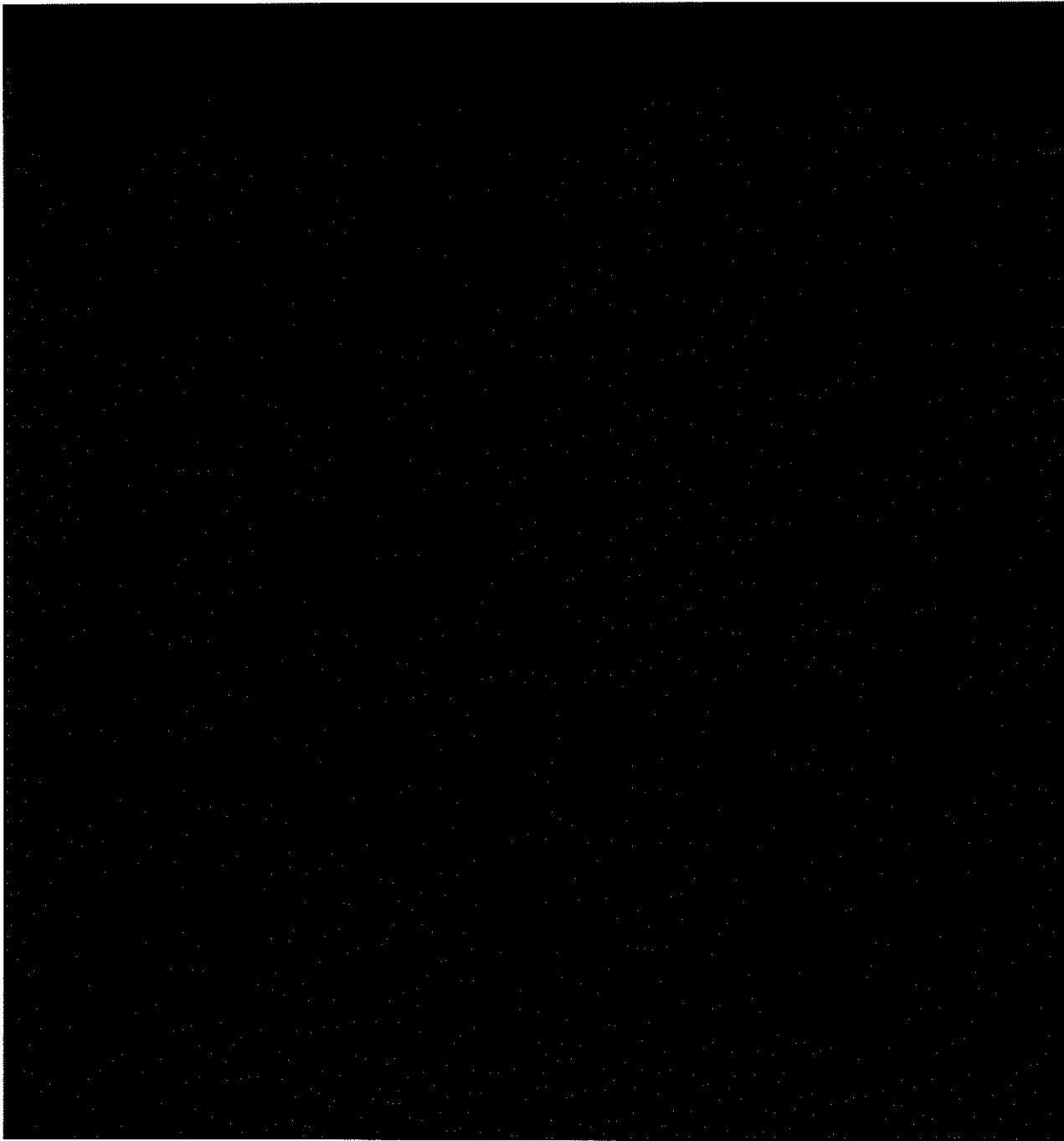
双葉地方町村からの御意見への回答

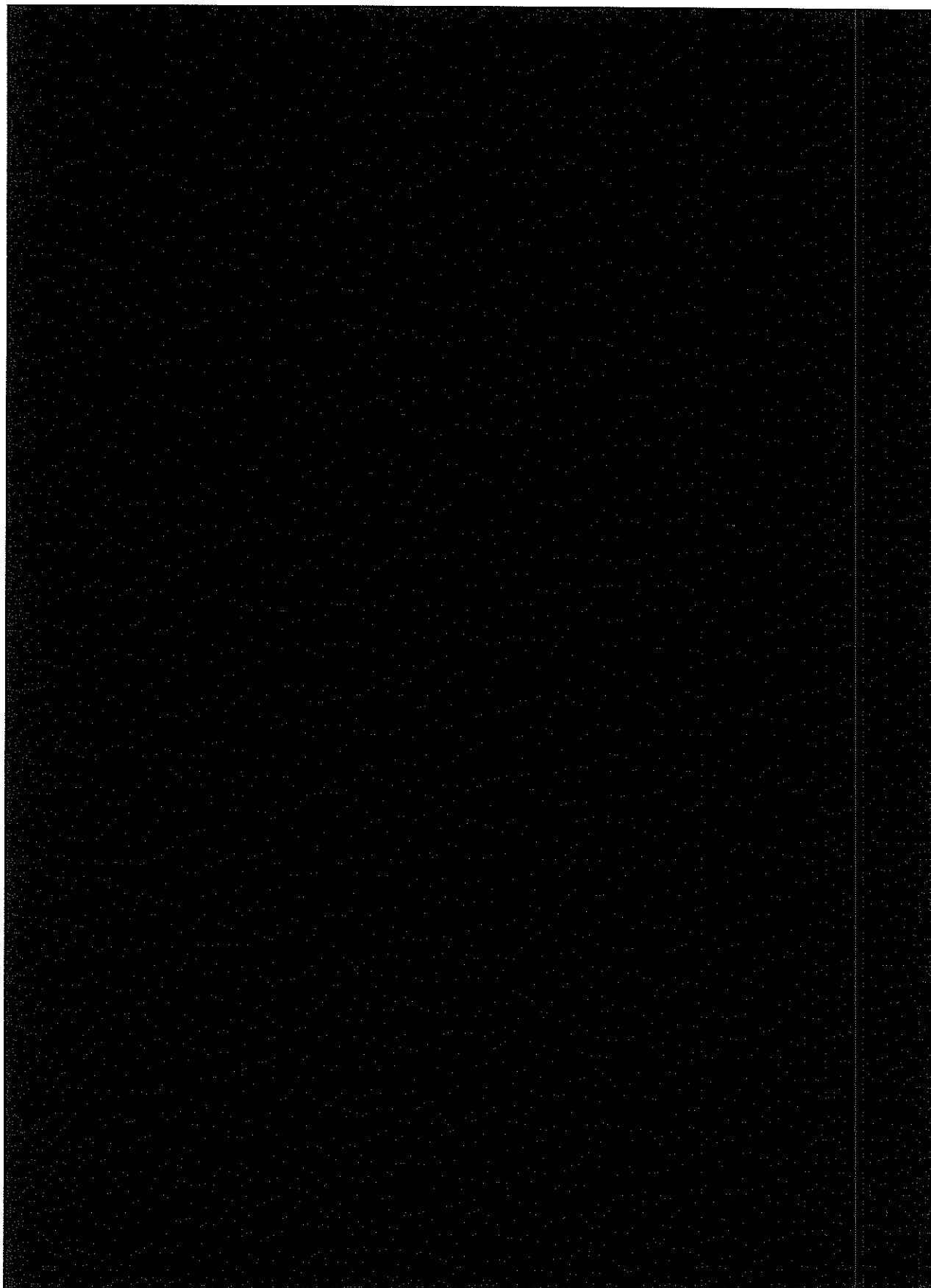
6月1日 第1回「国と県・双葉8町村との協議（事務レベル）」
を踏まえて双葉地方町村から頂いた御意見への回答

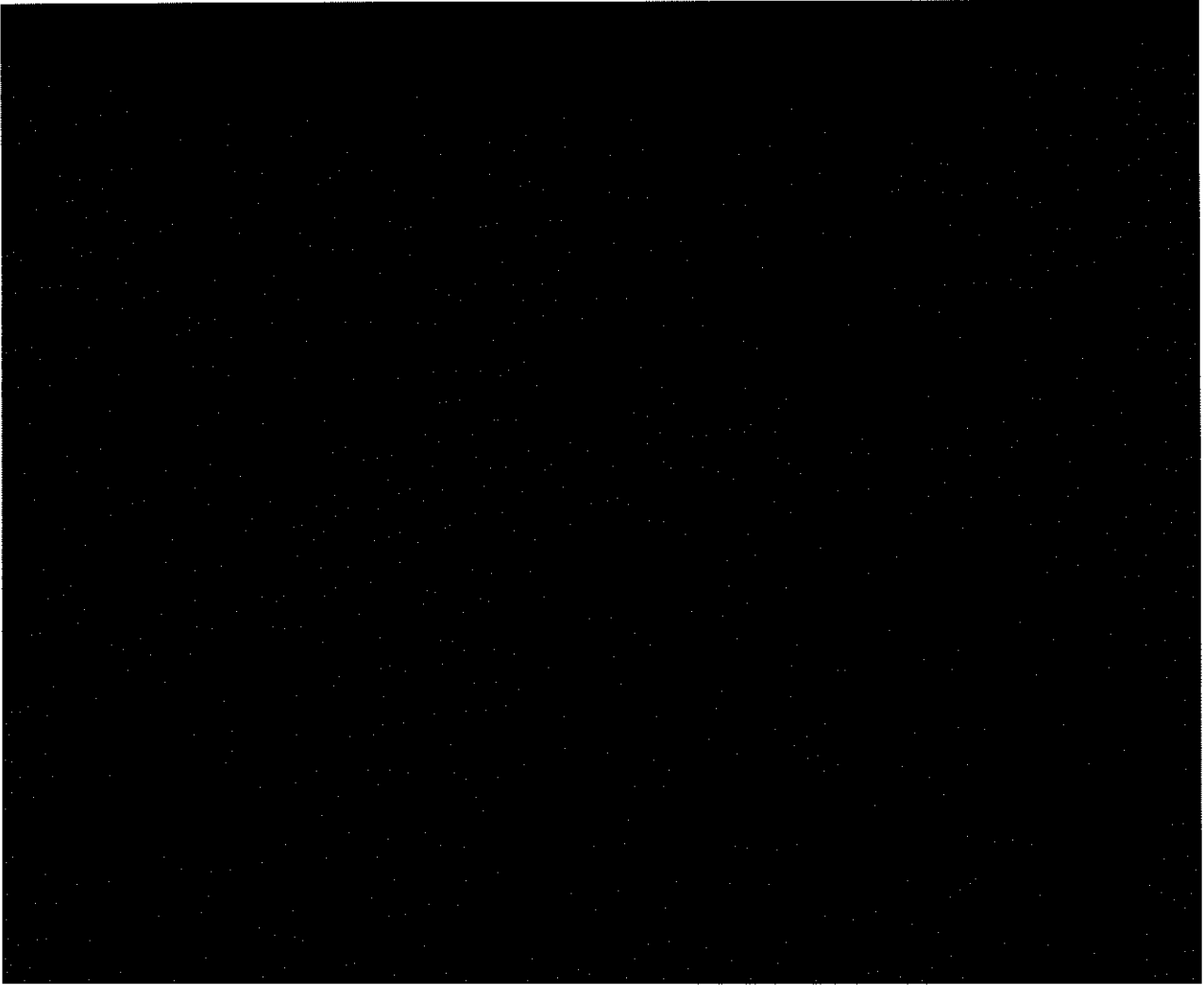


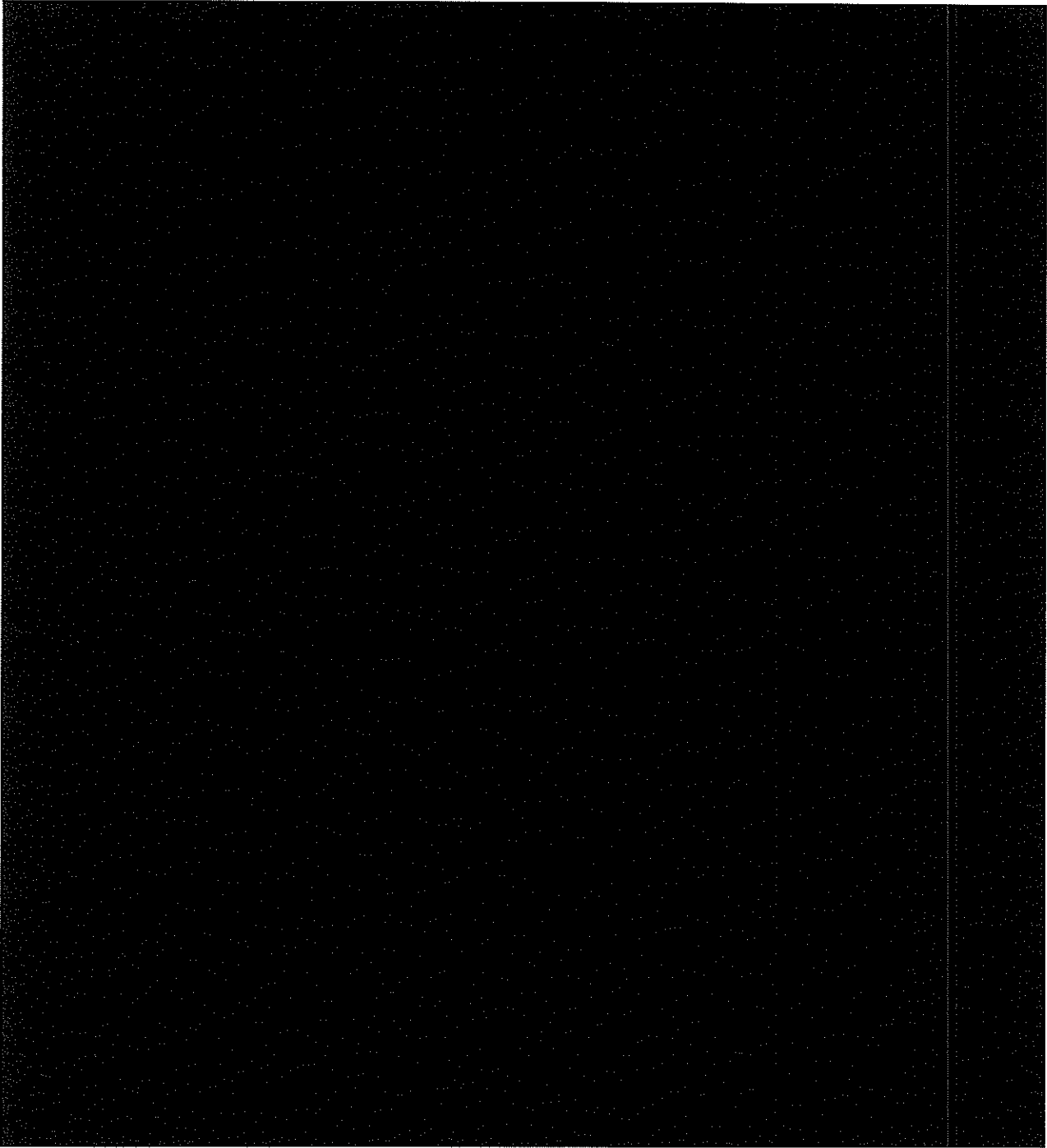


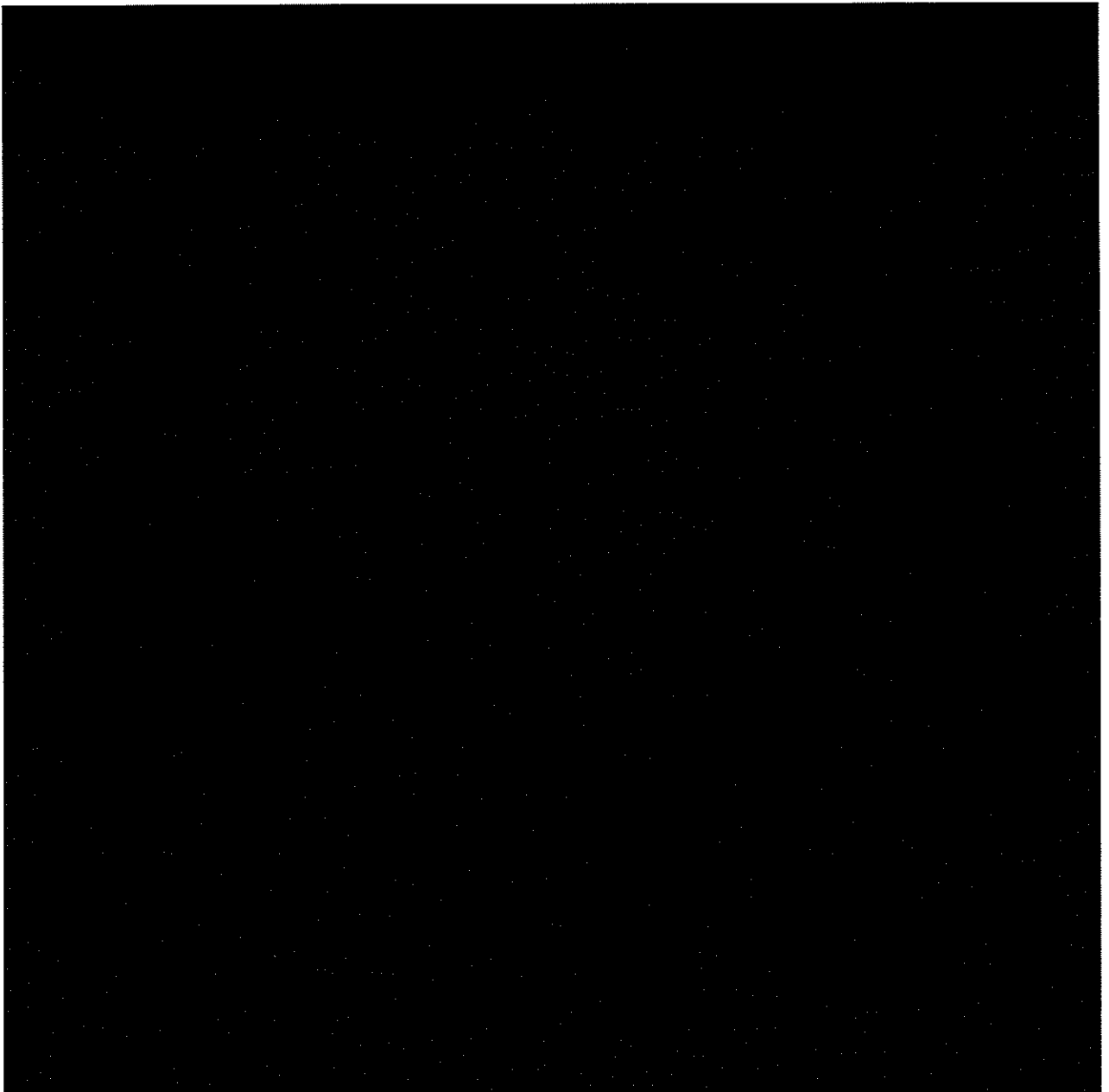


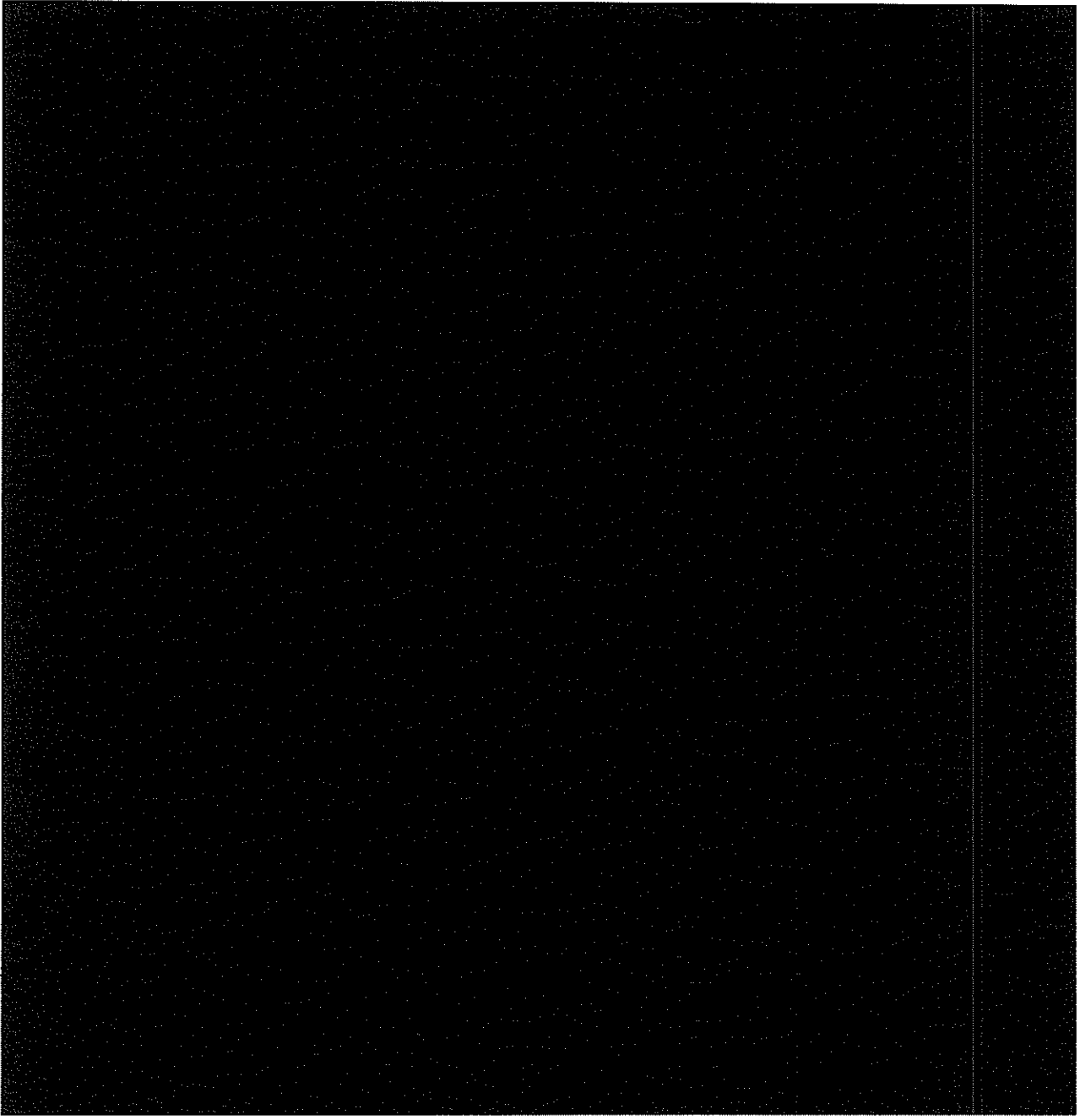




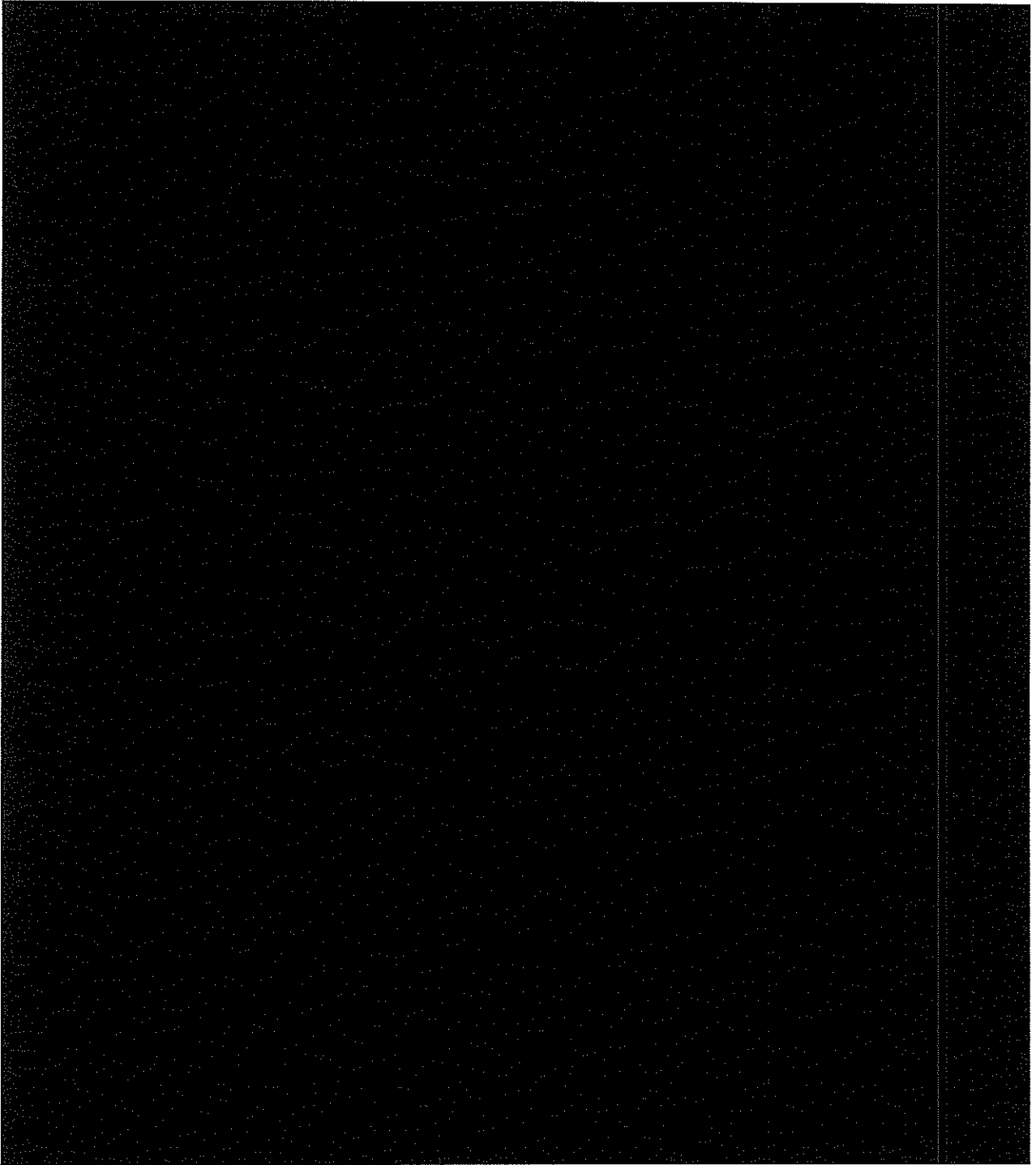




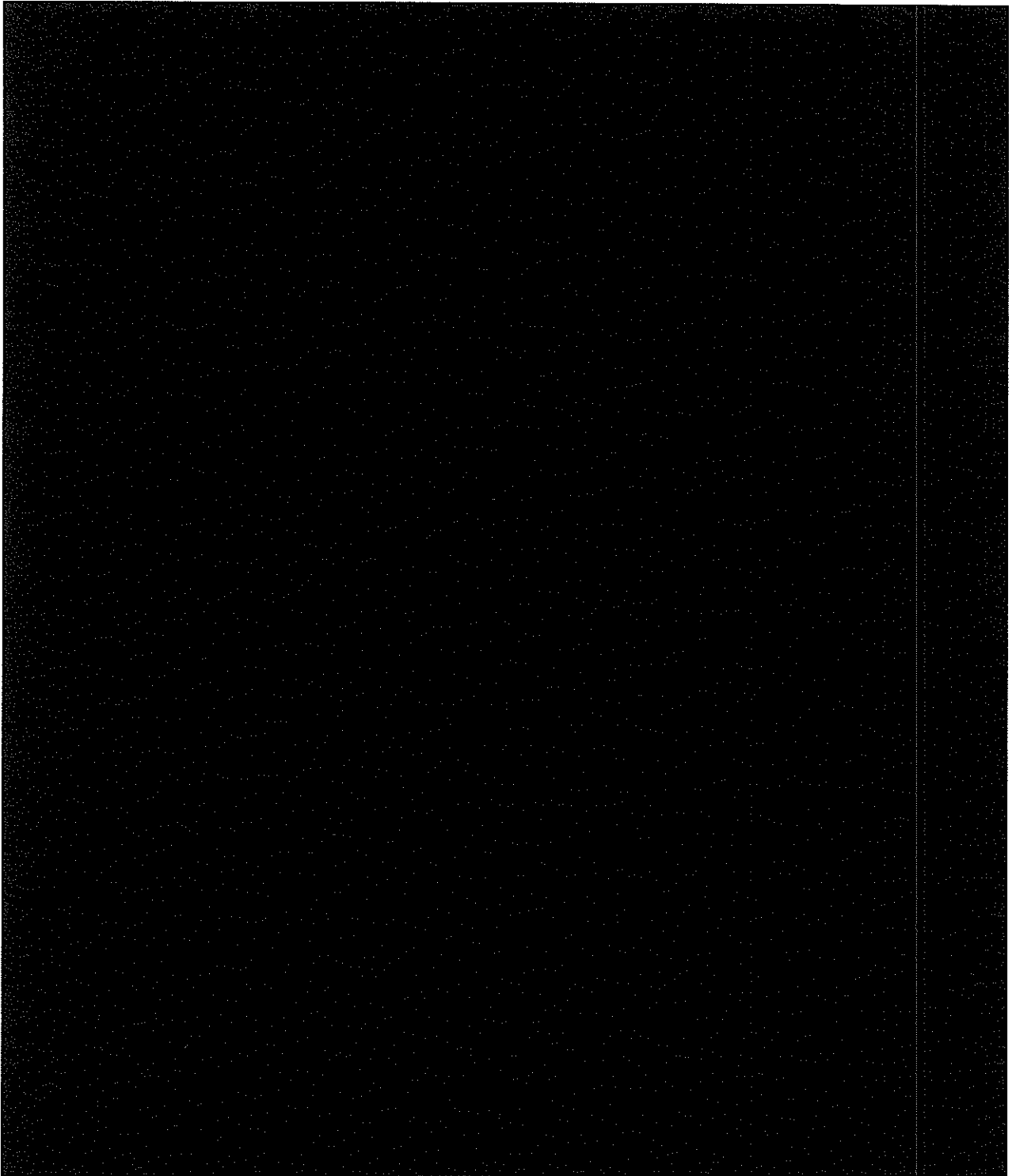


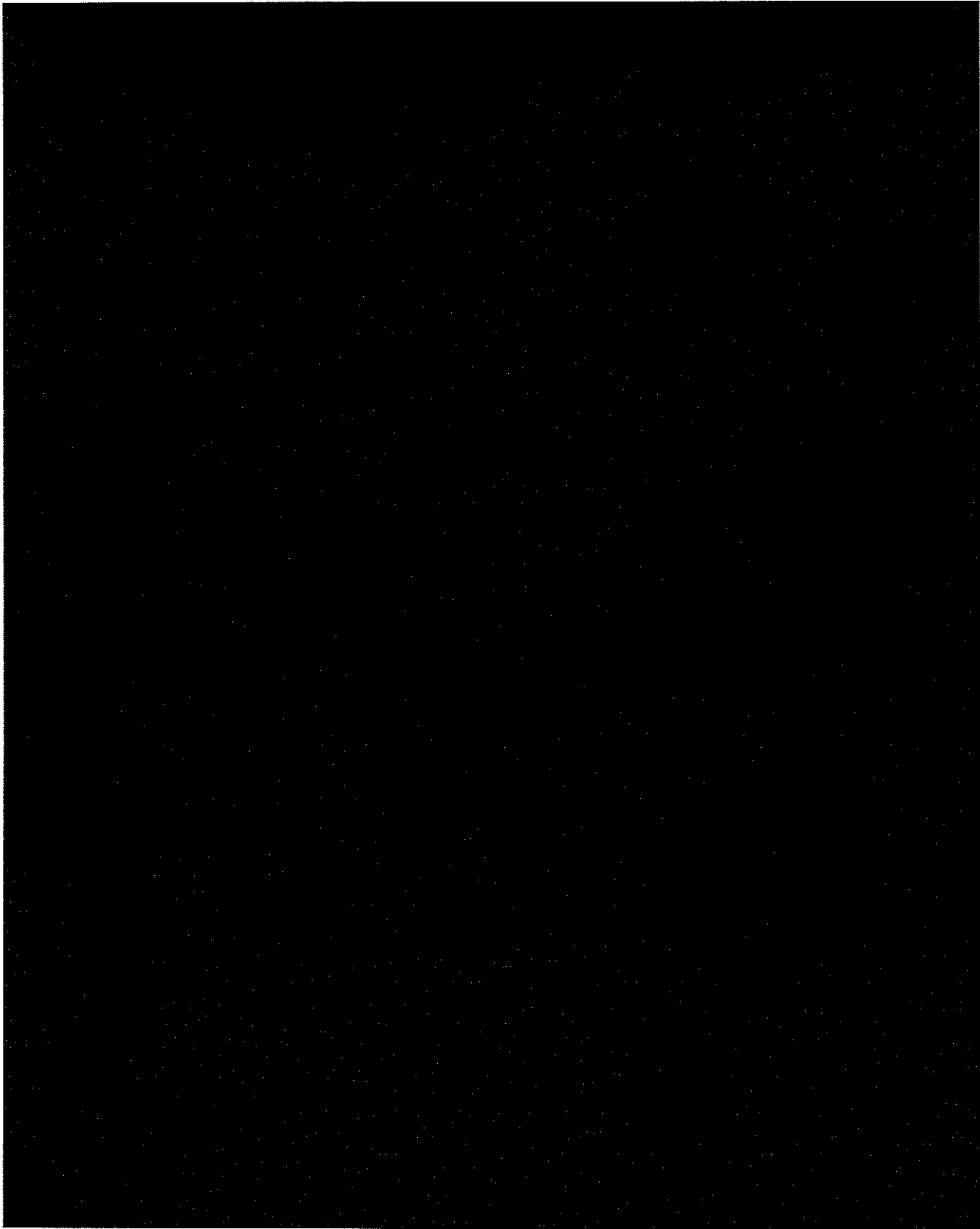


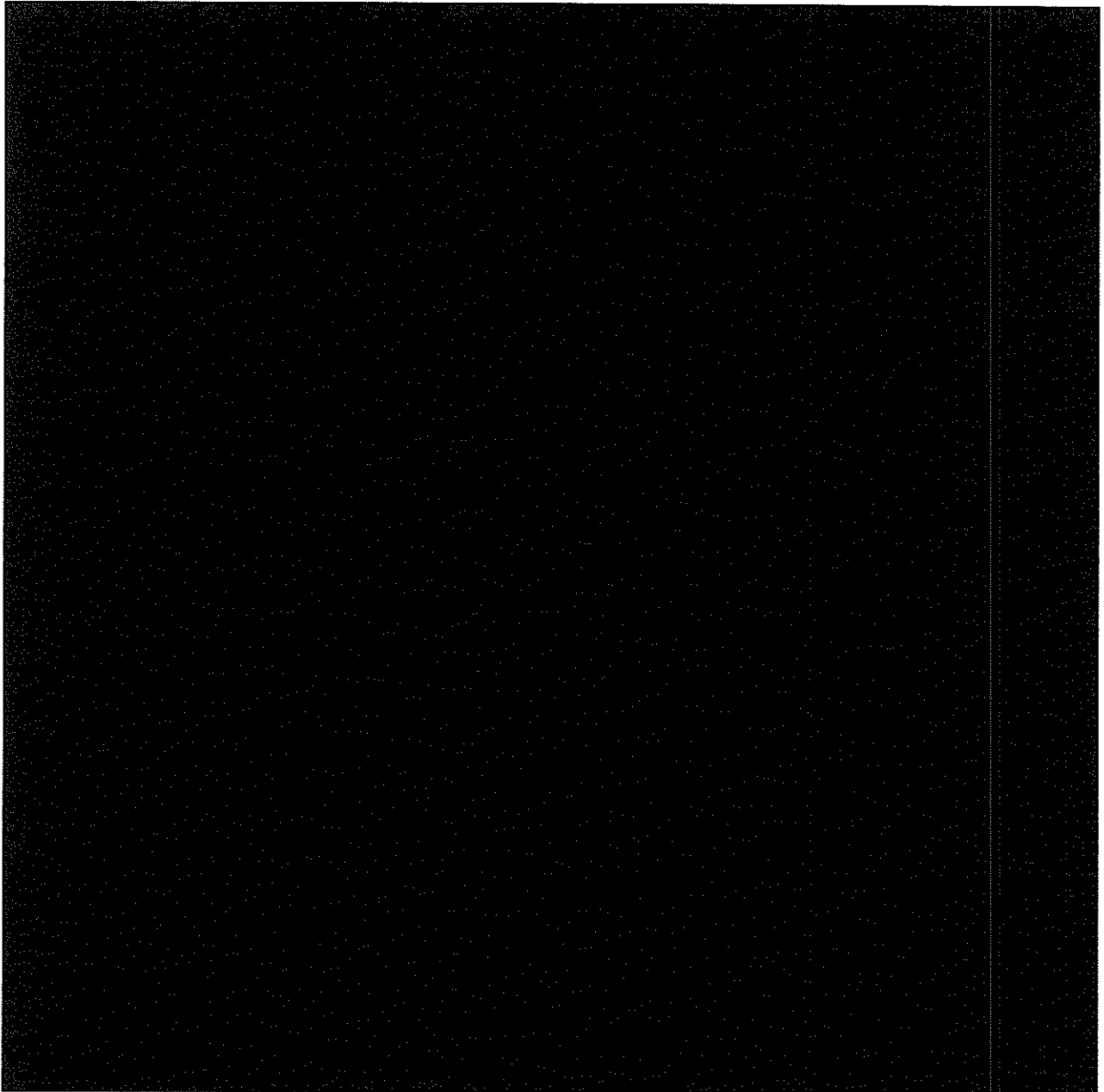


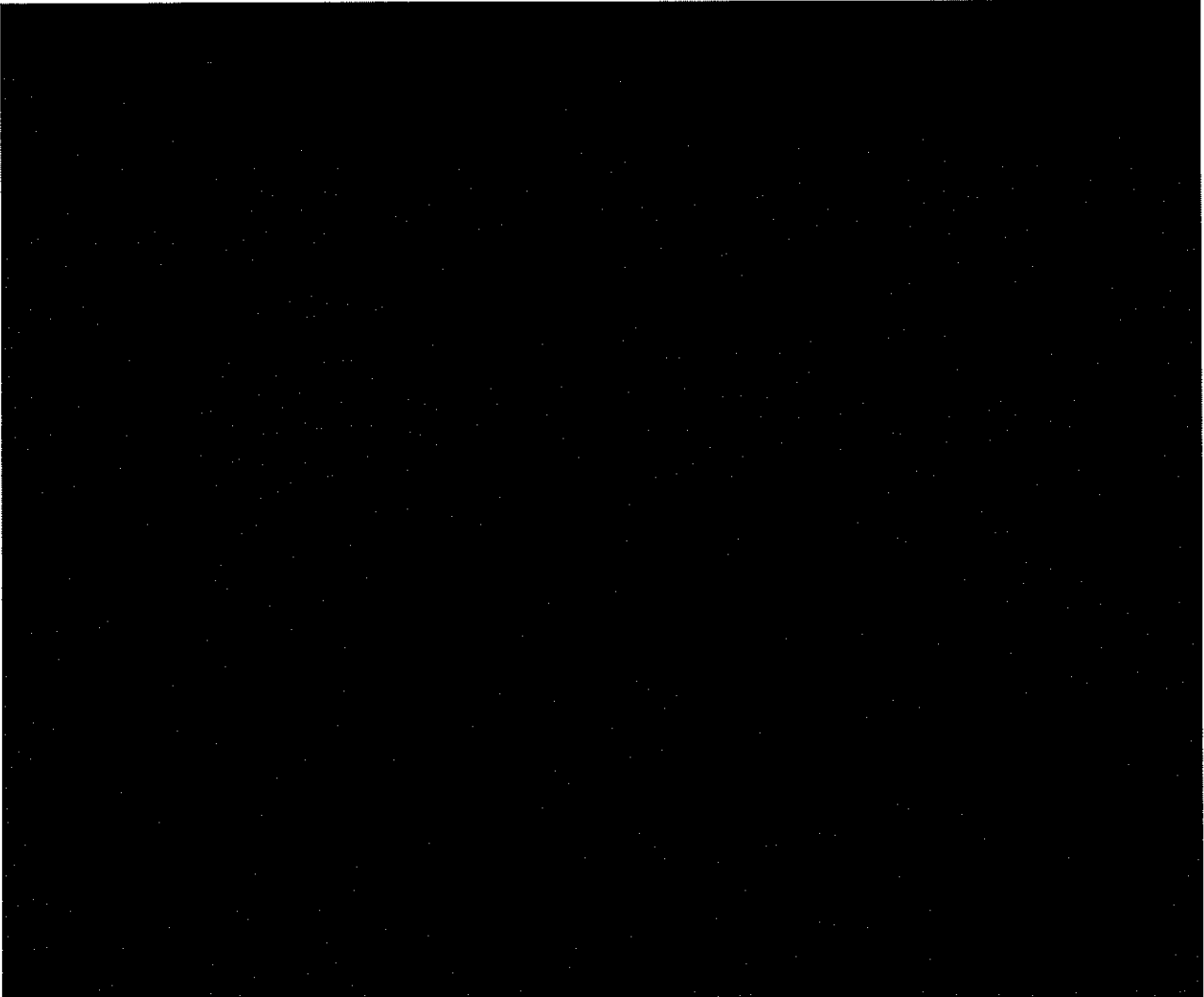


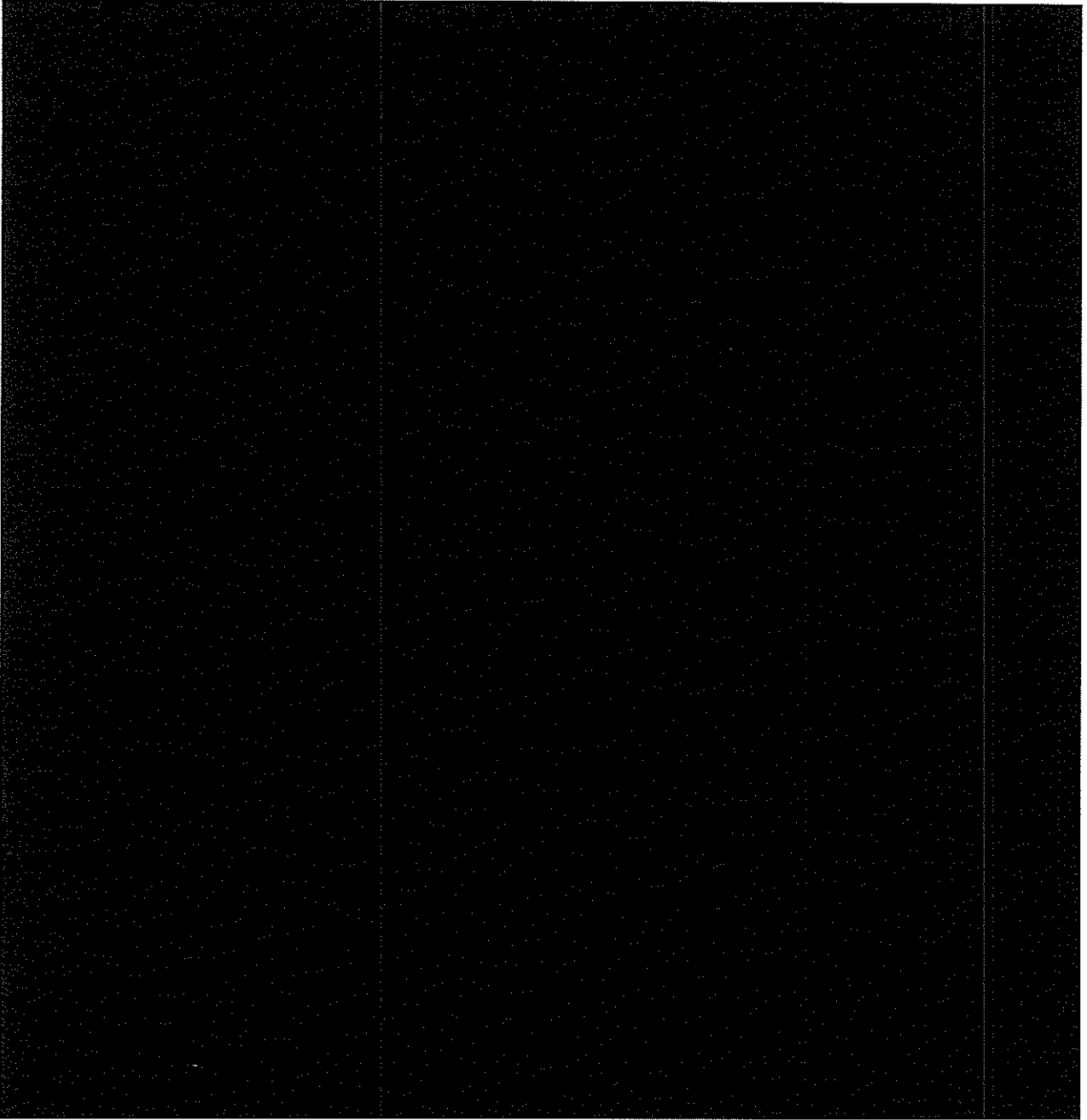


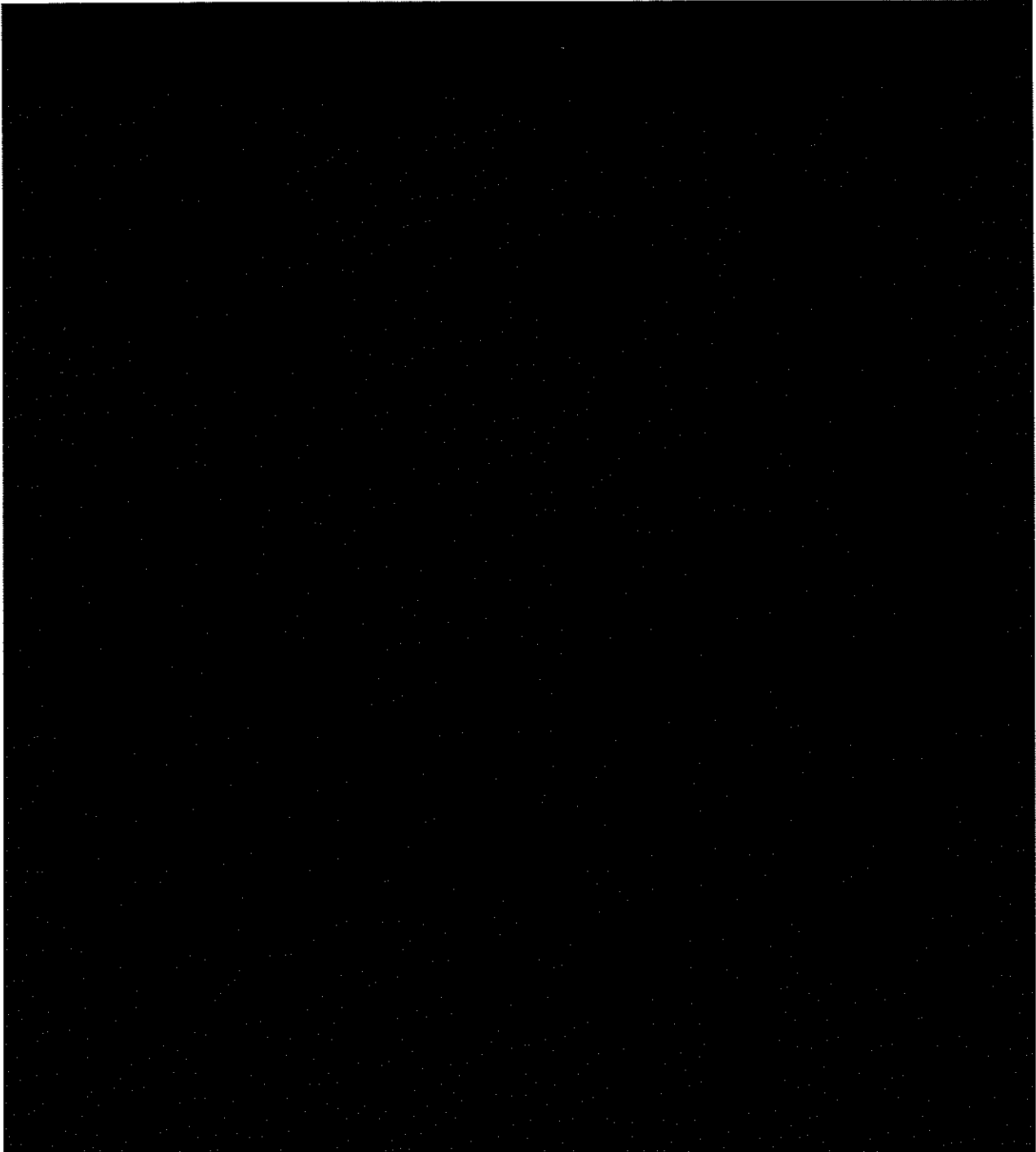


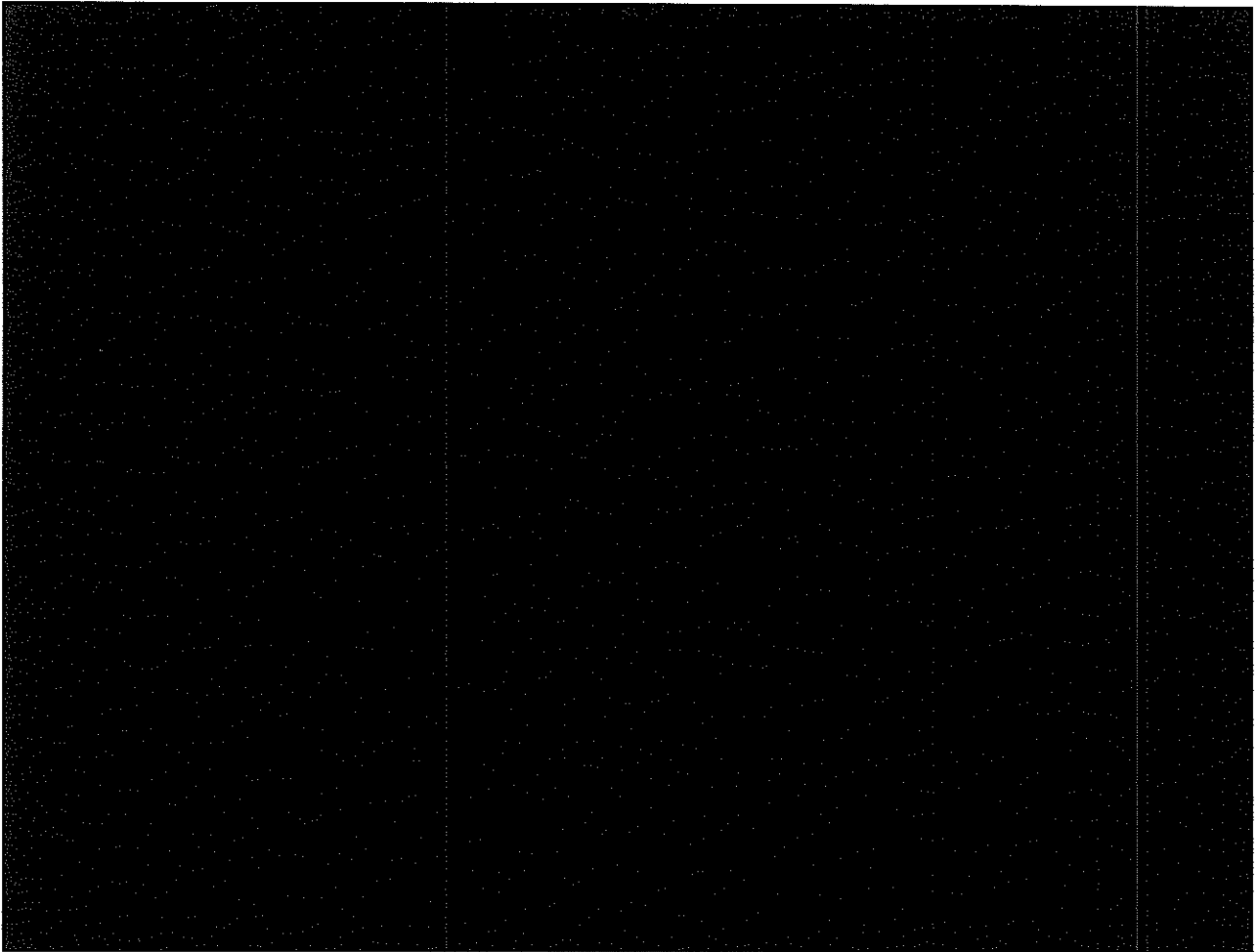


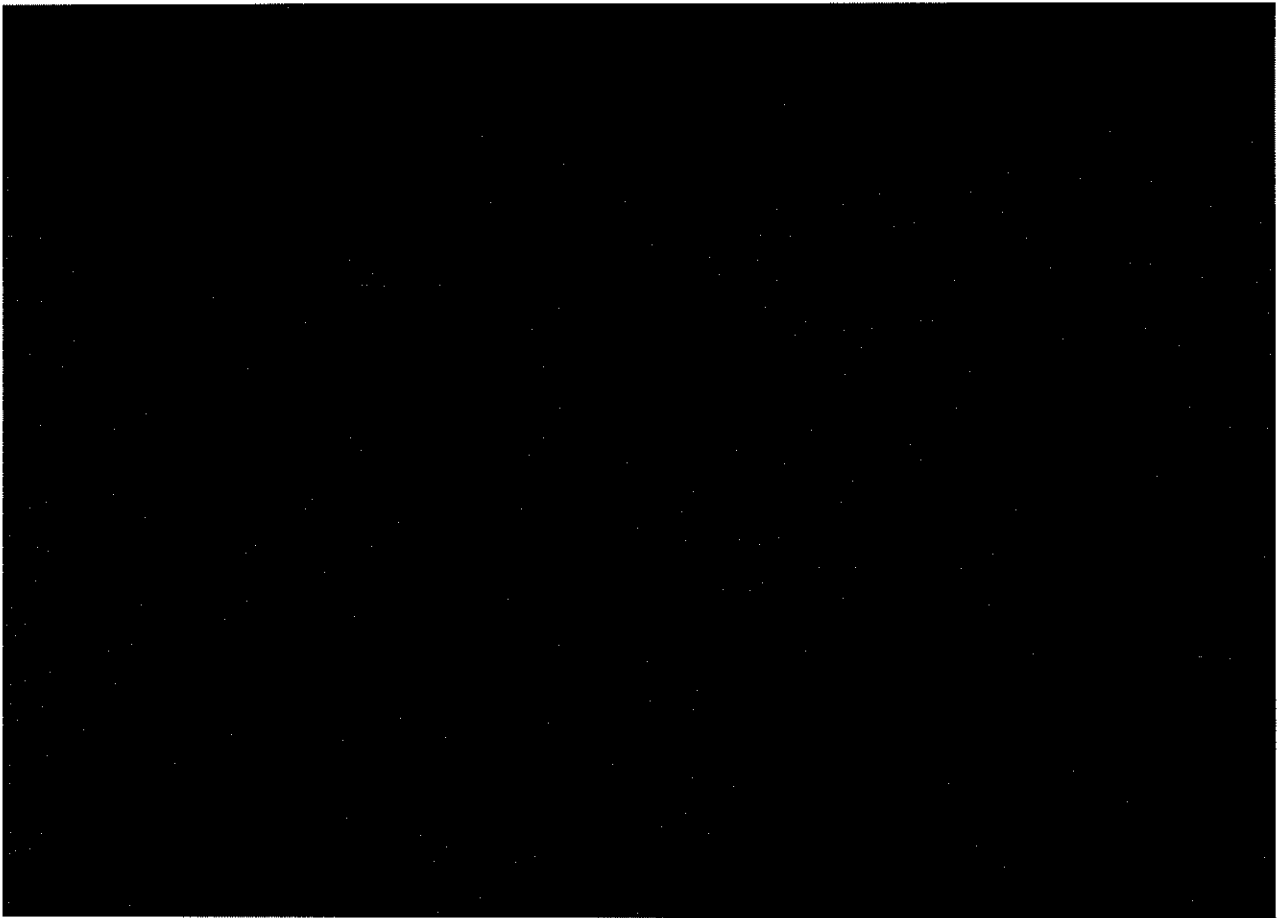


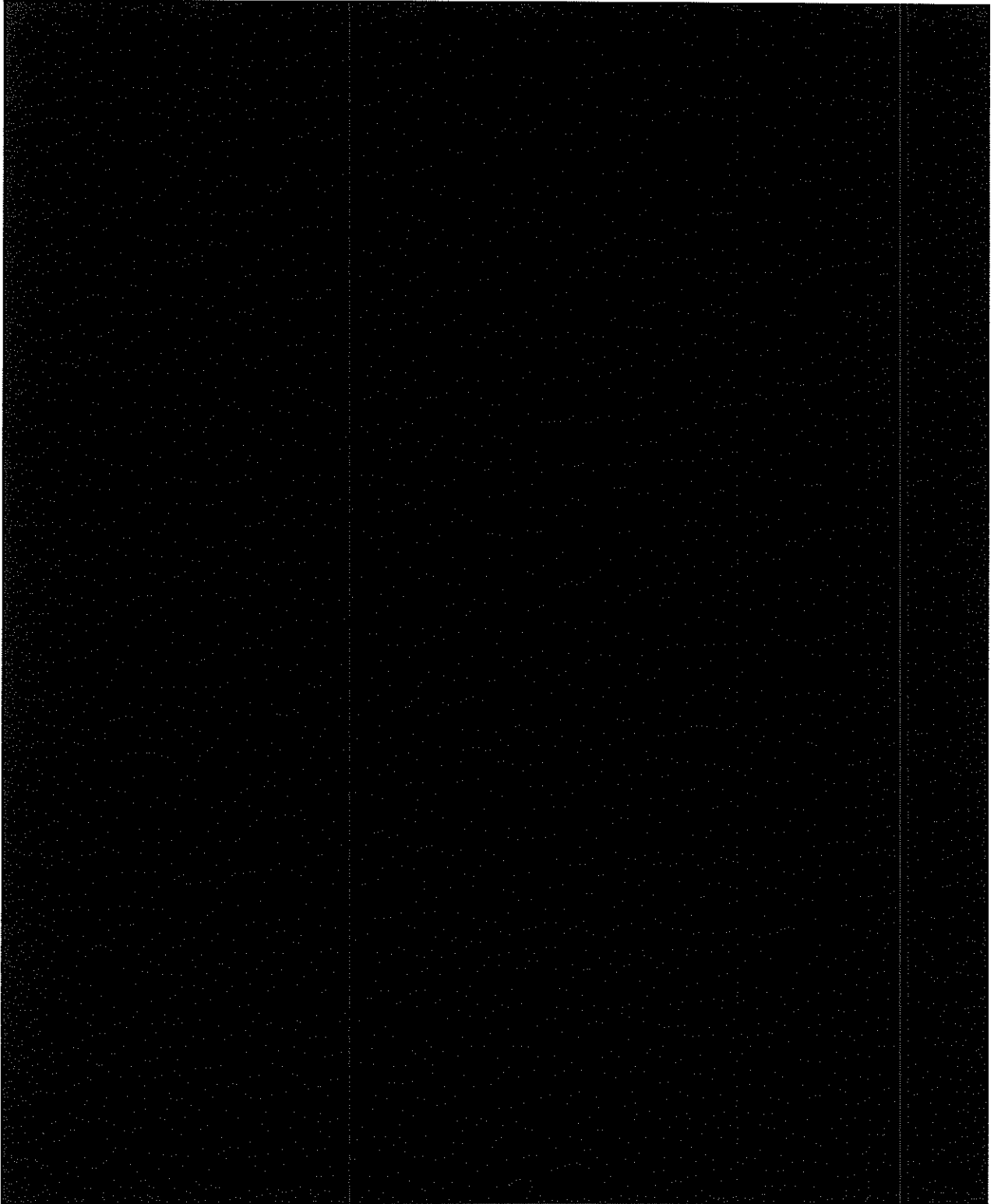


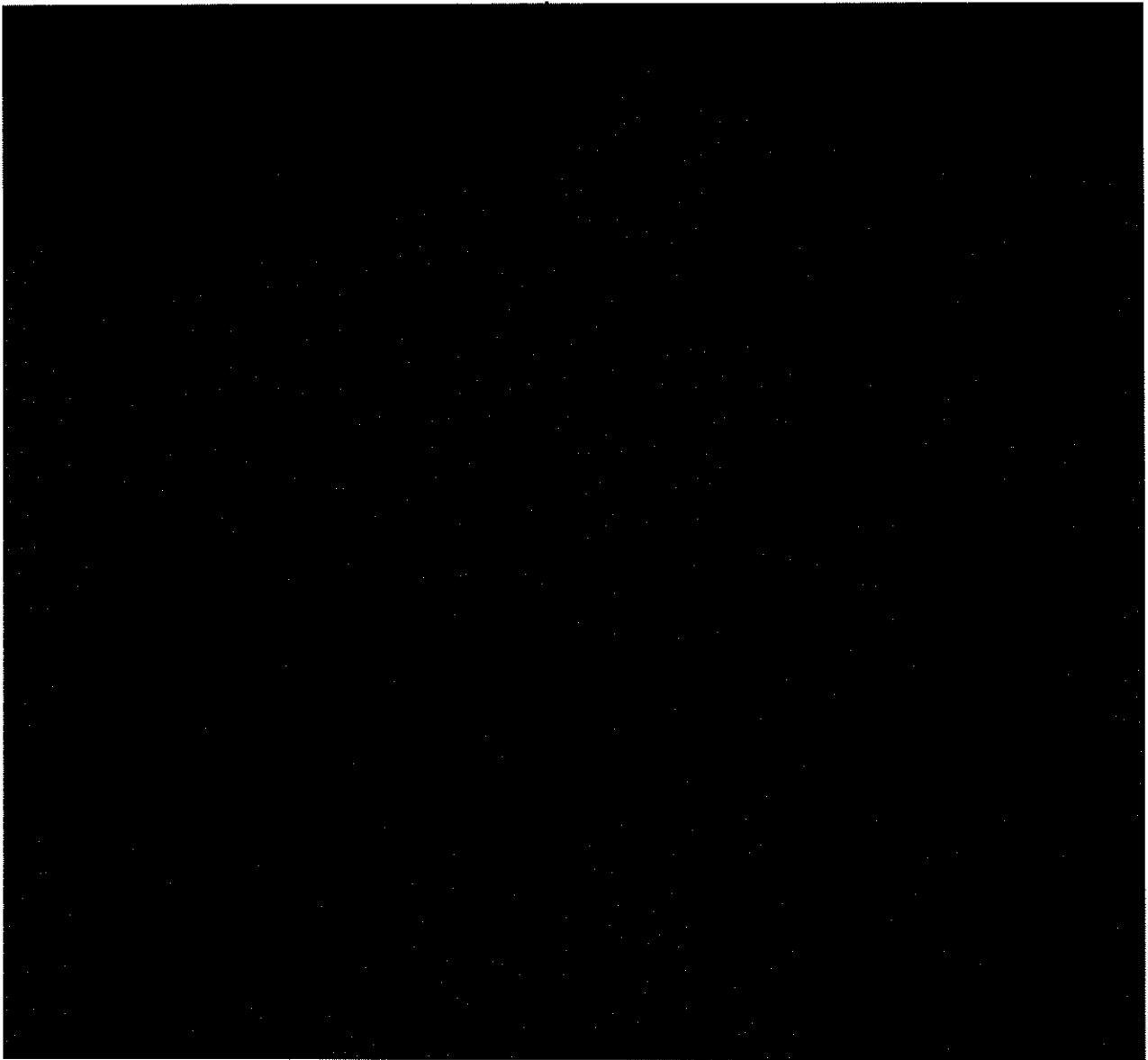








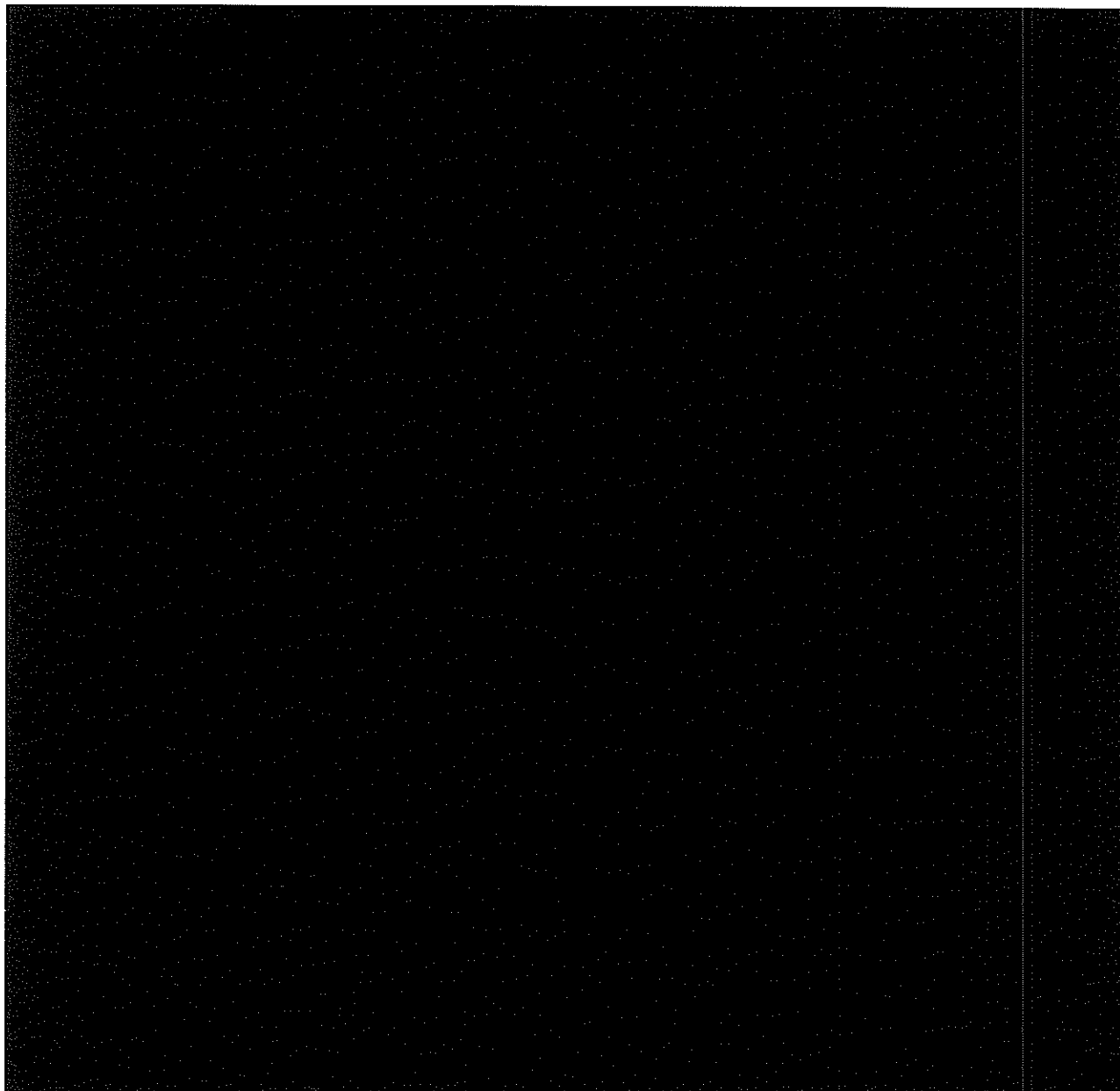


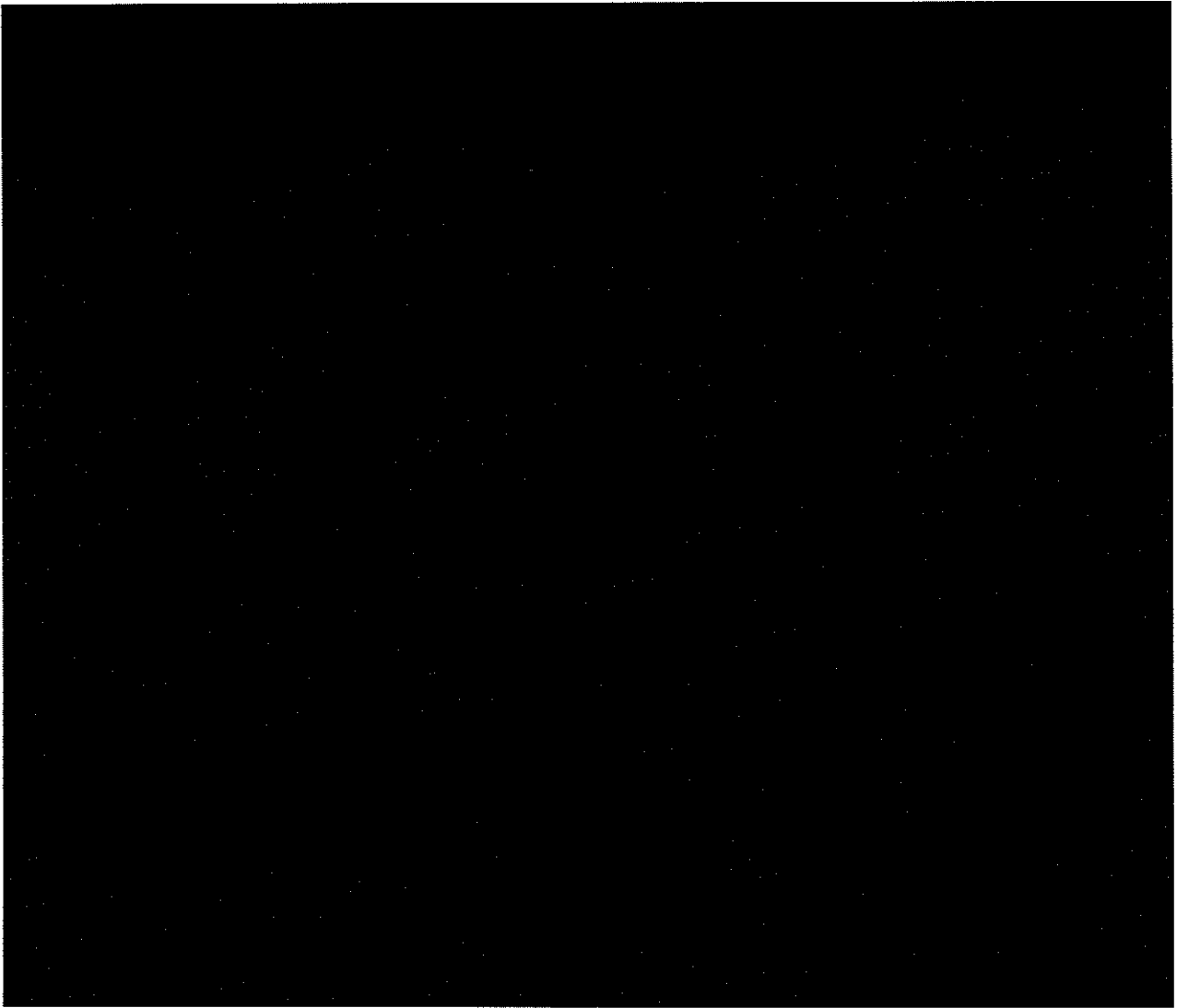


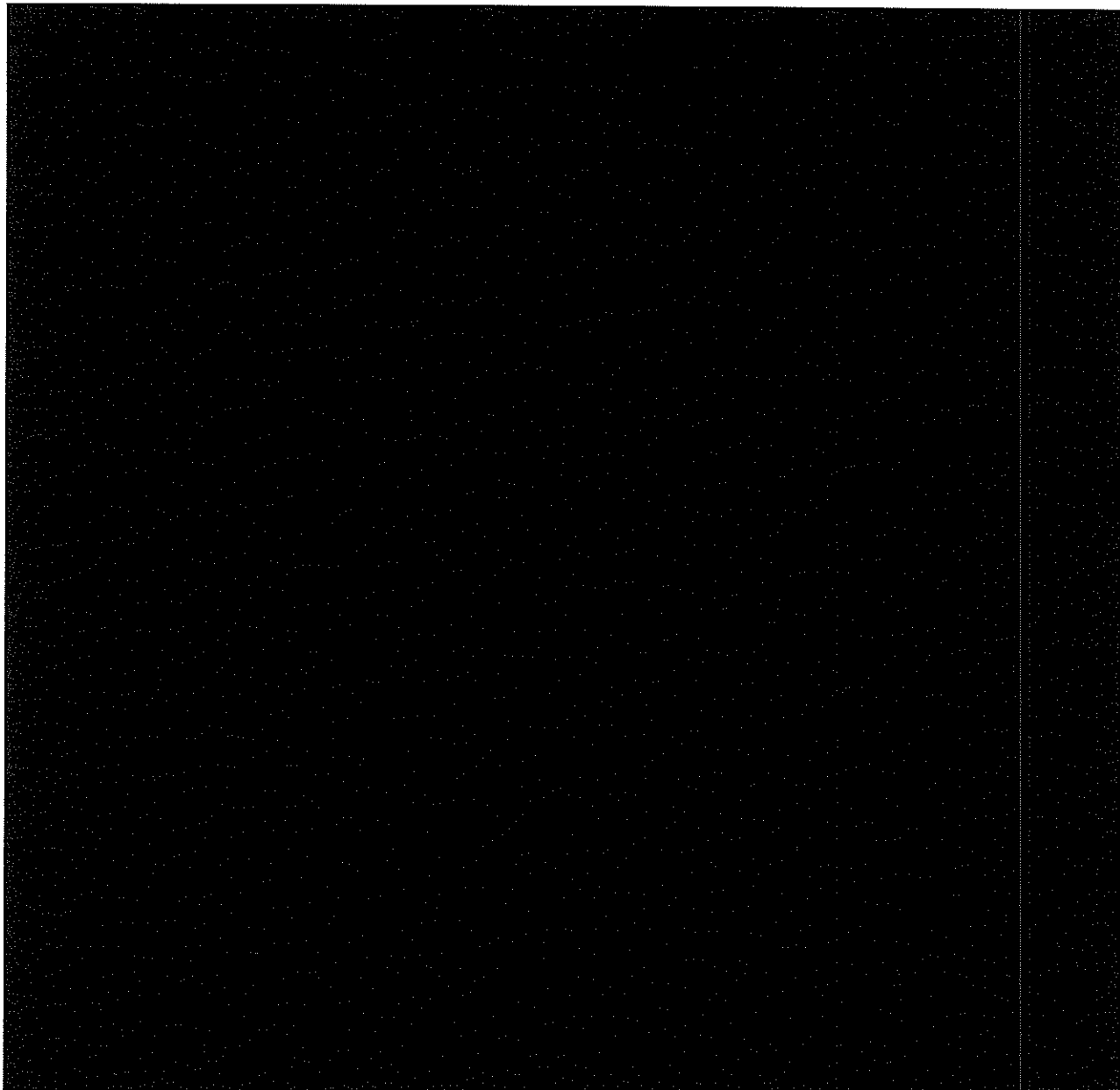
対外非公表

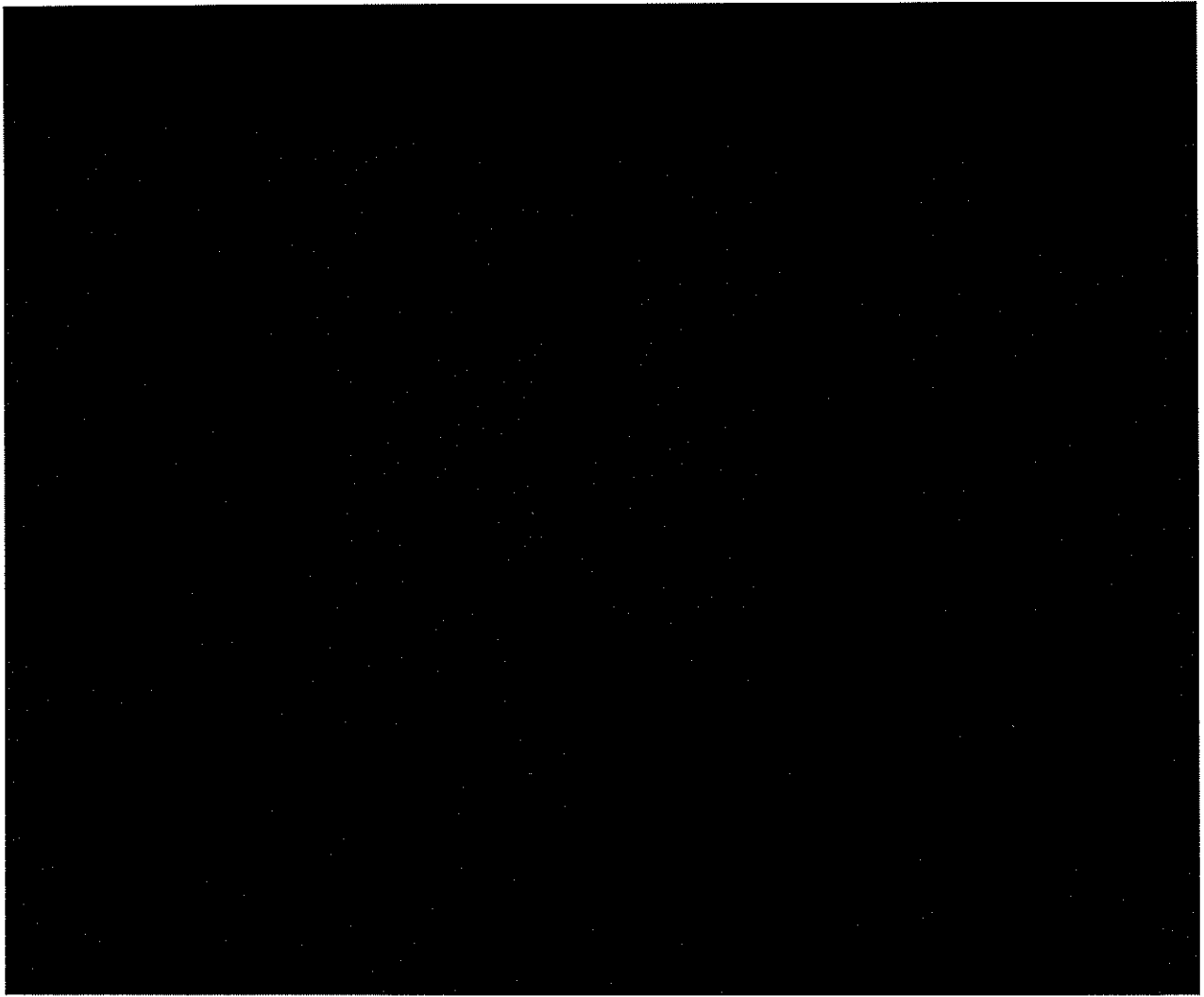
※ 本資料は検討中のものであり、各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

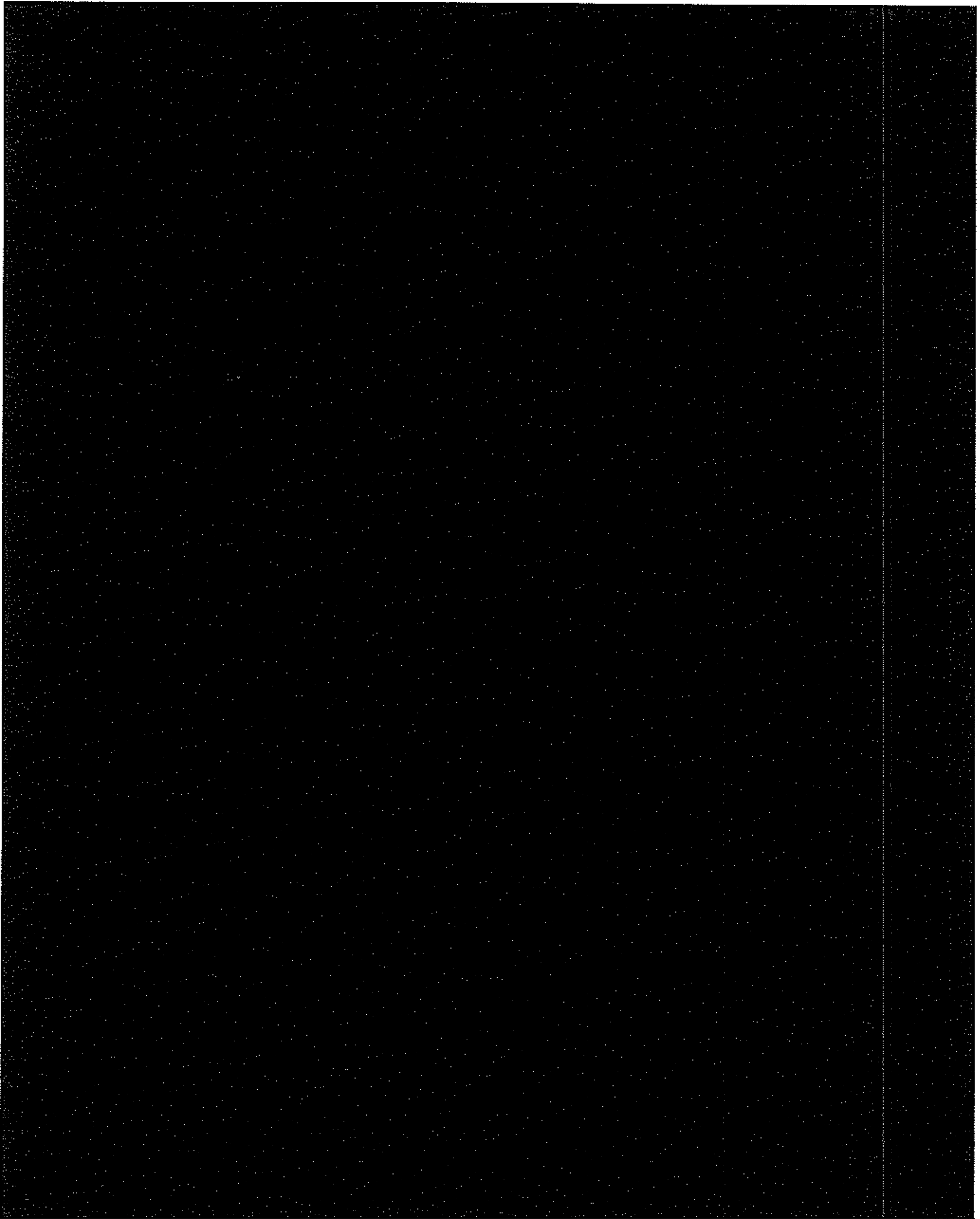
原子力被災自治体からの御意見への回答



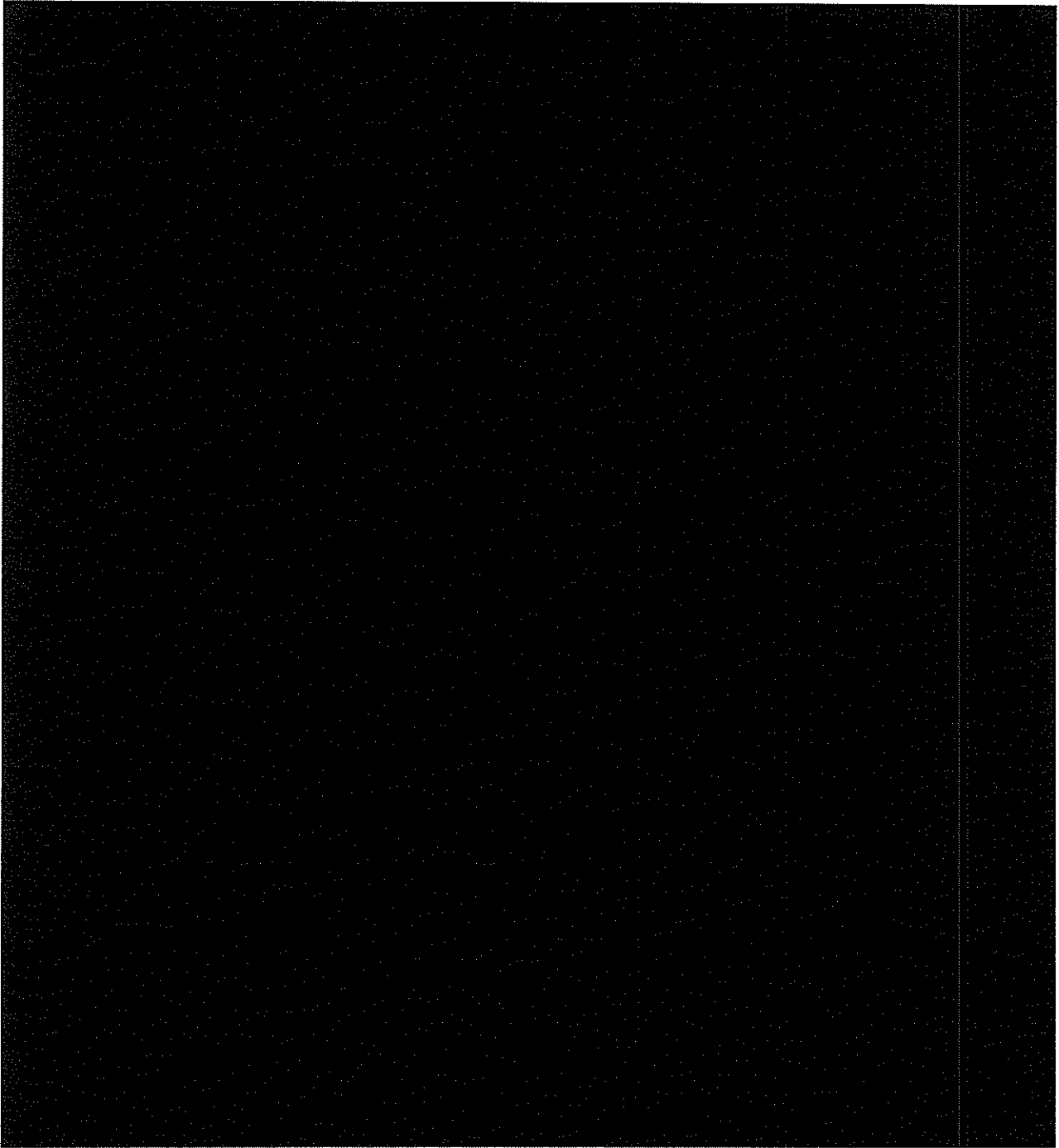


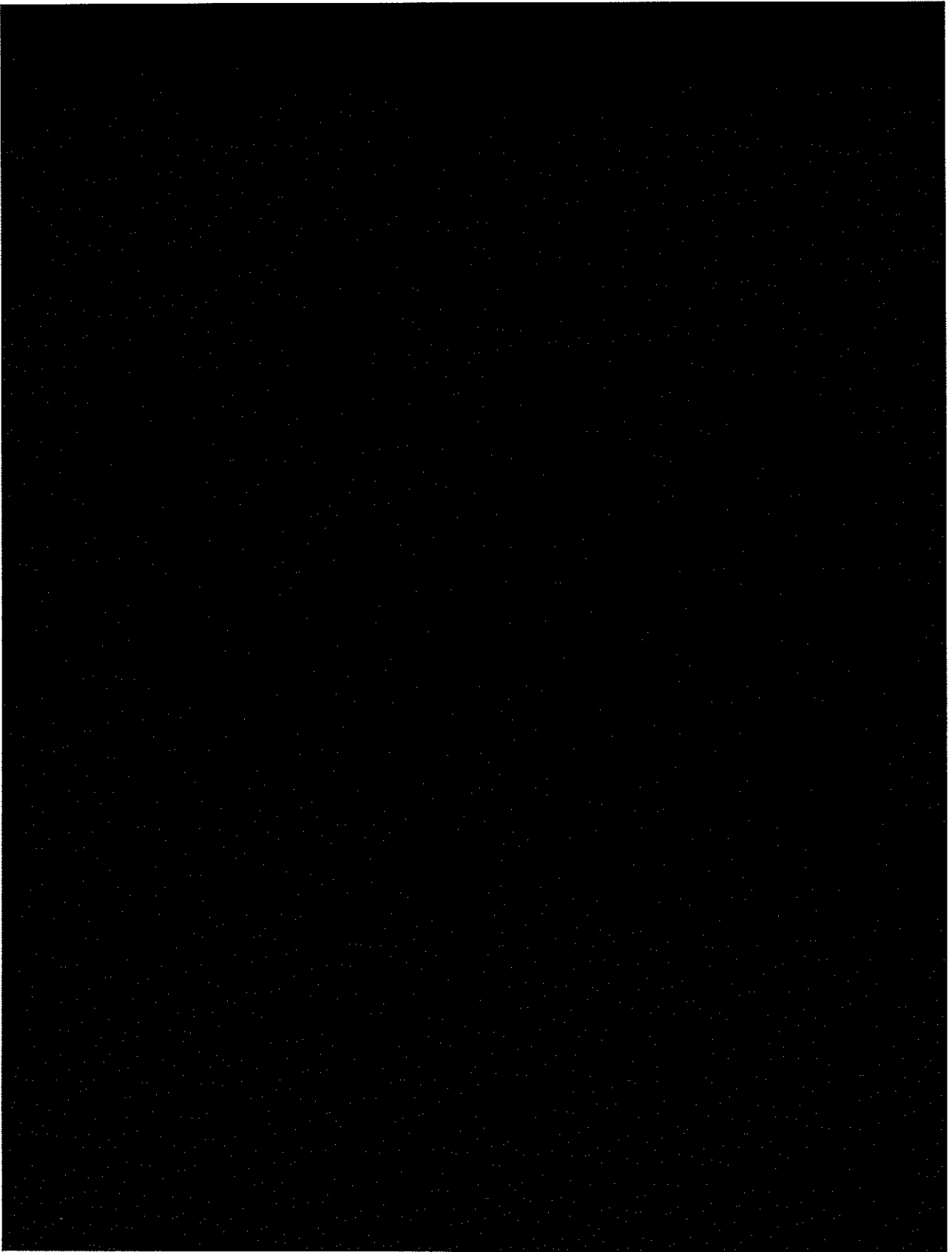


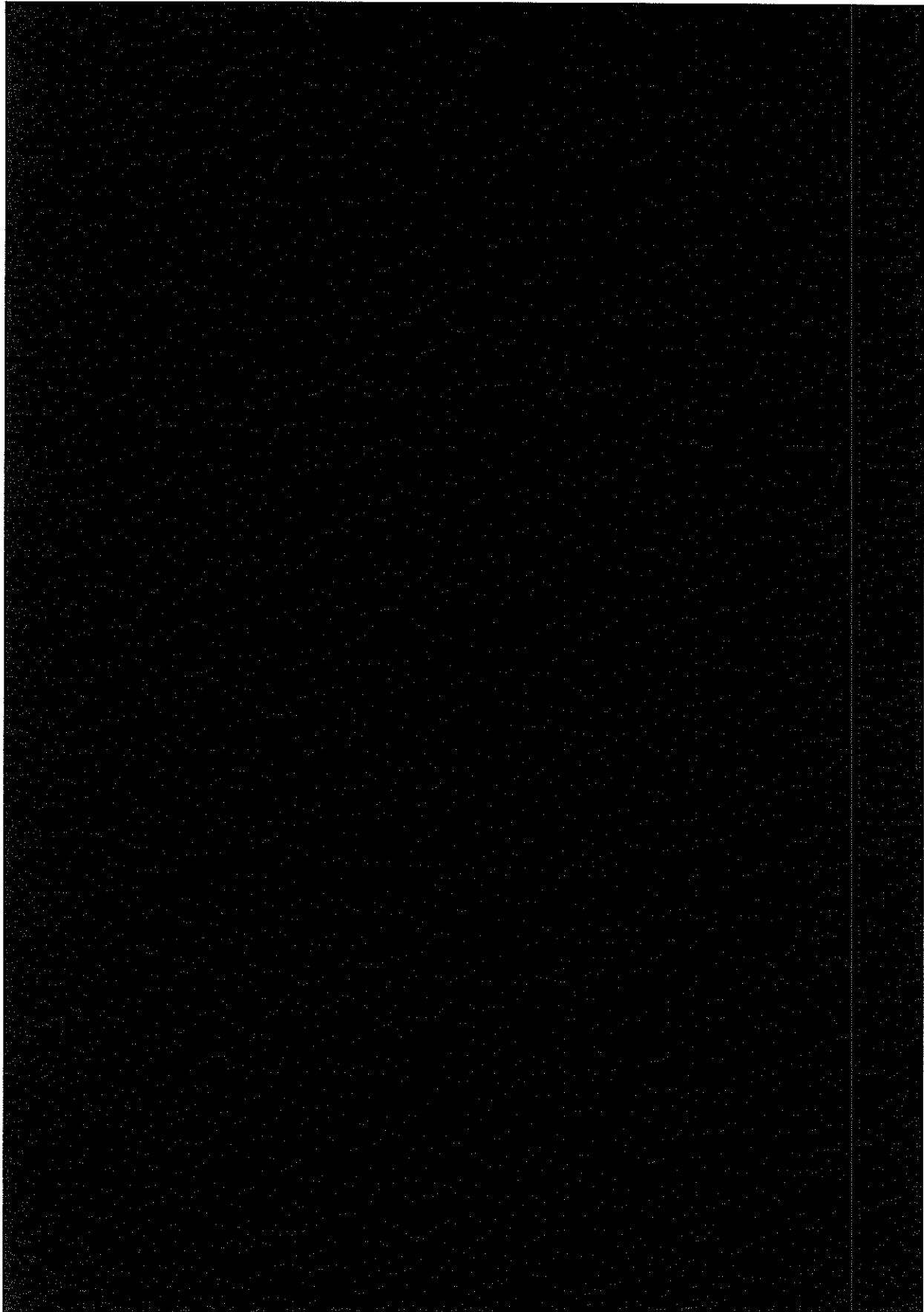




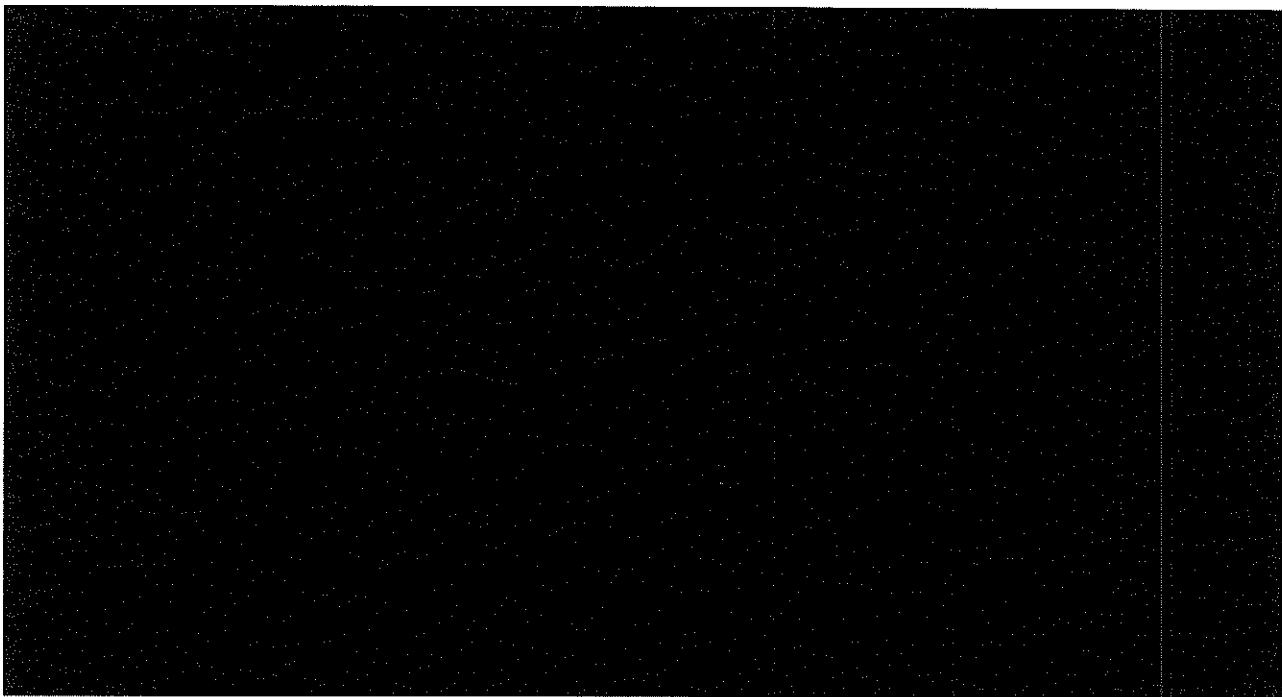


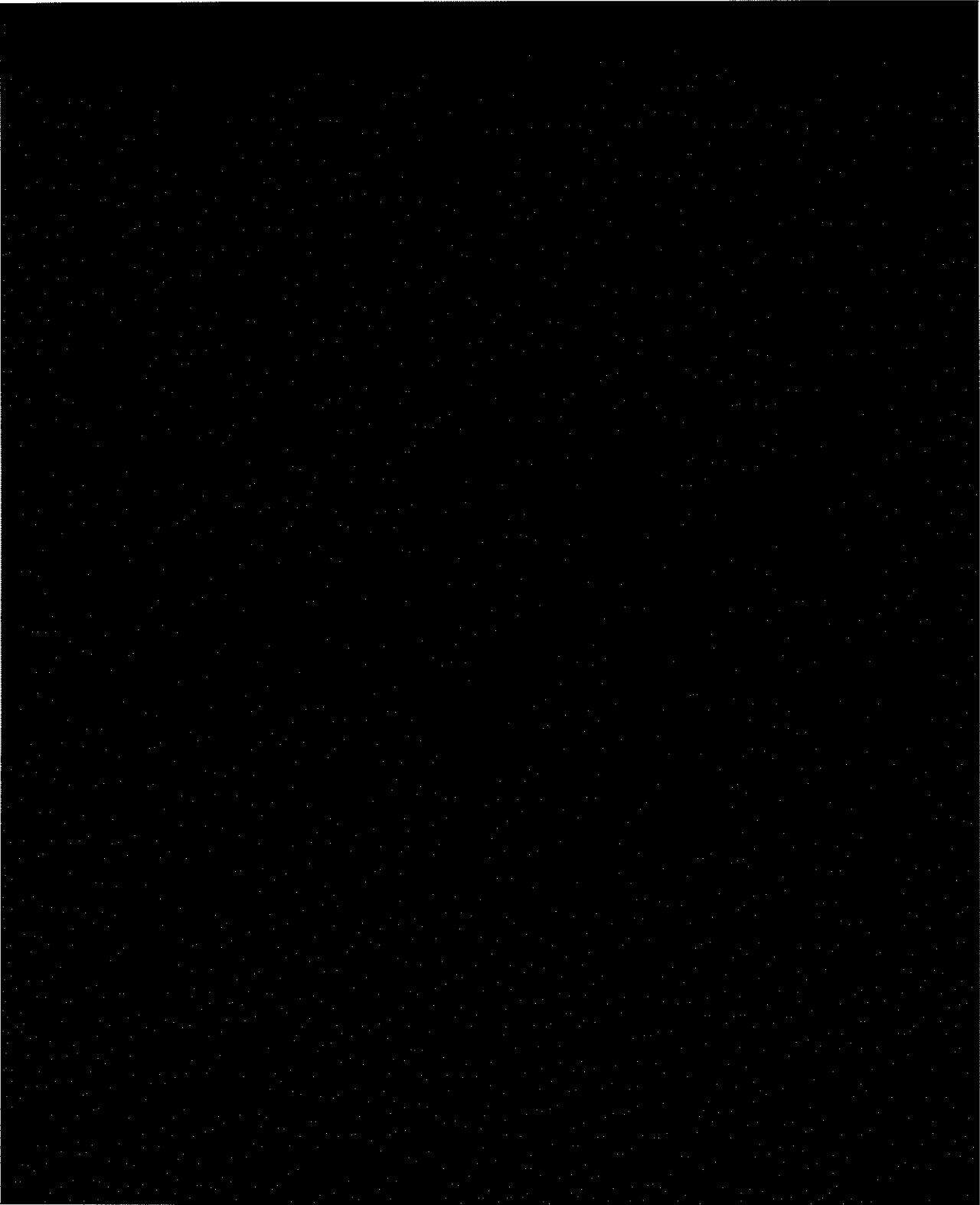


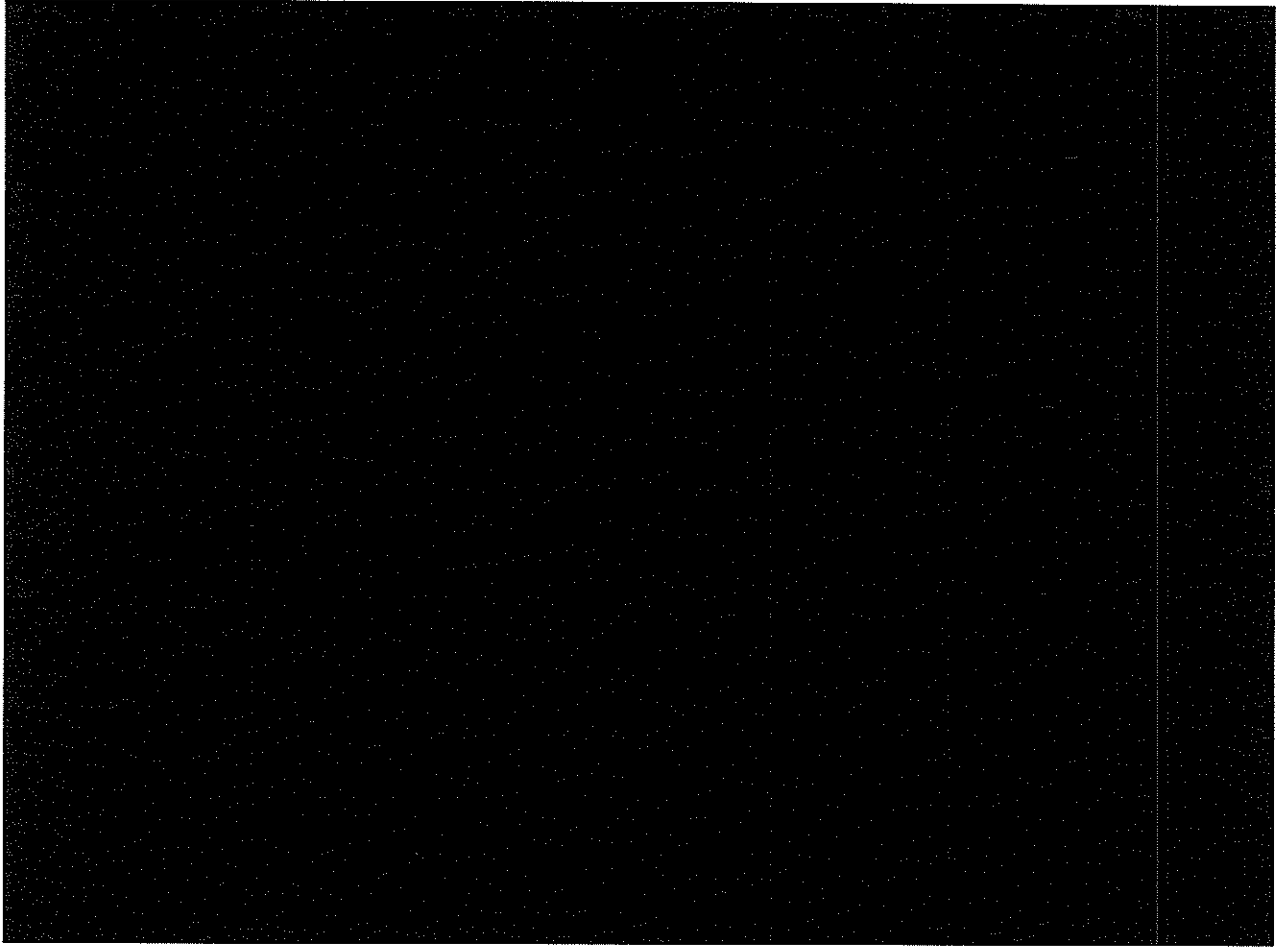












取扱注意

双葉地方町村及び福島県と国の協議会概要

日時：平成24年6月22日 18:00～20:30

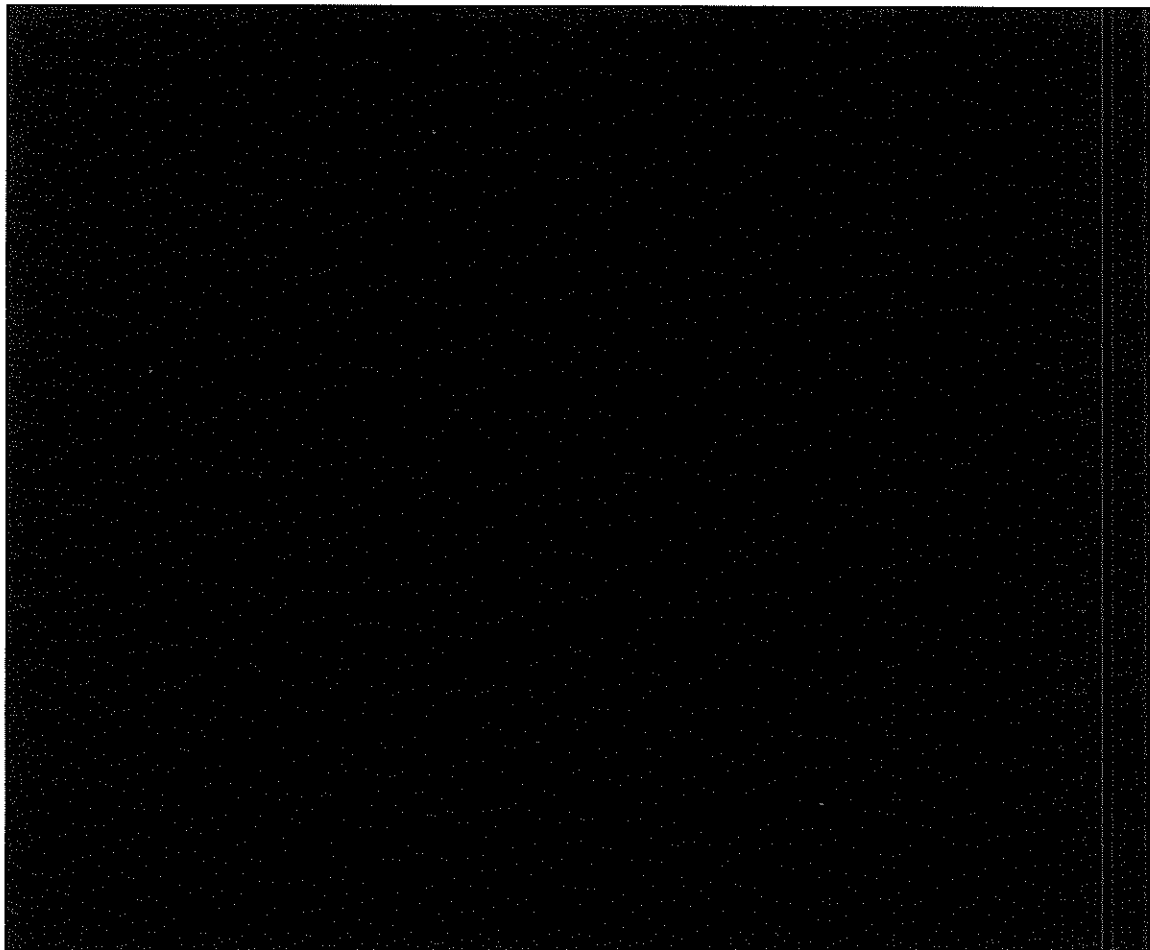
場所：福島県庁本庁舎第一特別委員会室

出席者

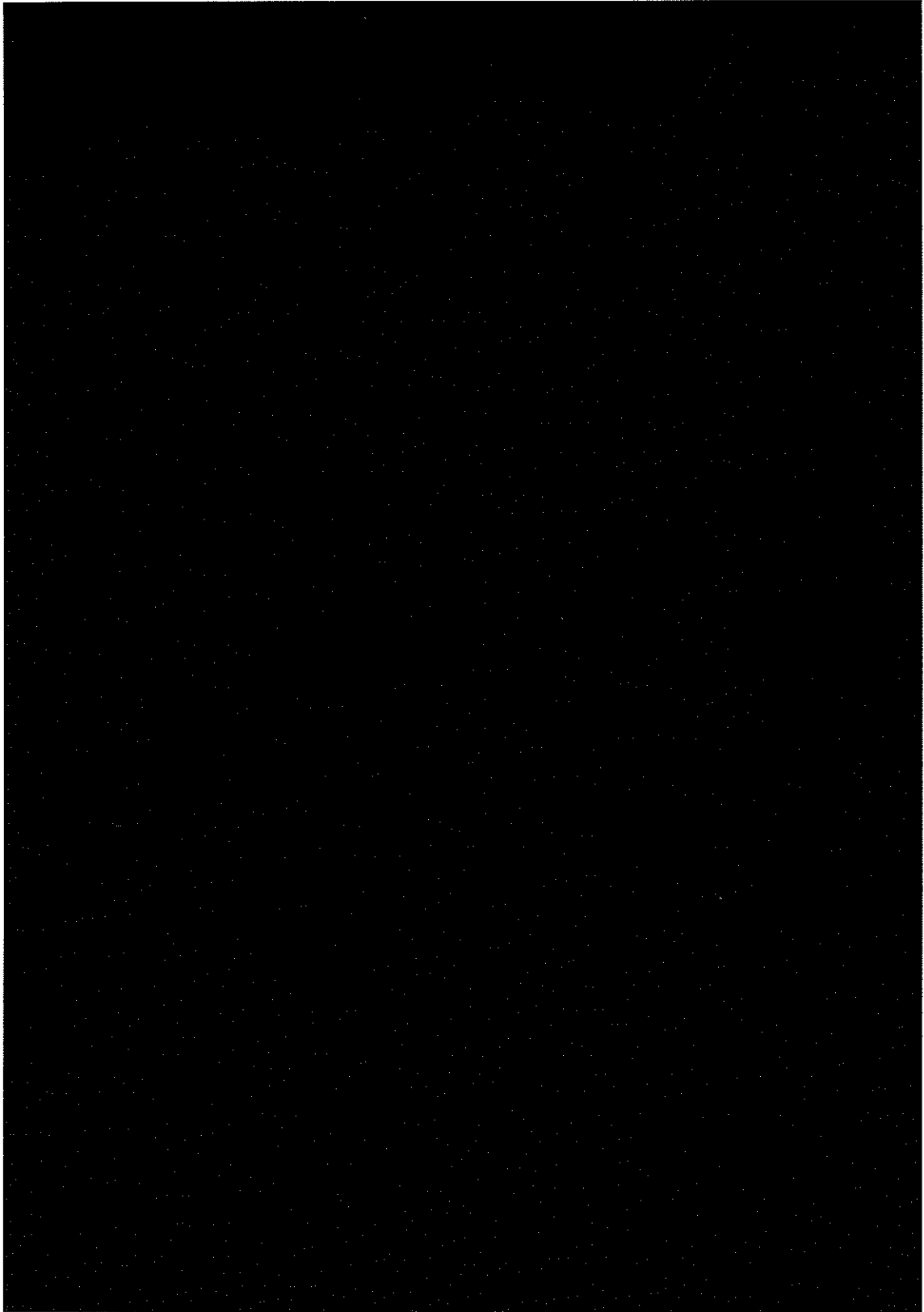
先方：内堀副知事、鈴木副町長（大熊町）、猪狩副村長（川内村）、井上副町長（双葉町）、田中副町長（富岡町）、檜野副町長（浪江町）、永山総務課長（檜葉町）、金谷副村長（葛尾村）、黒田副町長（広野町）等

当方：岡本統括官、福井参事官、由良参事官（以上復興庁）、鷺坂局長（環境省）、守本参事官（経産省）、児島参事官（内閣府）、田口課長（文科省）等

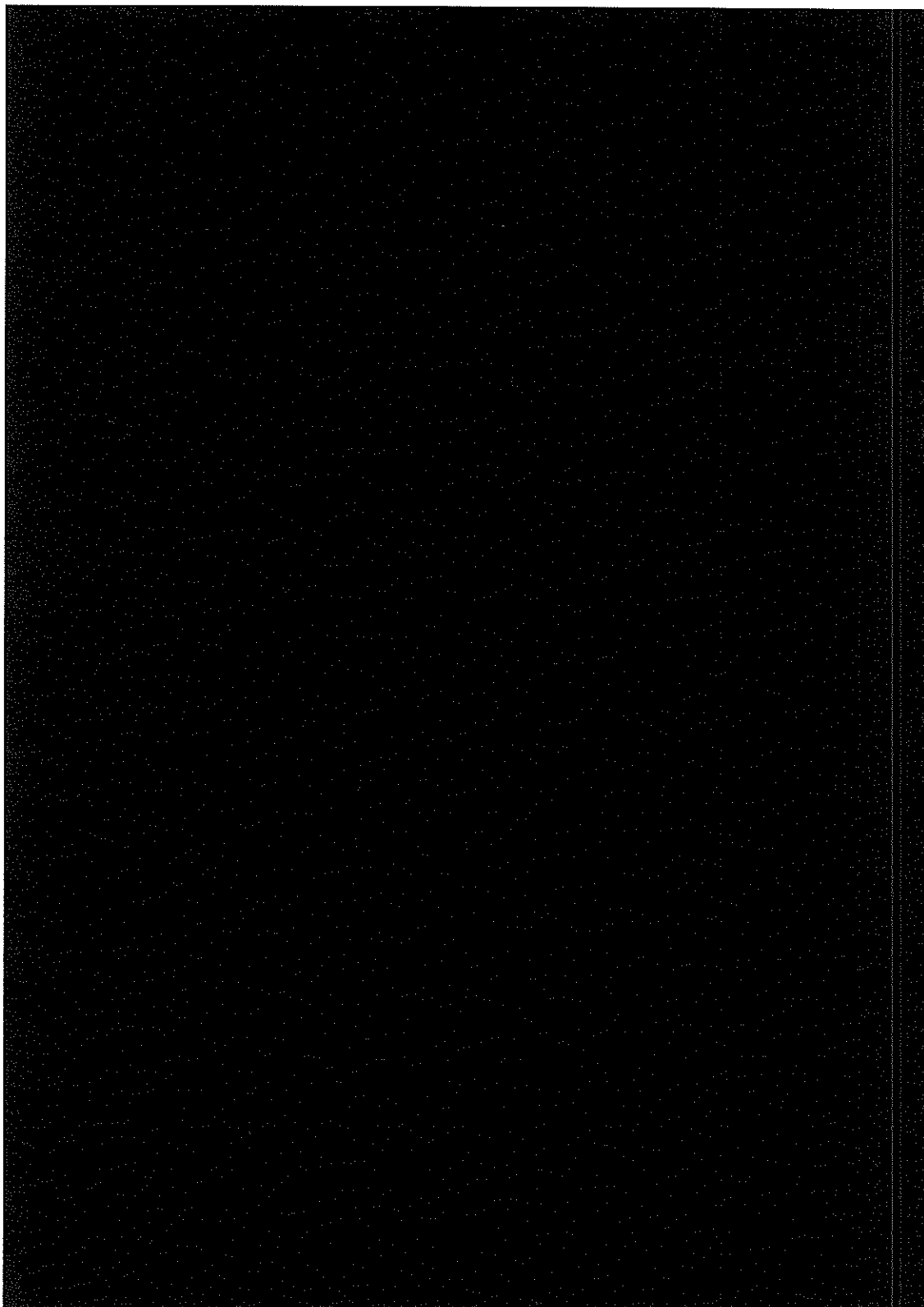
■冒頭内堀副知事、岡本統括官から挨拶
（挨拶終了後プレス退出）



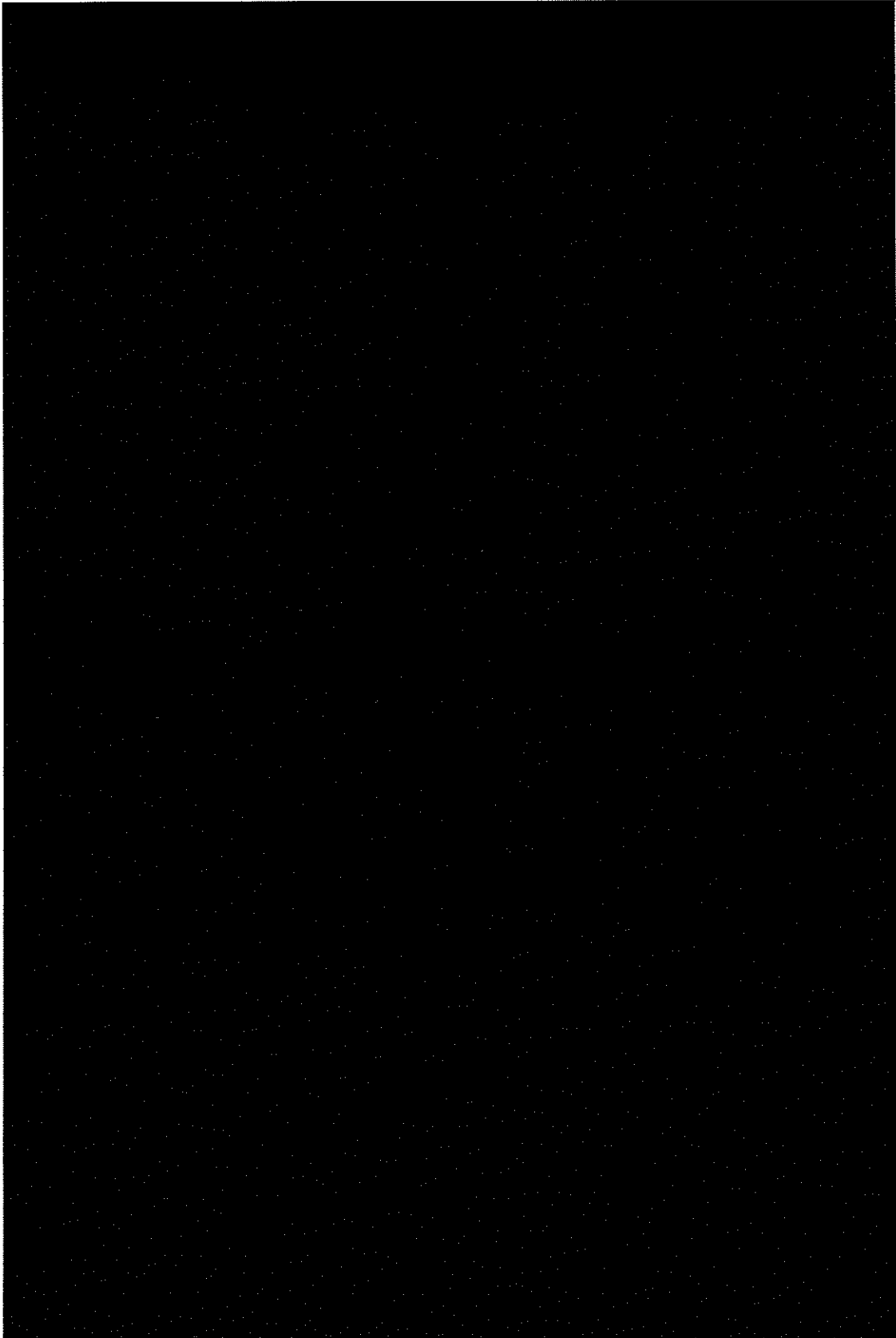
取扱注意

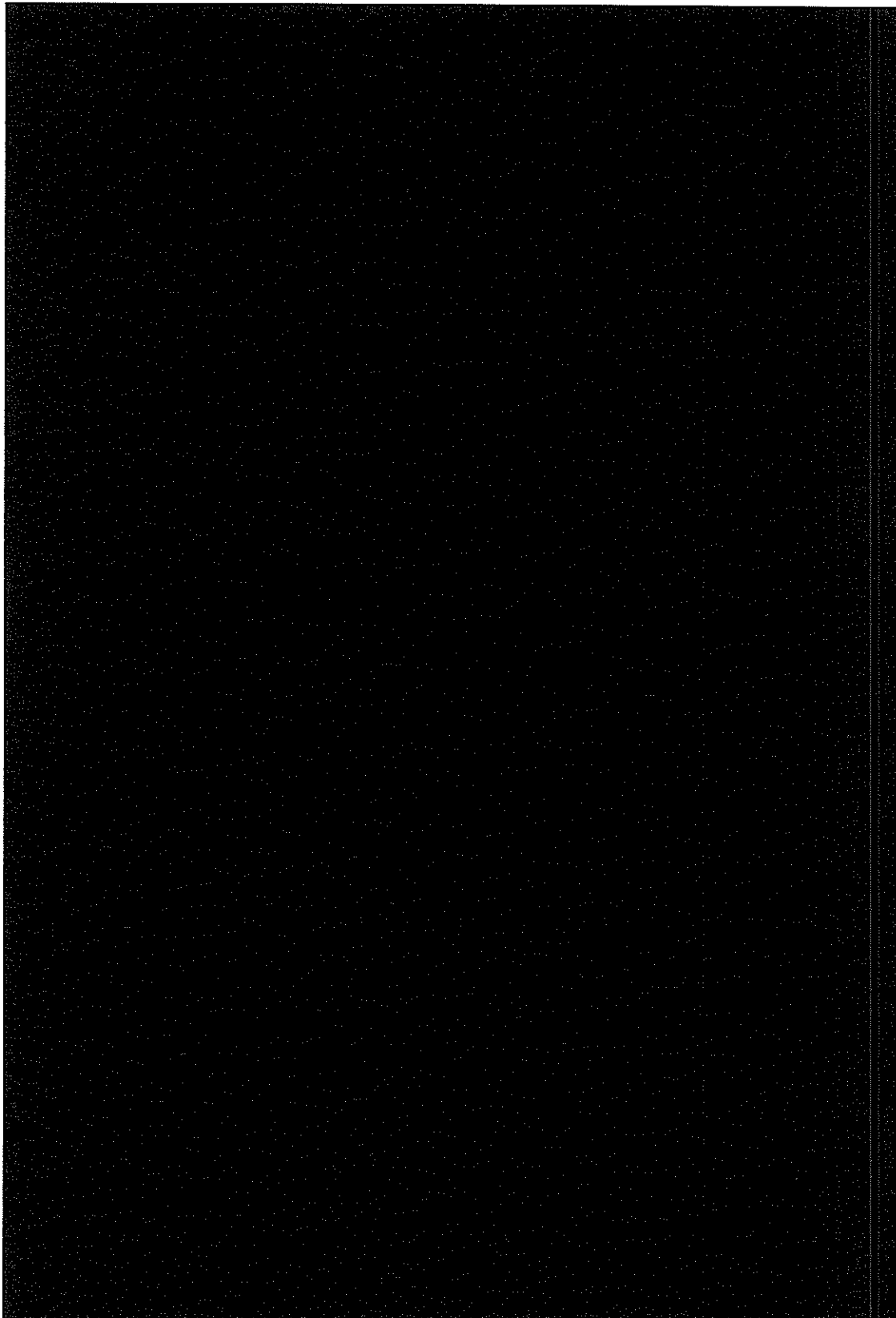


取扱注意

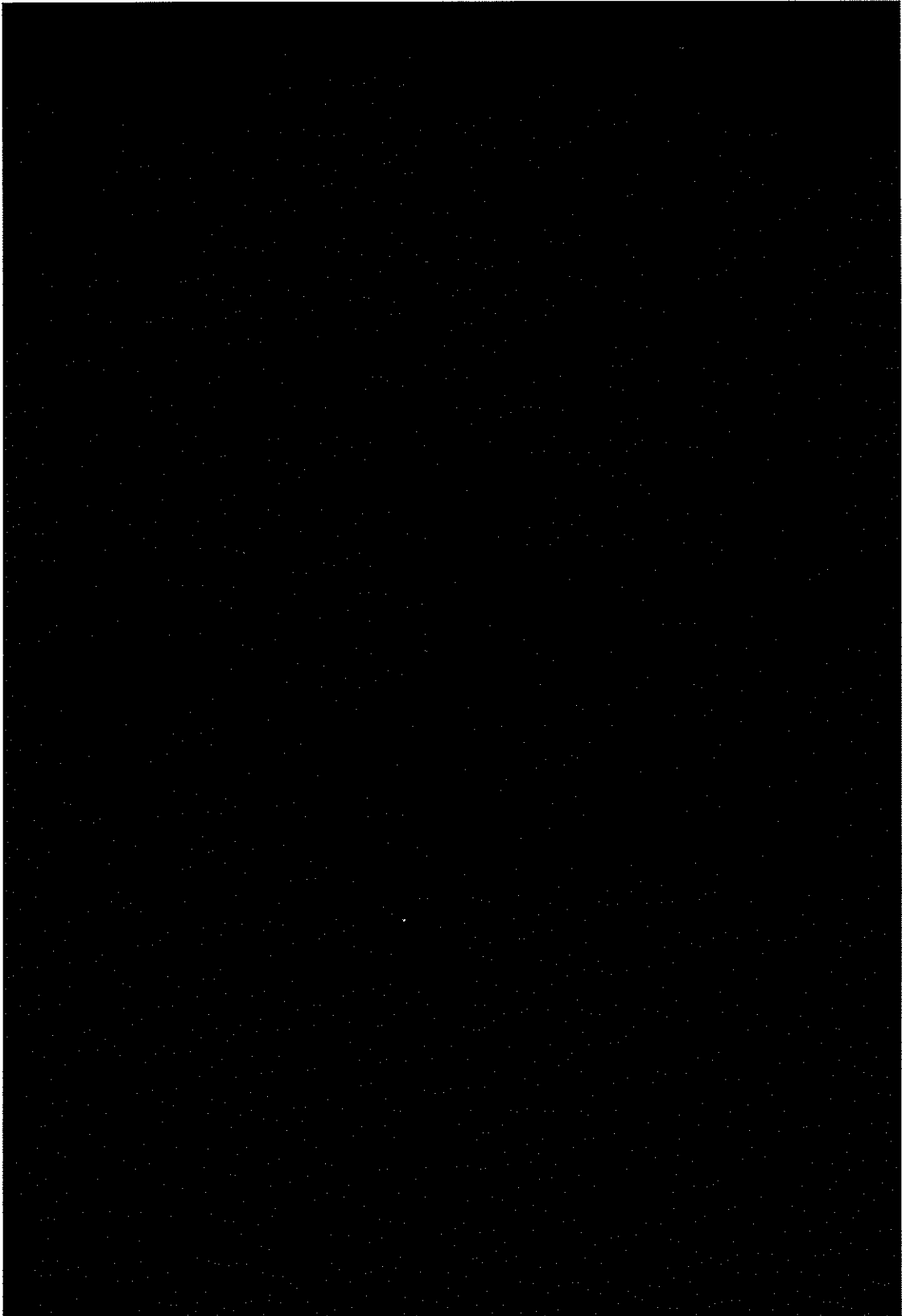


取扱注意

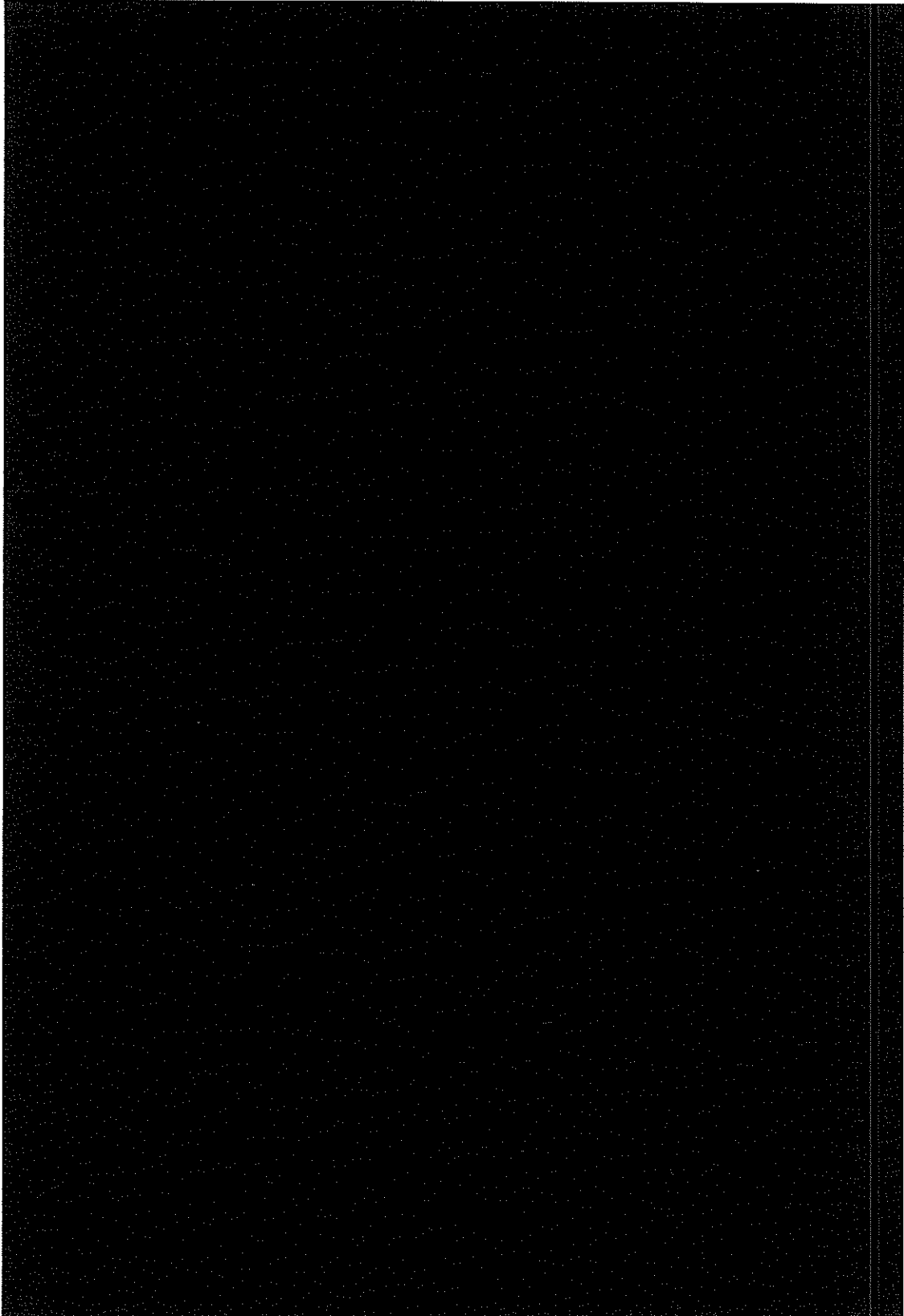




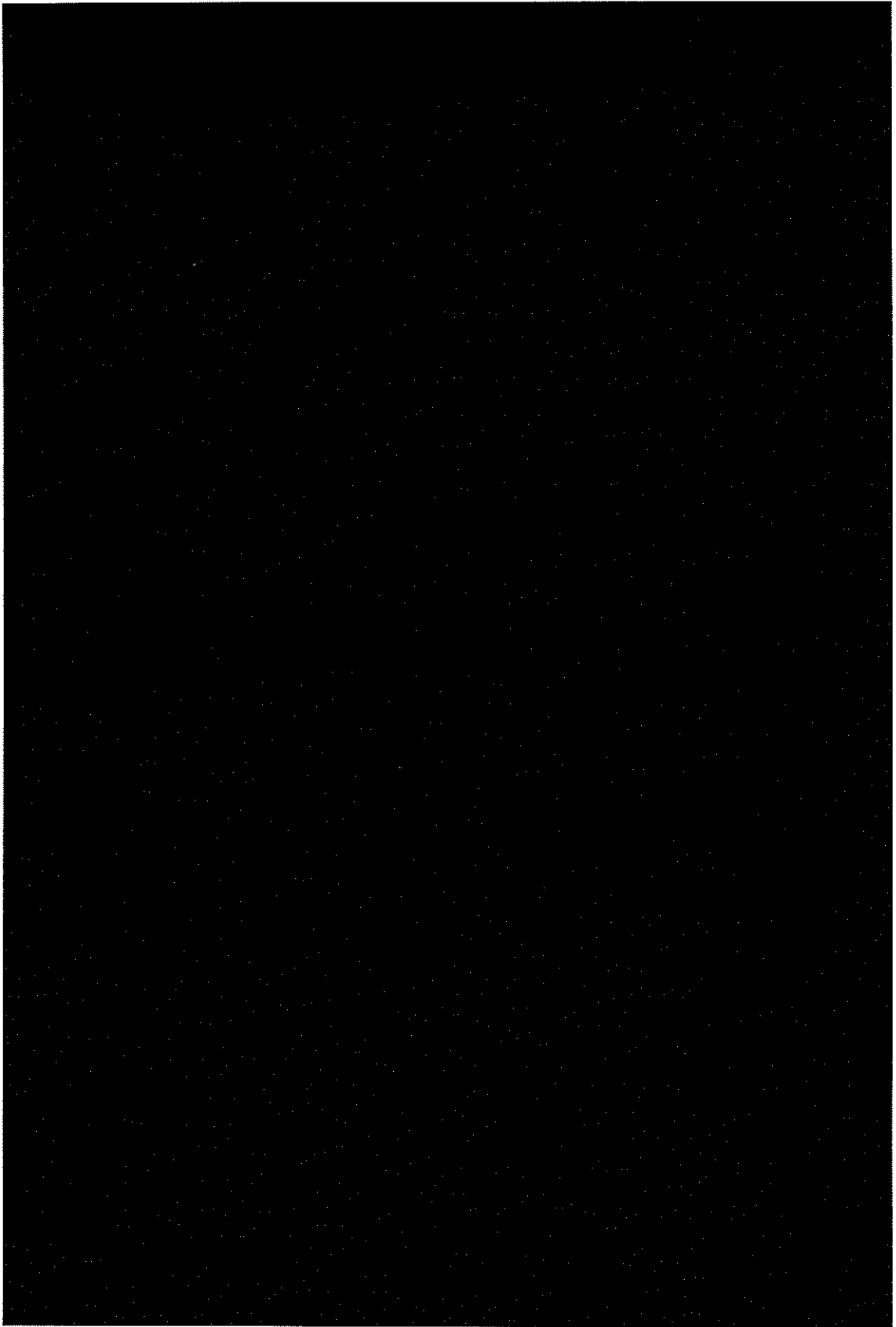
取扱注意



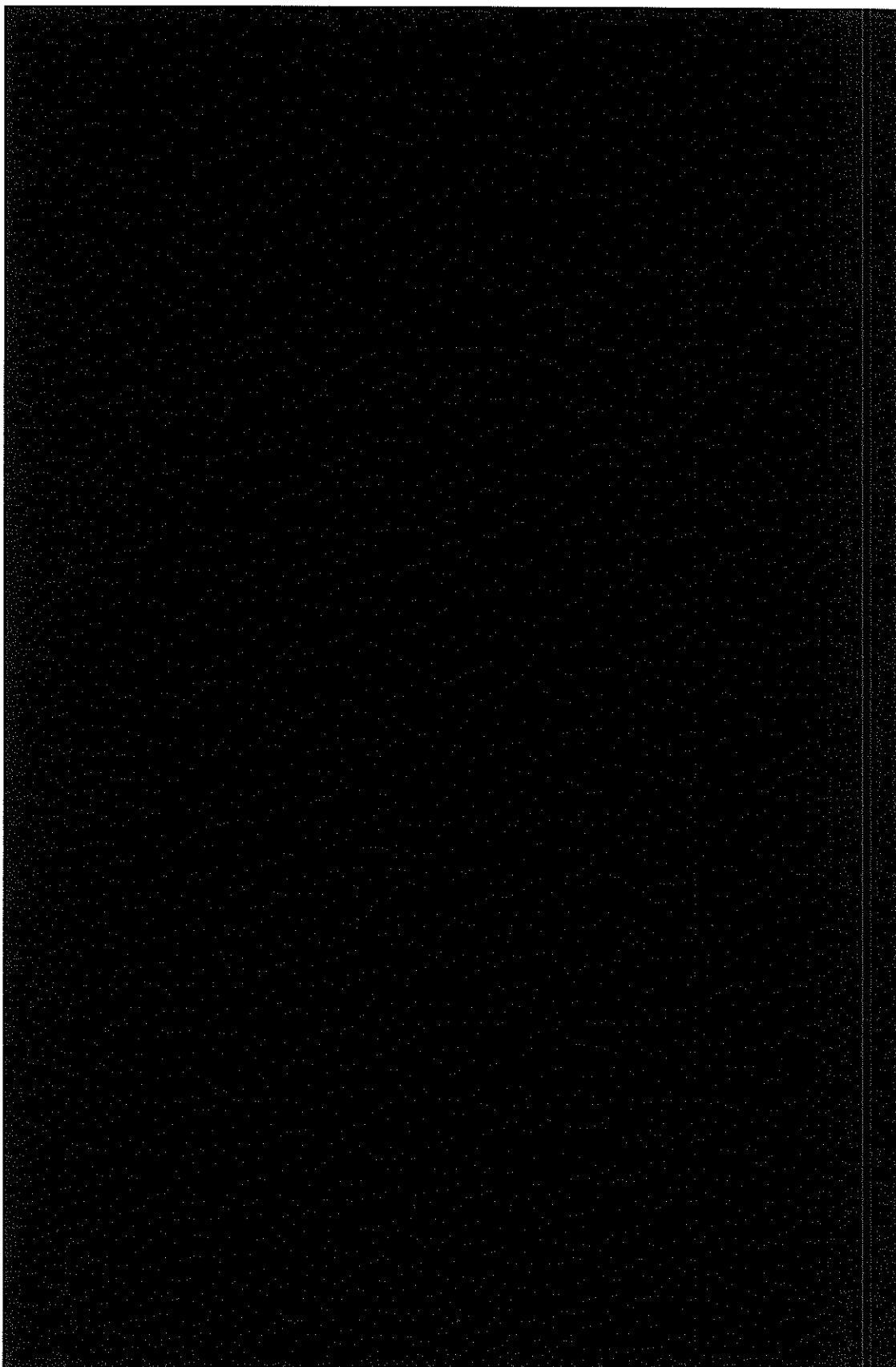
取扱注意



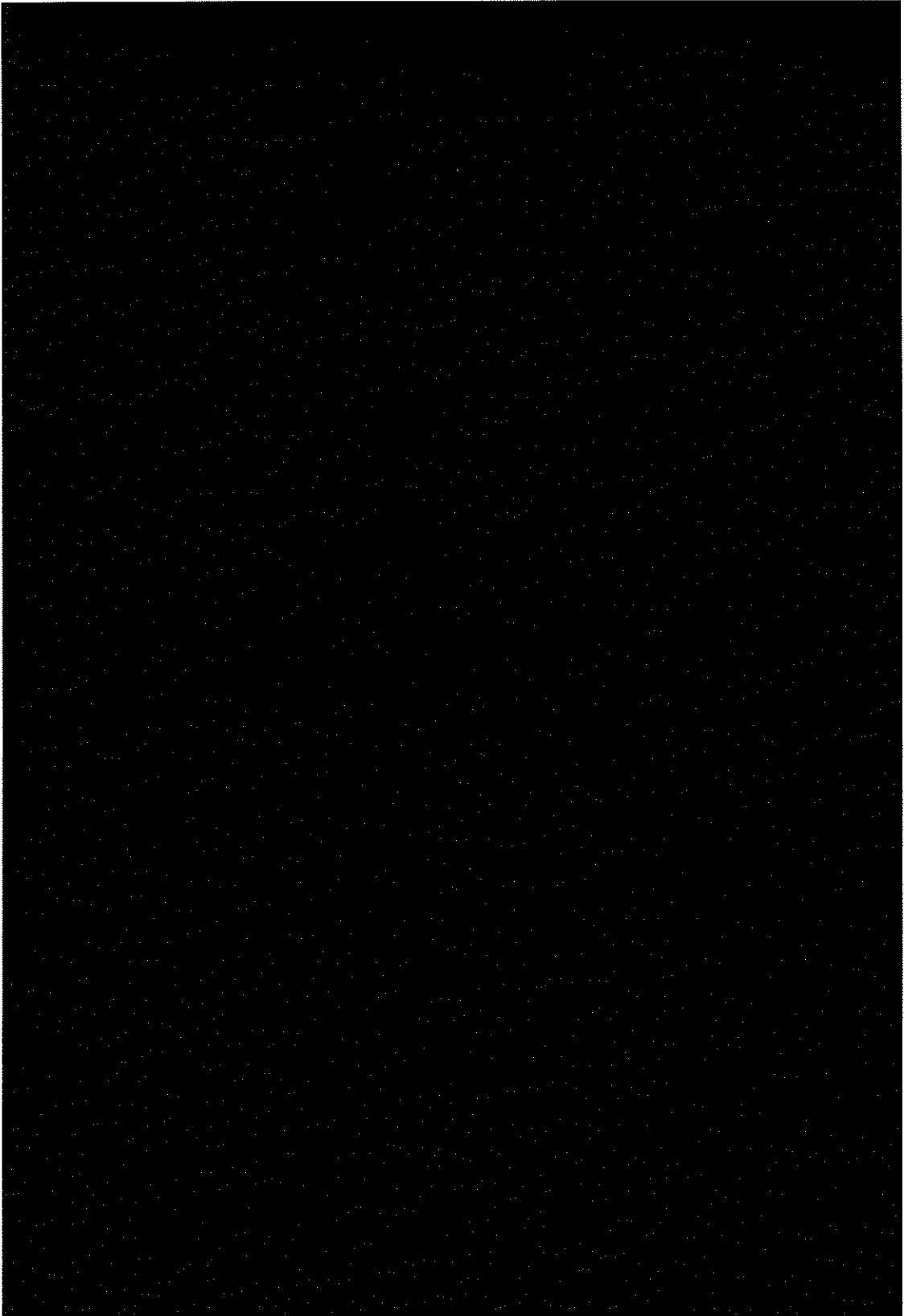
取扱注意



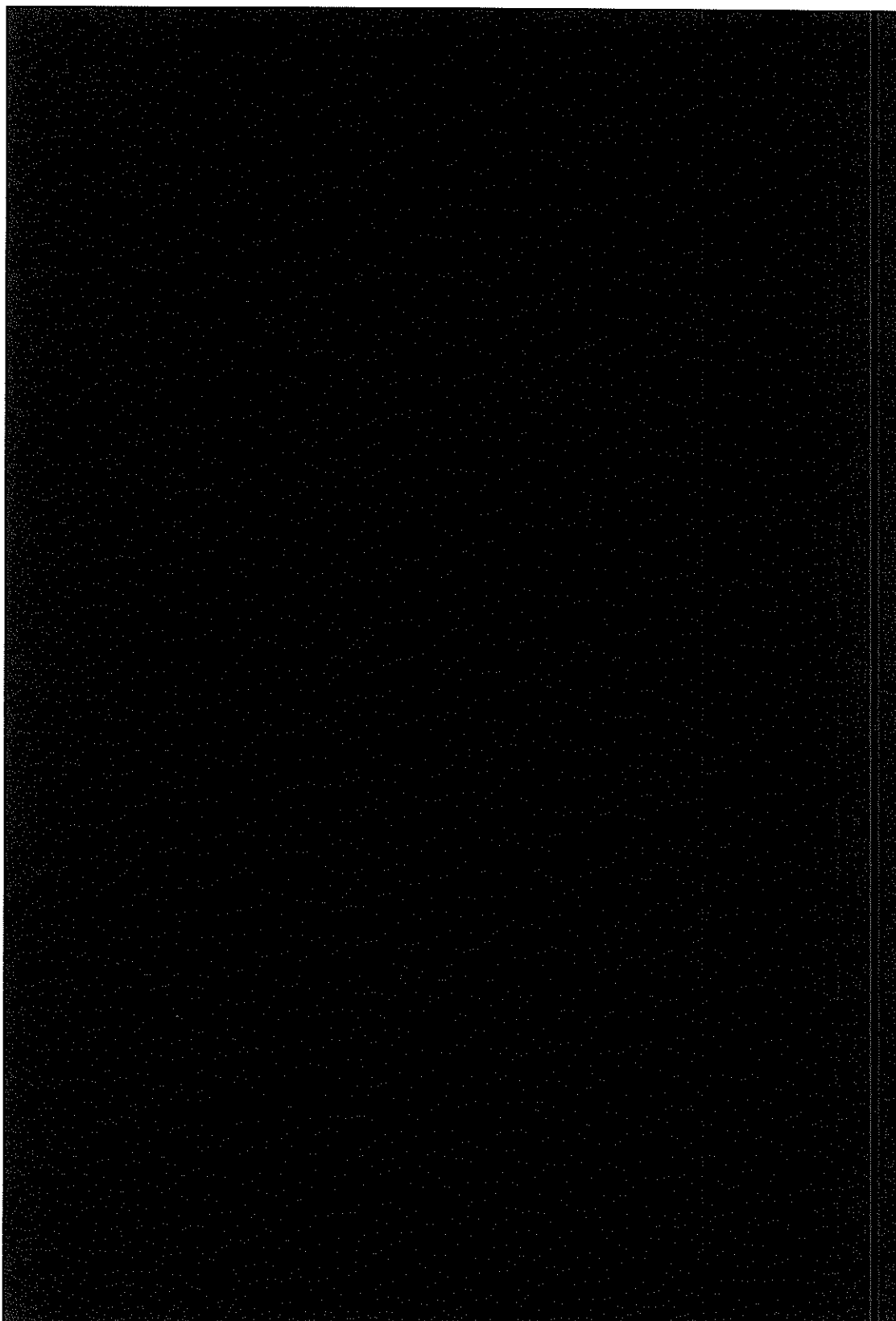
取扱注意



取扱注意



取扱注意



取扱注意

